

— 目 次 —

(9月8日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	3
本日の会議に付した事件	5
出 席 議 員	7
欠 席 議 員	8
議会事務局職員出席者	8
説明のために出席した者	8
開会、開議宣告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議長の諸般報告	10
市長の行政報告	10
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	12
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	15
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告	17
承認第13号	18
承認第14号	18
承認第15号	18
承認第16号	18
報告第4号	30
報告第5号	30
報告第6号	30
報告第7号	30
報告第8号	30
報告第9号	30
報告第10号	30
報告第11号	30
対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告	35

認定第1号	44
認定第2号	44
認定第3号	44
認定第4号	45
認定第5号	45
認定第6号	45
認定第7号	45
認定第8号	45
議案第62号	46
議案第63号	55
議案第64号	55
議案第65号	58
議案第66号	58
議案第67号	58
議案第68号	58
議案第69号	58
議案第70号	58
議案第71号	58
議案第72号	58
議案第74号	58
議案第73号	64
議案第75号	66
議案第76号	67
議案第77号	69
議案第78号	69
議案第79号	71
諮問第3号	73
陳情第2号	74
散会	74
(9月14日)	
議事日程	75

本日の会議に付した事件	75
出席議員	75
欠席議員	75
議会事務局職員出席者	75
説明のために出席した者	75
開議宣告	76
市政一般質問	77
2番 伊原 徹君	77
11番 波田 政和君	86
5番 小島 徳重君	97
12番 小宮 教義君	107
散会	117

(9月15日)

議事日程	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	119
欠席議員	119
議会事務局職員出席者	119
説明のために出席した者	119
開議宣告	120
市政一般質問	120
16番 大部 初幸君	121
1番 坂本 充弘君	128
4番 春田 新一君	136
散会	148

(9月16日)

議事日程	149
本日の会議に付した事件	149
出席議員	149
欠席議員	149

議会事務局職員出席者	149
説明のために出席した者	149
開議宣告	150
市政一般質問	150
3番 長郷 泰二君	151
15番 大浦 孝司君	162
散会	172

(9月18日)

議事日程	173
本日の会議に付した事件	173
出席議員	174
欠席議員	174
議会事務局職員出席者	174
説明のために出席した者	174
開議宣告	175
議案第62号	175
議案第73号	175
議案第75号	175
陳情第2号	181
議案第80号	182
議案第81号	184
議案第82号	185
議案第83号	186
議案第84号	193
委員会の閉会中の継続審査について	195
発議第1号	195
閉会	199
署名	200

対馬市告示第95号

令和2年第3回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和2年8月28日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和2年9月8日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

坂本 充弘君	伊原 徹君
長郷 泰二君	春田 新一君
小島 徳重君	吉見 優子君
渕上 清君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	山本 輝昭君
波田 政和君	小宮 教義君
齋藤 久光君	初村 久藏君
大浦 孝司君	大部 初幸君
作元 義文君	上野洋次郎君
小川 廣康君	

○9月14日に応招した議員

○9月15日に応招した議員

○9月16日に応招した議員

○9月18日に応招した議員

○9月14日に応招しなかった議員

渕上 清君

○9月15日に応招しなかった議員

黒田 昭雄君

齋藤 久光君

○9月16日に応招しなかった議員

黒田 昭雄君

○9月18日に応招しなかった議員

吉見 優子君

黒田 昭雄君

令和2年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和2年9月8日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年9月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第8 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度対馬市
一般会計補正予算(第4号))
- 日程第9 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度対馬市
一般会計補正予算(第5号))
- 日程第10 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度対馬市
一般会計補正予算(第6号))
- 日程第11 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度対馬市
一般会計補正予算(第7号))
- 日程第12 報告第4号 令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告につ
いて
- 日程第13 報告第5号 令和元事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告につ
いて
- 日程第14 報告第6号 令和元事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況
報告について
- 日程第15 報告第7号 令和元事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告に
ついて
- 日程第16 報告第8号 令和元事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状
況報告について
- 日程第17 報告第9号 令和元事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況

報告について

- 日程第18 報告第10号 令和元年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第19 報告第11号 令和元年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について
- 日程第20 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第21 認定第1号 令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第2号 令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第23 認定第3号 令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第24 認定第4号 令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第25 認定第5号 令和元年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第26 認定第6号 令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第27 認定第7号 令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第28 認定第8号 令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 議案第62号 令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第30 議案第63号 令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第64号 令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第65号 対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第66号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第67号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第68号 対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を
定める条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第69号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第70号 対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例

- 日程第38 議案第71号 金融機関の合併に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第39 議案第72号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第40 議案第74号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第73号 対馬市立博物館条例
- 日程第42 議案第75号 対馬市犯罪被害者等支援条例
- 日程第43 議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第44 議案第77号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(今里地区)
- 日程第45 議案第78号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(檜滝地区)
- 日程第46 議案第79号 財産取得契約の締結について
- 日程第47 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第48 陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第8 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第9 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第10 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第11 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市

一般会計補正予算（第7号）

- 日程第12 報告第4号 令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第13 報告第5号 令和元事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第14 報告第6号 令和元事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第7号 令和元事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告について
- 日程第16 報告第8号 令和元事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第9号 令和元事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告について
- 日程第18 報告第10号 令和元年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第19 報告第11号 令和元年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第20 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告
- 日程第21 認定第1号 令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第2号 令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第3号 令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第4号 令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第5号 令和元年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第6号 令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第7号 令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第8号 令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 議案第62号 令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）

- 日程第30 議案第63号 令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第64号 令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第65号 対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第66号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第67号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第68号 対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第69号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第70号 対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例
- 日程第38 議案第71号 金融機関の合併に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第39 議案第72号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第40 議案第74号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第73号 対馬市立博物館条例
- 日程第42 議案第75号 対馬市犯罪被害者等支援条例
- 日程第43 議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第44 議案第77号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（今里地区）
- 日程第45 議案第78号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（榎滝地区）
- 日程第46 議案第79号 財産取得契約の締結について
- 日程第47 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第48 陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 坂本 充弘君 | 2 番 伊原 徹君 |
| 3 番 長郷 泰二君 | 4 番 春田 新一君 |

5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 渕上 清君	8番 黒田 昭雄君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長 (選挙管理委員会事務局書記長)	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君

中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君
代表監査委員	安野堅一郎君

午前10時00分開会

○議長（小川 廣康君） おはようございます。ただいまから、令和2年第3回対馬市議会定例会を開会します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場の換気のため出入り口を開放しての会議を運営することといたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、先日からの台風第9号、第10号により被災された市民の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。なお、公共施設等についても被害が発生しているようでございますので、理事者側におかれましては早急に復旧されるよう最大の努力を望んでおきます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小川 廣康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、小島徳重君及び吉見優子君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（小川 廣康君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から9月18日までの11日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。会期は、本日から9月18日までの11日間に決

定をいたしました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（小川 廣康君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第2回定例会終了後以降の議長の行動等は配付しております庶務報告のとおりであります。

全国離島振興市町村議会議長会総会等が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延により中止となっております。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（小川 廣康君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許可します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。本日ここに、令和2年第3回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、7月10日未明から降り続いた大雨により増水した川に流されて、お1人の尊い命が失われました。大変残念な事故であり、心から御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々にはお見舞いを申し上げます。

近年は、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、市内でも7月28日から猛烈な雨が断続的に降り続き、翌日の29日には「50年に一度の記録的な大雨」情報が発表されました。その大雨による被害の状況は、床上浸水4棟、床下浸水28棟、道路通行止め4路線、河川護岸崩壊1か所、また台風第9号は9月2日から翌3日にかけて対馬に接近し、被害をもたらしました。9月6日現在の主な被災状況は、人的被害、軽症者1名、住家被害1棟、非住家被害2棟、道路通行止め14か所、水道断水134戸、美津島町の箕形地区、また豊玉町の千尋藻地区でございます。停電、市内全域8,840戸、さらに9月6日から翌7日にかけて襲来した台風第10号は、特別警報級の勢力で接近するとの情報から、今まで避難したことの無い市民の方も早めに避難行動を取られていました。そのため、通常開設する9か所の避難所以外にも事前に準備しておりましたが、コロナ禍の中、想定を上回る市民の方が避難され、市内52か所の避難所に777世帯、1,500人の方々が避難されました。

今回の避難所の運営において浮き彫りとなった課題もあり、運営体制について十分な検証が必要であると考えております。

市内各地において暴風による被害が報告されております。被災された市民の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

市といたしましても一日も早い復旧に向け、全力で取り組んでまいります。

そのような中、本第3回対馬市議会定例会も台風第10号の被害により開会を心配されておりましたが、予定どおり開会されますことを安堵しております。

次に、7月29日に本市で第1例目となる新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。また、8月24日には2例目の感染者が、以降、本日まで9例の感染者が確認されております。感染者情報につきましては、県内においてもSNS等を通じて様々な中傷が飛び交う事例が見受けられます。市民の皆様には不確かな情報により風評被害につながるような不当な差別、いじめなどの人権侵害となる行動は厳に慎み、国や県、市がホームページ等で発信する正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

また、引き続き3密の回避、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行など、「新しい生活様式」の実践を徹底していただきますようお願いいたします。一人一人の慎重な行動で感染予防、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

それでは、6月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、初めに総務部でございますけれども、特別定額給付金についてでございます。

国内に住所を登録している方、お1人につき10万円が給付される特別定額給付金につきましては、5月12日から申請受付を開始し、8月18日に受付を終了いたしました。7月中旬以降、未申請世帯に対し、申請の再度の通知及びCATVでのお知らせを行い、併せて区長または民生委員にも御協力をいただき、1万4,989世帯、2万9,904人の皆様に給付を完了いたしました。99.8%というふうになっております。

次に、しまづくり推進部でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国の施策では補填できない地域の実績に応じた施策に活用するために、地方創生臨時交付金が創設されました。

本市への交付限度額は第1次と第2次と合わせて約8億4,300万円が示され、感染防止及び緊急経済対策として、一般会計予算第2号補正及び第5号補正を合わせて計22事業、6億7,555万円を計上し、対馬島民クーポン券の発行や農林漁業者、商工業者、交通事業者への支援、備蓄品の購入、帰省客特典事業等を実施しているところであります。

本定例会にも追加事業の関係予算を提案しているところでございます。

次に、SDGsの推進についてでございますが、7月17日付、内閣府から「SDGs未来都市」として選定を受け、循環経済を高め、持続可能な島となることを目標とする「対馬市SDGs未来都市計画」を8月に内閣府に提出したところでございます。

計画の主な内容といたしましては、対馬グローバル大学や対馬学フォーラムの開催を通じ、SDGs推進の担い手育成を図るとともに、これらの担い手を連携させる対馬SDGsクラブの立

ち上げを掲げています。

次に、海洋プラスチックごみに関しては、対馬でしか学べない現地体験型・社会貢献型のスタディツアーを実施し、対馬を広く認知していただき、海洋プラスチックごみの回収量の増加、リサイクル利用率の向上を目指しています。

また、バイオマス利用の促進、鹿被害対策の強化、森林整備の推進等により森林生態系の保全改善に努め、森・里・海の連環を図ろうとするものであります。

今後は、市役所組織内にSDGs推進本部を設置し、計画内容をさらにブラッシュアップし、今年度中に対馬市SDGs2030ビジョン及び対馬市SDGsアクションプランの策定を進めてまいります。

次に、消防本部でございます。

7月3日、熊本県を中心に発生した「令和2年7月豪雨災害」の災害支援のため、消防庁長官の出動指示により緊急消防援助隊長崎県大隊の隊員として7月5日から7月8日まで救急小隊2隊を熊本県八代市へ派遣いたしました。派遣隊員からは、「河川が氾濫し、家屋の倒壊や土砂が堆積するなど悲惨な状況で、その中、救急活動や孤立した高齢者福祉施設の避難者を病院まで輸送する等の救援活動を展開した。」との活動報告を受けております。

なお、この豪雨でお亡くなりになられた方々に心から御冥福をお祈りいたします。

以上が、行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認4件、令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況ほか報告7件、令和元年度一般会計歳入歳出決算ほか各会計の決算の認定案件7件、令和2年度一般会計ほか補正予算案件2件、条例の廃止1件、条例の一部改正9件、条例の制定1件、辺地に係る整備計画1件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更2件、契約の締結1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問1件、合わせて39件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本会期中に追加議案として、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて1件、契約の締結2件、財産の無償貸付けについて1件を上程する予定としております。併せて御審議くださいますようお願いいたします。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（小川 廣康君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川 廣康君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
1番、坂本充弘総務文教常任委員長。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

令和2年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和2年7月22日、全委員出席のもと、所管事務調査をいたしました。

まず、対馬市立厳原小学校に集合し、田中校長先生の御案内により、校舎の現状について調査いたしました。

厳原小学校は、昭和38年の建築で、築後57年が経過し、対馬で最も古い校舎であります。校舎は老朽化が著しく、ひびが入っている箇所や2階の軒からコンクリート片が落ちているところがあり、児童に危険な状態であることから、調査と対策など今後の対応について協議いたしました。また、外廊下となっているため、設計の古さを痛感しました。体育館は雨漏りにより屋根内側の鉄骨がさびているところが見受けられ、照明が何灯も切れており、つり下げ式のバスケットボール用のゴールについても操作盤が作動せず、使用できない状態でした。この照明の電球交換には足場を組む必要があり、簡単には交換ができないとのことでした。

次に、対馬市交流センター3階第5・6会議室において、教育委員会事務局から阿比留教育部長、八島教育総務課長、扇参事兼課長補佐の出席を求め、「市立小中学校の統合計画と問題点について」と「市立小中学校の改修計画について」説明を受けました。

初めに、市立小中学校の統合計画と問題点について、学校統廃合は様々な要素が絡む困難な問題で、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものである。学校の適正化・適正配置については、行政が一方的に進めるべきものでないことから、保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得る学校づくりの視点を踏まえた丁寧な協議を行い、保護者や地域住民と共通理解を図っているとのことでした。

次に、市立小中学校の改修計画について、対馬市は平成27年度に島内の小中学校の耐震補強工事が完了し、全て耐震基準を満たしている。学校ブロック塀対策については、島内小中学校20校35か所、延長935メートルのブロック塀が学校敷地内にあるが、そのうち問題があるブロック塀16校20か所、延長520メートルの改修工事を令和元年度末までに完了している。熱中症対策についての空調設備整備事業については、これも令和元年度末で全ての小中学校で設置が完了している。トイレ洋式化工事については、平成29年の計画策定時点で洋式化率が

18%であったので、率を上げるため年次計画を立て、今年度は6校の工事をしている。今後も洋式化への改修をしていきたいとのことでした。

学校施設の全体的なことについて、施設ごとの方針等及び今後のスケジュールの説明もありました。方向性として存続する建物は施設更新、規模拡大、また長寿命化などの対馬市公共施設等総合管理計画に掲げている方針のとおり、施設の建て替えや大規模改修、施設規模の拡大、また施設を延命するための改修をしていくという説明でした。

厳原小学校については、昭和38年3月に建てられ、その後、昭和39年から41年にかけて増築され、昭和45年に体育館が落成、築後57年を経過している。平成26年度に屋上に太陽光発電を設置、平成27年度に耐震補強工事、平成29年度にグラウンドの大規模改修工事、平成30年度に空調設備、今年度はトイレの洋式化工事を実施、また、単独事業として平成29年に維持補修のため校舎2階の手すりを改修、平成30年度に屋上の雨漏り防水工事を実施したとの説明でした。

委員からは、スクールバスの運用について、バスが老朽化しているので更新や整備等も含め万全の配慮をもってやっていただきたい。校舎の施設更新については計画性をもって対処していただきたいという意見がありました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） おはようございます。この厳原小学校についてももう少し調査してあったらと思いますので確認したいと思いますが、この報告書では、例えば耐震が27年に終わっていますと、老朽はしておりますという報告でございしますが、そしたらこのまま修理とか改良を加えながらしばらく使っていくという解釈でよろしいのか。それと、報告書の中では照明関係がすぐには取り替えられないんだという報告だけやったんですけども、もしその後、それだけなのか。報告する以上はいつ頃どうするかというところがなけらんと、議会のおる意味はないんじゃないかなと私なりに考えますので、そこら辺がもう少しどう詰めてあったのかだけをお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（小川 廣康君） 1番、坂本充弘総務文教常任委員長。

○議員（1番 坂本 充弘君） まず、校舎の件でございすけれども、校舎は耐震補強工事が完了しているということでございますけれども、まず早急に建て替え等がまだ予定が立っておりませんので、しばらくはこのままでいかなければならないということでございます。そして、古い校舎になっておりますので、ひび割れ等もあちこち見えておりますので、この建物はその先長い間、使用できない予測もしておりますので、できるなら早いうちに計画を立てて予定をしていた

だけないかということで意見もあっておりました。

それから、照明の件でございますけれども、照明も先ほど説明したとおり、足場を組むのが物すごく時間がかかりますので、これももう何灯も消えている状態でありましたので、これ以上、照明等が切れますともう競技できないような状態になってきますので、これもいつまでにということではなかったんですけども、できるだけ早い機会に計画を組んで早急に対応してくださいということで、その場の調査は終わっておりました。

そういう説明でした。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） ありがとうございます。今、委員長から報告がありますように、いつになるか分からんという話じゃなくて、いついつまでどうするかというのが報告であるべきじゃなかろうかなど。実際、委員さんも感じてそういうまとめになったと思いますので、これを別の形でも早急にやり替えると、要するにやる気があるかだけの話なんです。毎回話しますけども、ここら辺を委員長、よろしく願いまして終わらせていただきます。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（小川 廣康君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
2番、伊原徹厚生常任委員長。

○議員（2番 伊原 徹君） 厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。令和2年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和2年8月4日に佐賀、三根、豊玉南保育所における入所児童数及び保育士の充足率等について、また、地域循環システム推進事業（生ごみ）の今後の展開について所管事務調査を行いました。

当日は、午後1時30分から対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において全委員出席のもと、福祉保険部から扇こども未来課長、阿比留係長の出席を求め、保育所の状況について説明を受けました。

また、午後3時15分から生ごみ等堆肥施設及び対馬市交流センター3階第3会議室において、乙成市民生活部長、舍利倉環境政策課長、双須係長の出席を求め、生ごみ等資源再利用システム

について説明を受けました。

峰町佐賀にある佐賀保育所は、定員40人に対し、入所児童数50人、必要保育士数は5.5人であり、現在、保育士は会計年度任用職員を含めて5人が常勤しています。受入児童数に対して、保育室が不足していることから、現在、遊戯室を保育室と兼用し利用している状況であるとの説明がありました。

同じく峰町三根の三根保育所は、定員40人に対し、入所児童数22人、必要保育士数は2.46人であり、現在、保育士は会計年度任用職員を含めて3人が常勤しています。施設の老朽化に伴う室内の壁のひび割れ等により雨漏りが発生しているとの説明がありました。

豊玉町嵯峨にある豊玉南保育所は、定員40人に対し、入所児童数50人、必要保育士数は6.45人であり、現在、保育士は会計年度任用職員を含めて6人が常勤しています。当施設の中央部にある遊戯室にはエアコンが設置されていないことから、児童のトイレ、手洗いの際など、保育室を開閉するたびに部屋の温度が大きく変化する旨の説明がありました。

委員から、遊戯室を保育室と兼用している状況について、児童にとって遊戯室本来の利用ができるよう、早急に解決すべき必要があること、また、エアコンの未設置についても児童の体調管理に影響することから、建替え等も含め早急に対応すべきとの意見に対し、担当部から、市内の保育所について新たな配置計画を策定予定であり、その中で見直しをしていく予定であるとの説明がありました。施設の状況及び保育士の十分な確保も含めて、利用する児童の現状に合わせた配置計画を検討してほしい旨の意見が委員から併せてありました。

美津島町根緒にある生ごみ等堆肥化施設は、平成27年度に施設整備され、資源循環型社会の構築に向けた生ごみの分別収集、堆肥化を図っています。

生ごみ等資源再利用に係る令和元年度の協力世帯数は2,010世帯、生ごみ回収量は358トンであり、同じく令和元年度に実施した生ごみアンケート調査結果の検証を踏まえ、生ごみの出し方、生ごみ専用ステーションの設置、回収方法について、さらなる協力世帯の増加と生ごみの再資源化による環境意識の啓発に向けて検討しているとの説明がありました。

今後、生ごみの分別回収に関しては、市民の分別意識やリサイクル意識について、効率的に促進するための方策を打ち出していくことを望むものであります。

なお、堆肥化については、現在、長崎県立諫早農業高等学校へ生ごみ堆肥を使用した試験栽培を依頼していること、生ごみ堆肥の定期的な成分分析の実施、特殊肥料として長崎県へ登録申請を行う予定であり、登録後は協力世帯へ堆肥の無償配布を行う予定であるとの説明がありました。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

○議長（小川 廣康君） 日程第7、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。

14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をいたします。

令和2年8月21日、長崎県建設総合会館において、令和2年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されましたので、議案審議の内容について次のとおり報告いたします。

経過等の報告の後、条例案1件、決算の認定2件、専決処分の報告1件が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

議案審議の内容について、報告をいたします。

議案第10号、長崎県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例は、地方公務員法の規定に基づくサービスの宣誓については、これまで広域連合職員は、派遣元の関係規定を適用していましたが、会計年度任用職員制度が導入されたことを踏まえ、広域連合独自の条例制定が必要となったため、本条例を定めるものであります。

議案第11号、令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額2億3,581万5,000円、歳出総額2億2,720万3,000円であり、当年度実質収支額は861万2,000円であります。

歳入の主なものは、市町からの共通経費負担金2億1,680万6,000円、基金繰入金1,067万7,000円、繰越金750万円であります。

歳出の主なものは、職員の人件費及び事務室借り上げに係る経費であります。

議案第12号、令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2,345億6,118万1,000円、歳出総額2,301億7,746万2,000円であり、当年度の実質収支額は43億8,371万9,000円であります。

歳入の主なものは、市町支出金が348億2,034万7,000円、国庫支出金が816億6,510万2,000円、支払基金交付金が889億1,401万1,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が2,218億5,307万6,000円で、歳出全体の96.38%であります。

続いて、報告第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができ

ない被保険者に対して、傷病手当金の支給に関する必要な事項を定めるため、当該条例を専決処分したので報告し、承認を求めるものであります。

最後に、議会運営委員の選任についてが議題となり、議長指名により新たに2名が令和2年8月21日から追加選任されました。

以上で、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第8. 承認第13号

日程第9. 承認第14号

日程第10. 承認第15号

日程第11. 承認第16号

○議長（小川 廣康君） 日程第8、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号））から、日程第11、承認第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第7号））までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 一括上程となりました承認第13号から承認第16号の専決処分の承認を求めることについて、順にその提案理由と内容を御説明申し上げます。

承認第13号でございます。本案は、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を去る7月1日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うための臨時特別給付金事業に係る経費を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340億6,305万7,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものとさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業補助金を5,000万円計上しております。

次に、歳出でございますが、3款民生費2項児童福祉費で、ひとり親世帯臨時特別給付金4,600万円及び給付に係る事務費を400万円計上しております。

事業の内容につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので御参照ください。

なお、10ページ、11ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、併せて御参照方よろしくをお願いいたします。

次に、承認第14号でございます。本案は、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を去る7月14日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。この補正は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策事業及び同感染症の影響によります市内経済の活性化対策事業に係る経費を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いします。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1,355万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億7,661万6,000円としたものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものとさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など3億8,955万9,000円を計上しております。16款県支出金2項県補助金は、荒廃森林再生事業費補助金2,400万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

10ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費は、島内3高校魅力化向上支援事業補助金70万円のほか、交通事業者コロナ対策支援金交付事業費2,590万円、比田勝博多

航路特別便運航事業費260万円、空き家バンク制度に係るリモートワーク等環境整備支援事業費300万円、自動運転実証実験事業費2,000万円の合計5,220万円を計上しております。

3款民生費2項児童福祉費は、新生児特別定額給付金事業費1,810万円と子育て世帯臨時特別給付金の追加分400万円を計上しております。

4款衛生費1項保健衛生費は、新型コロナウイルス感染予防対策のための啓発事業費、消耗品費及び備品購入費を合わせまして5,063万5,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。6款農林水産業費でございますが、1項農業費は、有害鳥獣捕獲推進事業費496万2,000円を、2項林業費は、原木一時保管経費助成事業費と荒廃森林再生事業費を合わせまして4,534万4,000円を計上し、3項水産業費は、水産業事業継続支援事業費8,200万円をそれぞれ計上しております。

7款商工費1項商工費は、観光業新型コロナ対策協力金事業費9,001万4,000円のほか、島民クーポン券事業費2,330万5,000円、帰省客特典事業費2,500万円、北部対馬コミュニティ活性化事業費1,799万9,000円の合計1億5,631万8,000円を計上しております。

次に、承認第15号でございます。本案は、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を、去る7月21日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、本年7月の断続的な豪雨により上旬から中旬にかけて発生した災害に係る応急措置経費などを計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,942万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ346億604万4,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。第2条地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表地方債補正」によることとし、その限度額を34億8,000万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税を5,665万3,000円を追加しております。16款県支出金1項県負担金は、災害弔慰金負担金187万5,000円を計上しております。22款市債は、災害復旧事業債7,090万円を計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明いたします。12ページをお願いいたします。3款民生費

4項災害救助費は、災害弔慰金250万円を計上しております。11款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に6,466万円を、2項公共土木施設災害復旧費に4,314万2,000円を、14ページをお願いいたします。4項その他の災害復旧費に1,912万6,000円をそれぞれ計上しております。

なお、災害復旧費につきましてはの参考資料はタブレットに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

次に、承認第16号でございます。本案は、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を、去る8月4日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。この補正も、7月の断続的な豪雨により、下旬に発生した災害に係る応急措置経費を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,599万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ346億6,204万2,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表地方債補正」によることとし、その限度額を35億660万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税2,939万8,000円を追加し、22款市債は、災害復旧事業債2,660万円を追加しております。

次に、歳出でございますが、12ページをお願いいたします。11款災害復旧費でございますが、1項農林水産施設災害復旧費に1,640万円を、2項公共土木施設災害復旧費に1,940万円を、3項文教施設災害復旧費に675万3,000円を、4項その他の災害復旧費に1,344万5,000円をそれぞれ追加しております。

なお、災害復旧費につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

また、16、17ページに、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから4件に対する一括質疑を行います。5番、

小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 補正の第5号について、お尋ねをいたします。

1点目は、新型コロナウイルスの感染症対策の備品購入事業の件ですけれども、1,900万の予算措置がされております。今回、市長の行政報告にもございましたけれども、避難者が増えて、そして避難場所も急遽増加したということですが、これだけの避難所を増加した場合、ここ、これまでに備蓄されていた分、あるいはこの5号で購入ができた備蓄の品物で十分対応できるのかどうか、これからもまた、そういう、特にコロナの対応ではスペースを空けるということですから、当然、会場数も増えてくると思いますが、これで対応できるのかどうかというのが1点ですね。

それからもう一つは、やはりコロナ対応で、小中高の感染予防対策事業で3密の回避や熱中症の対策で資材購入として780万というのが措置されておりますけれども、これは資材購入という形ですが、具体的にはどういうものかということが分かれば御説明を願いたいと思います。

それから3点目は、補正5号の中の対馬の3高校に対する魅力化向上支援事業というのが組まれておりますけれども、これは具体的にどの高校、どういう内容のようなことが予定されていて実施されたのか、実施されたのか、まだ予定の段階なのか、そのあたり説明をしていただけたらと思います。

それから、4点目は、対馬市帰省客特典事業ですね、このことについては、2,500万予算計上されておまして、2,500人程度を対象にということで事業が現在行われていると思いますが、現時点でどれぐらいの方がこれを申請をされたのかということでお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 小島議員の質問にお答えいたします。

補正第5号で新型コロナウイルス感染症対策の備品購入事業があるということで、今回の購入を含めて、それで必要量として足りるのかというお話でございますが、市長の行政報告のほうにもございましたとおり、こちらの想定をはるかに超えるような避難者が避難所のほうにおいでになりました。行政報告の中でも、避難所の運営について、十分な検証が必要だろうというような市長の言葉もございまして、この点は早急に検討する必要があるかというふうに認識しております。

次の、島内3高校の魅力化向上支援事業の件でございますが、従来、対馬高校が、お隣の壱岐市のほうに研修とか学習合宿を実施されていたということで、今回、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、島民、市民の移動自粛という傾向になってまいりました。その中で、島内での合宿を実施したいということで、そのあたりの費用を支援できないかということで、この

事業自体は、対馬高校のみではなく、ここに記載のとおり、島内3高校に範囲を広げた補助の制度でございます。

既に計画もして実施の予定ではございましたが、さらに感染等も拡大していったということで、今回は見送りということになっております。結果的に、宿泊施設を予約をしておりましたので、そのキャンセル料というのが発生しております。その費用については、公費をもって負担させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 小島議員の御質問の4点目の帰省客特典事業についての現在の状況について御説明をいたします。

この事業につきましては、2,500人分の発送予定としておりますけれども、この7月の22日から9月30日までの間に帰省された方が対象と予定をしております。そのうち、この7月、8月になってコロナウイルスの感染がさらに拡大をしております。それで帰省客がキャンセルをされるというものがたくさん発生したことにより、急遽キャンセルをされた方に対しても、ちょっと支援をしようということで追加をいたしましたけれども、現時点での申込者数につきましては、目標2,500件に対して、8月末で通常の申込者が大体300件、そして自粛をされた方に対する部分が50件と非常に少なくなっております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 第5号補正予算における学校の購入品はというお尋ねですが、こちらの説明表のほうには、消耗品と、780万6,000円ということですが、内訳としては、第1波の2月から3月、4月ぐらいのときには臨時対応しまして、マスクを石けんをというような形で対応したわけですが、その後、1次感染が収まった時期を見計らって、各学校に調査をいたしまして、各学校から要望が上がってきたものを、今回この補正予算で対応させていただくということで、マスク、消毒用アルコール、フェイスシールド、マウスシールド等の消耗品を購入を予定しております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） ありがとうございます。それで、避難所の件は確かに市長行政報告で言われましたように、検証が必要だということですので、今回、9号、10号に限っても、避難所がよく分からないと、それから例えば、美津島を例にとると、当初、文化会館のみでしたよね。それ以外の地区の方は、とてもその難知まで移動するとかできないということで、もう少し避難場所を増やしてほしいと。これは今回、この市長の行政報告がない段階で、私、そういう

声聞いていたもんですから、検証されるということですから、ぜひ御検討を願いたいと思います。

それで、特に今回は、海からの高潮とかということがあって、結構、避難所の中には、海拔1メートル、1点何メートルとか、そういうところとか、あるいは海からの風をもろに受けるところとか、そういうところがあって、やはり避難場所については、よく検討をして、事前に数をやはり確保していくことが必要と思います。

あるところで聞いたら、急遽、台風襲来ということになってから避難所として使いたいという申し出があったけれども、とても対応できなかったのも、自分のところは断ったという箇所も、具体的な名前は挙げませんが、そういうところもございましたので、やはりこれだけのコロナでの密を避けるということからすると、十分な準備をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから2番目の対馬3高校への魅力化事業、これは大変、高校生、あるいは保護者の立場からすると、いい取組をしていただいて、計画していただいたと思っております。いわゆる合宿と申しますか、これで高校生のそういう士気を高める、あるいは学習能力を上げるということでは、いい事業だと思いますけども、今回はいろんな事情で校内に切り替えたとかいうことも聞いていますけども、ぜひこの次以降も、やはり地元の高校へたくさんの生徒が進学するという、そういうのが市の大きな目標にもなっておりますので、有効に、また計画をしていただけたらというふうに要望をしておきます。

それから、帰省客の事業ですね。これ具体的に、今部長のほうから答弁がありましたけど、自粛がかかったことによって、これだけの数しか上がってないということで、このことについては、やはりほかの自治体は、早い段階で、ゴールデンウィークの段階で、対馬出身者の大学生とか若者、特に専門学校の生徒とか、そういう対馬を出ているこどもたちへ支援をしようというのが多かったと思うんですよ。対馬市は、ちょっと後発というか、後からのスタートになったので、帰省客対象にされたんですけどね。当初から、やはり夏休みも帰省しないという方も結構おられたんですよね。

そういう意味では、やっぱり事業の計画の段階で、早い事業立案、そして特に大学生等、自分では稼げない、収入のない、そういう若者たちへの支援というか、そういう視点を持っていただきたいなど。これだけの予算組んだって5分の1に満たないぐらいの数ですからね、ぜひ、またこのことについては事業内容を検討いただいて、ほかの事業でもいいじゃないですか、対馬を離れている若者への支援を、十分何か対応できないかということで要望をしておきたいと思います。

それから学校関係の消耗品関係が上がりましたけれども、やはりこれも各学校の要望を聞いていただいて、品物を入れていただいたということですから、ぜひやっぱりそのあたりは現場の声を十分尊重していただいて、政策打っていただきたいなというふうに要望して終わります。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 地方創生臨時交付金の2次、今回、5号補正で水産振興全般に係ることで、市場手数料を6月、7月分の水揚げに関する、これを助成するというふうなことが書かれております。総額8,100万、もちろん水産従事する漁民にとって平等な取扱い、水揚げの実績によって行うものですが、この手数料の一部を支援する一部、この率をもう少し具体的に教えてほしいと思います。

それと、ウエートから言えば、水産振興の市独自の策として、金額は少し低くないかという気持ちを持っております。8,100万、それは、マグロやいろいろありますが、しかし全体的な金額から見て、低いんじゃないだろうかという、私は個人的な見解を持っています。その辺は市長のお話を聞いてみたい。

それともう一つ、これは臨時交付金の使途ではございませんが、観光に、これは島旅滞在型の観光、これを1億5,500万相当の総額、国県、市の負担のもとで、市は3,400万相当を負担するというので、これで対馬に3万人のお客を入れるんだというふうなことが書かれております、見込みで。ただ、金額は私は結構だと思うんですが、東横インの比田勝店、これは観光業者が、この対馬の観光展開を自ら仕掛けるものですから、ホテル等がきちんと契約をしておらないと、その事業は成り立ちません。そうなれば、この計画は、ほとんど下を中心に宿泊するというふうなことで、北部のほうには、余り金が落ちないだろうというふうに思いますが、ここの観光サイドの捉え方、東横イン比田勝店があれば、私は十分そのことは運営しておればですね、休館されておるということで聞いておりますが、その辺のことをどういう認識をしておるか、このことについて2点、お伺いします。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 大浦議員の質問にお答えいたします。

まず初めの、水産業事業継続支援事業補助金の件でございますが、助成が一部となっているが、その割合はということでございますが、基本的には、手数料の全額を補助する予定にしておりますが、上限を毎月10万円といたしております。

さらに、1か月の水揚げの10万円以上の漁業者の方を対象としております。この10万円と申しますのは、1か月10万円程度水揚げがないと漁業で生計を立てているということはいえないんじゃないかということで、下限として1か月の漁獲高10万円以上の方を対象としているということでございます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 大浦議員の2点目の御質問のところにお答えをいたします。

まず、御質問いただいたのは8号予算に関連しての部分だと思いますけども、あれまた後ほどということになります。

なお、東横イン比田勝のほうにつきましては、9月1日から営業を再開をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、市長に1点、水産振興の中で8,100万という数字は、もっと大きくあってもいいんじゃないかという点です。額は小さくないかということ。そして、観光においては、もちろん北の方が劣勢で厳原港を中心とした宿泊が昨年の実績として挙がっておりますね。非常に全島の観光事業のバランスが、この事業を導入した場合、大丈夫かというふうなことなんですけども、全体が潤うのかというふうな見方をどのように捉えているかということなんです。私は心配しております。厳原港を中心とした、厳原を中心とした、いわゆる観光の展開がなされるだろうという心配をしておりますが、その辺の捉え方をどう思われているか、1点だけ、再度。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 大浦議員の御質問にお答えいたします。

まず御質問の趣旨は、厳原のほうに偏った観光施策になりはしないか、お客さんがそちらに集中しないかというような御質問だったと思うんですけども、現在、コロナウイルスの感染拡大の予防等が心配されているところでございますけれども、島内の観光事業者の方にコロナウイルスの感染予防対策をしっかりとやって、自分の施設であり、施設を安心して安全に皆様をお迎えできますよという体制をとってくださいということで、ひとつ事業をやっているところもでございます。そういった活動の中で、また旅行会社のモニターツアー、そういったものも、厳原だけでなく美津島、そして上対馬のほうの施設も広く紹介をさせていただいているところでございます。

あとは、あとはといいますか、そういう状況の中で、旅行会社、ツアーを組んでいただく旅行会社あたりと事業者の間の折り合いをつけていただいて、上のほうにも東横イン比田勝があったりとか、花海荘、固有名詞を出して申しわけありませんけども、いい施設がたくさんございますので、そういったところをツアーに組んでいただくという意味で、モニターツアー等でも広く紹介をさせていただいているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、今観光交流商工部長のほうで答えましたこの観光の関係でございますけども、対馬市のほうでは、今観光アドバイザーの方に対馬のほうに来ていただきまして、いろいろな面で、まずこの対馬への観光客の誘致関係、そしてまたおもてなしの関係等、いろいろ

ろな面で指導をいただいているところでございまして、この方も、この巖原を中心とした地域だけではなく、全島的に視野を入れて動いていただいているところでございます。そういう面で、今後、またこの国内客の誘致等につきましては、力を入れてまいりたいというふうに思っております。

それとまた1点目の水産業の事業継続支援事業で、今この水揚げ手数料の助成をしていこうということで、8,100万円の予算、そしてまた事務費で、合わせて8,200万円の予算を組んでいるところでございます。この予算が少ないのではないかとというようなことでございますけども、まず、今現在は2か月間を予定をしております、これがまだもう少し必要というようなことになってくれば、その状況を見ながら支援期間の延長も視野に入れてやっていこうというようなことで、担当部のほうとは話をしているところでございます。予算的には、少ないときには、もしかしたら増額する可能性もありますけども、まずこの予算をいっぱいいっぱい有効に活用していくことを視野に入れているところでございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 1点お尋ねします。5号補正や6号専決の分ですけども、交通事業者コロナ対策支援交付金事業と観光新型コロナ対策協力金事業は別々に上げられております。観光の協力金事業については、そこに説明が詳細に書かれておりますが、貸切バス・タクシーとあります、運輸業、この金額を、どの程度支出されているのか、1台当たり、または1社当たり、または1人当たり、根拠があろうと思いますので。

それと、当初の交通事業者の部分なんですけども、対馬空港と書かれております。これは各便ごとに1日当たりこれだけ、200日の2分の1出しますよということですね。これは対馬空港に各便ごとに感染症対策を実施していれば出すという意味合いにとれるんですけども、こんなに金額がかかるのかなど。

もう一つは、経営支援金ですけども、乗合バス事業者につき、1台45万出されてますけども、この乗合バスと、先ほど言いました観光事業の協力金事業の関係ですけど、この貸切バス・タクシー、ここら辺との兼ね合いが、私の知る限りでは、少しバランスが悪いんじゃないかと考えておりますが、その数字を示された根拠を教えてくださいませんか。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの長郷議員の御質問にお答えいたします。

交通事業者に対する補助金の基礎となる数字でございますけども、車の定員に応じて、基本となる単価を設定をしております。定員が4名以下の車につきましては2万円、定員が5名から10名の車につきましては1台4万円、そして定員が10名以上の車につきましては1台6万円

という基本額を設定をして、台数に応じて協力金を御支援しているところでございます。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 長郷議員の質問に対してお答えいたします。

まず、交通事業者のうちの対馬空港の分でございますが、これは感染対策をとっていただいているということで、200日間8便ということの計算で、その2分の1を支援するとしております。

続きまして、乗合バスにつきましては、県の単価と同じ単価を使っております。1台当たり30万円で支給をする予定にしております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 県の単価30万、乗合バスのが。これ予算額45万と書かれているんじゃないかな。45万掛け40台になっていると思うんだけど。

それとですね、それは後で結構です。観光協力の運輸業の方々に、確かに基準はそれなんでしょうけども、これって国の基準か何か定めがあるんですかね。国の基準の定めがあるんでしょうか、交付金に対する。特別交付金の範疇で出されるわけでしょうから、もちろんそこら辺も加味しなくちゃならないから理解できますが、タクシーでしょう、2名以下というのは、2万円。これって逆に言えば、個々で観光事業者に出すのか、タクシー会社とか貸切バス運輸業は、今まで本市の観光のために尽力された部分でもあるんで、逆に言えば、コロナ対策支援金交付事業のほうでカバーすべきじゃないかと。そうすると、金額の単価も、もう少し見ることが可能になるんじゃないかと私は考えて質問させてもらっています。何で、あえてこの2つの事業に振り分けたのか。これは1回限りなのか、次回もまだ長引けば、今後もそういう考えをお持ちなのか、その2点、教えてください。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの長郷議員の御質問にお答えいたします。

まず、対象となる4名以下の車につきましては、タクシー、そしてレンタカー等が対象としているところでございます。

なお、基本となる単価4名以下の場合は2万円ですけども、こちらにつきましては、市独自の基準で、国等の資料を参考にということはございません。

以上です。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 失礼しました。先ほどの乗合バスの単価の件でございますが、この専決予算を計上した段階では、この資料に示しておりますとおり、45万円で計上し

ておりました。その後に、県のほうの単価が示されたものですから、今回実施段階では、県の単価に合わせようということで30万円としております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。これは要望として聞いていただきたいと思いますが、タクシー、レンタカー、こういった事業をされている方、大変経営苦しいと思うんですよ。もう少しそこら辺は今後の検討の中で、その経営が成り立つ金額をやるわけにはいかんでしょうけども、余りにも4名以下2万円というのは、どこか巖原から比田勝まで走れば2万円以上かかるわけですから、そう考えると、もう少し分厚い手当を検討要望して終わります。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております4件について、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。4件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから4件について、一括して討論、採決を行います。4件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第4号））、承認第14号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第5号））、承認第15号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第6号））、承認第16号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度対馬市一般会計補正予算（第7号））の4件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。4件は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。再開を11時45分からいたします。

午前11時32分休憩

午前11時44分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第12. 報告第4号

日程第13. 報告第5号

日程第14. 報告第6号

日程第15. 報告第7号

日程第16. 報告第8号

日程第17. 報告第9号

日程第18. 報告第10号

日程第19. 報告第11号

○議長（小川 廣康君） 日程第12、報告第4号、令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告についてから、日程第19、報告第11号、令和元年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの8件について報告を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました報告第4号から報告第11号までの8件につきまして、順に提案理由とその内容を御説明申し上げます。

報告第4号から報告第9号までの経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告するものでございます。

資料は、別冊となっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、報告第4号、令和元事業年度公益財団法人厳原愛育会経営状況報告についてでございます。厳原愛育会は、昭和49年に設立され、平成26年4月に公益財団法人に移行しました。令和元年度の運営の状況でございますが、平成31年4月から佐須へき地保育所1か所の運営を行っております。

同年7月1日現在では、入所定員30名に対し21名の入所で、月別では最大28名までの受入実績がございます。

次に、報告第5号、令和元事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてでございます。

当法人は、平成14年3月に設立され、平成18年10月、対馬市交流センターの開設以来、同センターのテナント管理、交流センター駐車場の管理運営、交流センターにおける施設管理などを主な業務として行っております。

本事業年度における商業施設の1日当たりのレジ通過人数は約2,776人、公益施設、商業施設を合わせた全館の1日当たりの来館者数は約3,052人となっております。韓国入国観光客の減と感染症拡大の影響から軒並み減というふうになっております。

次に、報告第6号、令和元事業年度一般財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告についてでございます。

当社は、峰町に本所を置き、美津島町、上県町に事業所を配置し、対馬市の農業の活性化を図り、事業を展開しております。主な事業といたしましては、農作業等の受託、水稻、ソバ、飼料作物などの栽培事業、畜産経営、堆肥などの生産・販売、指定管理によりますそば道場、対馬ふるさと伝承館の管理運営などを行っております。

次に、報告第7号、令和元事業年度一般財団法人対馬地域商社経営状況報告についてでございます。

当社は、旧豊玉町振興公社の事業を引き継ぐとともに、商社機能を付加し、昨年7月に新工場を稼働し、対馬の地域資源を生かした島内外の流通促進や販売拡大に取り組み、対馬製品の需要拡大をもって市勢の発展、振興に寄与していくための事業を行っております。

次に、報告第8号、令和元事業年度公益財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告についてでございます。

当社は、対馬海域の沿岸漁業の振興発展に寄与するため、公益事業としてアワビ、赤ウニ、サザエの種苗の生産事業などを行い、安定的な確保、供給に努めております。

次に、報告第9号、令和元事業年度一般財団法人対馬市国際交流協会経営状況報告についてでございます。

当協会は、平成15年に設立、平成26年4月に一般財団法人へ移行し、対馬と海外諸国との友好親善の推進を目的とし、地域の国際化を図るため、国際交流及び国際協力に関する事業を展開しております。

主な事業としては、韓国内における対馬の総合窓口として釜山広域市に対馬市釜山事務所を開設し、2名の現地職員を雇用しており、韓国における観光PR事業、対馬観光レセプション in 釜山、そのほか各種交流事業などに対する連絡調整、通訳などを行っております。また、そのほかにも国際人育成事業、韓国料理教室事業などの事業も展開をしております。

以上、6法人につきましての経営状況報告でございます。これらの経営状況報告の質疑につきましては、それぞれの所管部長において答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第10号、令和元年度対馬市一般会計継続費精算報告についてでございます。議案書25ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費に係る継続年度が終了した事業について報告するものであり、平成29年度対馬市一般会計当初予算及び補正予算（第2号）におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました対馬クリーンセンター基幹改良事業、平成29年度対馬市一般会計補正予算（第7号）及び平成30年度一般会計補正予算

(第7号)におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました農林水産振興施設建設事業及び平成30年度一般会計当初予算、令和元年度一般会計補正予算(第10号)におきまして継続費の設定及び変更の議決をいただきました雑知中学校校舎増築事業につきまして、議案書26ページから28ページにかけましての令和元年度対馬市一般会計継続費精算報告書のとおり継続費の精算を報告するものでございます。

続きまして、報告第11号、令和元年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

議案書29ページをお願いいたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。監査委員の意見書につきましては、別冊となっておりますのでよろしくをお願いいたします。

財政健全化の判断は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標で用いられます。

議案書29ページ、中段の健全化判断比率の表中、実質赤字比率は、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、実質収支が赤字でないため、この数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象といたしました実質赤字の標準財政規模に対する比率でございまして、連結実質収支が赤字でないため同様に数値はございません。

次の実質公債費比率は、一般会計などが負担する借入金の元利償還金及び公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分の標準財政規模に対する比率でありまして、5.8%でございます。

次の将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、18.1%でございます。また、次表の資金不足比率につきましては、公営企業会計におきまして資金の不足額がないため、数値はございません。

健全化判断比率の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、早期健全化団体、さらに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生団体となります。

本市の健全化判断比率は、これらの数値をいずれも下回っているため、本市の財政状況は健全段階であるというふうに言えます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○議長(小川 廣康君) 報告が終わりました。これから、8件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 栽培漁業公社の件でお尋ねをいたします。

ここに収益事業と公益事業が報告に出されておりますが、生産量が計画生産量に達していないということの説明をなされておりますが、この栽培漁業公社の今後の在り方、これについての検討をどのように進められているのか。といいますのは、アワビ、赤ウニ、サザエ、これを放流されておるところですが、ここは、磯焼けとの関連がございまして、なかなか思うような成績が上がっていないんじゃないかと。

これは、あくまでも公社の実績報告ですから、この推移でここはこことしてよしとしますが、市全体と考えたときには、こういった磯焼けの対策等種苗を作る側の関連性、ここには、有機的に結びついていかないと、幾ら公社が財産をいっぱい持っているからといっていつまでも野放しに運営していったらいかがなものかと考えますが、この生産量、計画生産に対する実質の生産量及び出荷量が年々落ちているというように見受けられますが、すみません、アコヤ貝だけは別です。これは、へい死がありましたので延びておりますけども、こういったふうに長年、栽培公社としてやってきているわけですから、そこら辺の感覚はお持ちだと思っておりますが、今後どのようにこの栽培公社のありようを考えてあるのかをお聞かせください。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 長郷議員の御質問にお答えいたします。栽培漁業振興公社の件でございますが、毎年2,000万程度の運転資金の取り崩しが発生しているところでございまして、これについては先ほど議員も御指摘されましたように、磯焼けが主な原因でございまして、以前は、各12漁協のほうからアワビ、サザエ、ウニ等の種苗を購入していただいていたところでございますが、現在、磯焼けによりまして、サザエについては何とか根づくということで購入はあっておりますが、アワビについてはなかなか購入があっていないということでございまして、アワビについてはちょっと大きいやつについては何とか生きる可能性もあるということで、大きい貝を育てることも検討はしておりますが、余り大きくなり過ぎても売れない場合も出てきますので、そういう場合については公益財団法人でございまして、直接販売ということができませんので、その分については、一旦廃棄をした形で破棄した分を販売するといった形ができなかつたということで、現在、県のほうと協議をしているところでございます。

あと、このサザエ、アワビ、ウニに代わる種苗といたしまして、現在、ヒジキとかそういう海藻の養殖もしているところでございまして、だんだんちょっと増えている状況でございまして。あと、カキの養殖も現在進めておりますので、今後また増やしていきたいということをお聞かしております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

アラメとかヒジキとかも磯焼けのいい対象物です、魚の、なかなか難しい部分はあるんですけども、今、言われたように生産はしても出荷していない出荷残がいっぱい発生しているわけです、毎年。

だから、ここら辺は、今、おっしゃったような形でされるのか、私が提唱してます赤ウニについては、陸上養殖方法を公社そのもので検討される。これは、あくまでも種苗生産が主な組織ですけれども、そこを一つ踏み越えて陸上で栽培をする方向を、これは、公社としてじゃなくて市の水産振興の在り方として御検討していただきたいと強く要望したいと思います。

もう一点ですけど、農業公社のほうなんですけど、農業公社、島山、美津島事業所のほうですか、アスパラガスは市の振興作物にも関わらず、農業公社は手を引きました。年数がたったかどうか知りませんが、農業公社のアスパラガス生産はゼロになっております。これはいかがなものかと私は思います。

そして、もう一点、同じ地区でビニールハウスを持っておられました。以前、個人でやられた、菊栽培か何かやられた分だと思うんですけど、これも野放しです、ここ何年か。問題は何かあるんでしょうけども、こういったハウス施設、鉄骨ハウス施設は、今、建てるとなると、あのクラスを建てるって何千万かかります。

もうそういった分、設備投資を改めてする必要もないかと思うんですけども、ある施設ですからもう少し有効に使うように、幾ら別の団体であっても市として指導されるべきだと考えておりますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 長郷議員の御質問にお答えいたします。

アスパラガスの栽培がされていないということでございます。それと、ビニールハウスの今使われていないということで、今後の利活用ということでございますが、この件については、農業振興公社のほうとまた協議を進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） これ、公社が運営する主体ですので、そちらとよく協議されて、あのまま放置したらさびていっていったくないです。もし、公社が使う予定がなければ、一般の農家の人に公募をして施設を使わせる方法もあるわけですから、少しそこら辺は検討していただかないと、私がいつも言っている、農業公社に何で毎年出資するんだという部分がまだ解決できていないのは私の心の中にあるものですから、そういった部分を含めると、もう少ししっかりした農業の在り方を立て直していただいて、ほかの農家の見本となるような経営をぜひ希望しておきます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。ありませんね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号から報告第11号までの報告を終わります。

暫時休憩します。昼食休憩とします。再開を1時ちょうどといたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第20. 対馬市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

○議長（小川 廣康君） 日程第20、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告を行います。教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 日程第20、対馬市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について御説明させていただきます。

報告書の4ページを御覧ください。

教育委員会の責任体制の明確化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、教育に関し、学識経験を有する者の知見を活用し、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。

教育委員会では、対馬市教育方針を柱とし、市の総合計画に沿った組織目標を立て、具体的な事務事業に取り組み、各事務事業が効率的、友好的に実施できているのか、自己点検及び評価を行い、その報告書を作成いたしました。

教育に関し、学識経験を有する方の知見の活用については3名の方に依頼し、所見をいただいております。

評価できる点として、5ページからの記載になります。

教育委員会の活動及び管理執行事務に関し、会議録を広報誌に記載したこと、総合教育会議の定期開催、学校統合に係る関係者との十分な協議など、4項目について所見をいただいております。

教育長に委任された事務については、学校教育に関し、6ページより、各教職員等の研修の開催、不登校児童生徒対策など、7項目、社会教育に関しては、8ページからになります。

日本の宝、島交流支援事業などの体験学習の充実、文化財の見学会の実施など、8項目について所見をいただいております。

一方、改善を要する点として、10ページからです。

島内の高校への進学率の減少について、懸念とその原因を探り、高校との連携が必要ではないか。また、不登校児童生徒対策として、カウンセラー、ソーシャルワーカーの派遣回数が増を検討してほしい。

学校施設、教職員住宅、社会教育施設に共通して、いずれの施設も老朽化しており、危険防止や雨漏り対策等、緊急を要する維持補修に迅速に対応してほしいなど、9項目の御意見をいただいております。

なお、13ページからは、項目別の活動内容及び点検評価のコメントを記載しております。いただいた所見を真摯に受けとめ、今後の取組、方向性を再考し、より一層、市民皆様に信頼される効率的な教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会の点検評価報告書の説明とさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今、報告いただきましたので、特に、委員会自体が評価された分と、そしてまた、学識経験者の方々が、いわゆる所見を出してありますので、そのことを絡めながら、確認、お尋ねを幾つかしたいと思います。

まず、全体として、私、毎年見せていただいている中で、対馬市の教育評価については、すごくきめ細かで、具体的に委員会自体が評価してありますし、そして、学識経験者の方々も丁寧な、いわゆる評価の話し合いをされて、ほかの自治体の評価の報告と比べても、対馬市の評価は、具体的でよりよいものを目指そうという姿勢というのは読み取れますので、その点は評価をしたいと思います。

たくさん項目はあるんですけど、私も一般質問させていただいたりとか、それから、いろんな学校現場から聞いた声のを中心に、6点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目は、ページでいくと16ページ、文化財の指定の関係で、対州馬と、それから、姫神山の砲台跡を指定をされましたですね。これは大変、島を知ってもらうためには好ましいことだったと思っております。

この中で特に、姫神山の砲台跡は指定をしていただいて、やはり、市民の方々も関心を大変持たれたし、島外からもよく訪れてあるということで承知をしておりますが、文化財に指定した後の活用で、具体的な何か取組があったなら、やっぱり、委員会自体がそういう取組をされたこともあるでしょうし、ほかの部局がされたこともあると思いますが、そういうことがあれば御紹介

ください。

それから2番目は、22ページの教育支援センターの発足、活用についてですけども、これは、以前はボランティアの会で運営していただいたのを、これは、今の教育長さんになられてから、いわゆる市のほうで直接動かそうということで、市の機関として動いているわけですが、この利用者が、1年間で延べ126名ということになっています。

このことについては、不登校関係のことと関係したり、ひきこもりのことに関連をするんですけども、延べ126名というのが小学生、中学生それぞれが、いわゆる不登校は存在するんですけどもね、具体的に、ここに足を運んでいる人が何名ぐらいいるのか。

これは、小中分けたりすると特定されたりするからということで、委員会、なかなか公表してないんですけどね。およそ概数でも結構ですから、何名の方で延べ126名なのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、不登校の人たちの中でも、ここに通所しているというか、通っている人たちは、ある意味ではひきこもりじゃないで、少し明るい兆しがあって、学校にも登校できるようになったということもたちもいますけども、そうじゃなくて、いわゆる、全くここにも出てこれない子どもたち、これは、ひきこもりという言葉で言っているかわからないんですけどね。そういう子どもたちが結構おるということで、学識経験者の方々も、このひきこもり状態の子どもたちへの対応で、スタッフを増加したらどうかと。それから、予算も増加したらどうかという提言をなさっていますですね。そのことについて、教育委員会としては、今後どういう取組をされるつもりかということですね。

それから、3点目は、26ページの教職員住宅の空いていることについての市長部局への移管をして、民間の方々にも住んでいただくという取組が、ここ数年展開されているんですが、ここ3年ほどの移管した数と、実際に入られた人の数がわかれば御紹介ください。

それから、4番目は、地域子ども教室という名称。

以前は、放課後子ども教室ということで運営されていたんですが、国の制度の名前が変わって、地域子ども教室が行われているんですが、これ今、3小学校区で行われているんですけど、以前質問をしたときに、これをほかの校区、地域にも広げたいということの答弁があったと思うんですが、ここ1年間、あるいは含めて、そういう広める取組をなさったかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、今度はこれは、いわゆる、学識経験者の方々から提言があっているんですが、これ、一般質問でもさせていただいたんですが、小学生にも1人1台のタブレット整備を行ったらどうかという提言があっています。

私、一般質問させていただいて、市長あるいは教育長のほうから、そういう取組はしたいんだ

がということで、なかなか市単独では難しい面もあるから、国あたりに働きかけを今後していきたいということを聞いています。そういう答弁がありました。

そして、県下の市長会あたりでも、先日あった中でも、国のほうへ、この財政的な措置をお願いしようというのがマスコミで報道されましたけど、そのあたりは取組が進んでいるのかどうか。去年のこういう提言と併せて、委員会のほうで答弁いただければと思います。

それからもう1点は、小学校、中学校に介助員でたくさんの人を配置していただいている、これ、現場で大変助かってありますよね。

ただ、介助員の方々は教員免許がなくて、一般の方々も、大変たくさん応募されていられるんですけど、研修会が年に1回というふうに聞いています。

ただ、この研修会の感想として、終わった後も自分たちで相談をしたりとか、情報交換をしたというふうな記述がありましたので、この介助員の方々の研修会をまだ増やす考えはないか。年1回から、あるいは年2回ぐらいにする考えはないのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） まず、1点目の姫神砲台に関連してですけれども、当教育委員会の予算ではございませんが、市長部局のほうにおいて、進入路の整備をしていただいております。その件で、詳細は把握できておりませんが、ある程度のところまで整備ができるというふうに聞いております。

それと、2点目の教育支援センターの具体的な中身ですけれども、法律の定めにより、この報告書を作成して、議会に報告するとともに、公表するというふうになっております。

22ページの記述については、これ以上の記述はすべきではないと判断しておりますので、具体的な人数等については、この場での発言は控えたいというふうに思います。

それから、3点目のカウンセラー、ソーシャルワーカーの件ですが、これについては、県のほうで2名の雇用を考えているということですが、現実、1名の対応になっております。

これとは別に、ソーシャルワーカーのほうについては、市のほうで予算を計上して、お願いをしているところですが、人員確保ができておりませんので、この辺の拡充については、なかなか現実的には難しいというような状況でございます。

それから、教員住宅の数についてでございますが、現在、183戸の教員住宅がございます。このうち、一般の方には、元年度現在、42戸貸し出しをしております。

それから、他課への移管ですけれども、令和元年度は1戸、平成30年度に10戸の移管をしております。平成28年度については、しまの力創生課の移住・定住促進住宅のほうへ、これは

3戸移管ができております。

それから、放課後子ども教室の件につきましては、学校等にも聞き取り並びに調査を行いまして、やりたいよという学校も現実には存在をしております、結果はまだ実施には至っておりませんが、必要性を感じているよというところはあるんですけども、なかなか、実際の実施に当たっては、人材がいなかったり、いろいろな諸問題があつて、まだ実現には至っておりませんが、校長会、教頭会、学校との懇談等を通じて、随時お願いをしている現状でございます。

それから、1人1台の状況についてでございますが、これについては、議員の御質問にも何度も質問をいただいたところでございます。

これに関しては、令和2年度に、コロナの関係もありまして、国のほうが、緊急に1人1台というような形で予算付けをされた、GIGAスクールというような名称で出ているわけですけども、現実的に、対馬市の方式で言いますと、なかなか、国の補助に乗りにくいという部分もありますが、文科省のほうと今、協議をしております、これについても、一定の方向性が見えるのではないかなというようなことも聞いておりますので、そこと併せて今後の整備状況、1人1台にというような国の方針でございますけども、果たして、1人1台がいいのかということも含めて、今後検討をしているところでございます。

それと、介助員についての配置でございますが、ほぼ、学校からの要望の介助員については、配置ができていると考えております。

ただ、今言われましたように、研修会の開催については年に1回ということもありますけども、今年度に限りましては、コロナの影響等もあつて、全体で集めてということになると、百数十名の人間がおりますので、地区を限定してとか、いろいろな方法を考えながら、研修会等についてはやれる方向で実施を考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） ありがとうございます。

それです、文化財関係は、これは多分、活用となると市長部局のほうとの関連が大きいから、ぜひ、文化財を活用するという意味で、今後ぜひ、連携取りながら進めていただきたいということをお願いを一応しておきたいと思っております。

それから、教育支援センターの取組と、それから不登校、ひきこもりの件ですけど、これはやはり、部長今、数は何名が利用しているというのは公表しないという線で動いているということなんですけどね。やはり、そのことは、だれか学校名を上げろとか、学年を特定してとかいうことじゃないわけですから、やはり、広く知ってもらうためには、何名の方々が足を運んで、それから、足を運ばない人はどれだけおると、そのことがはっきりすることによって、スクールカウ

ンセラーやソーシャルワーカーの力を借りるとか、それから、市の体制を、もっと予算を増やしてどうかするという意味で公表をすべきだと思うんです。

何もこれ、プライバシーとか、情報公開に反するわけじゃないわけだから、やはり、全体の数がどれぐらいいて、それから、増えてますよ、減ってますよということは公表すべきだと思うんです。

なぜかという、教育振興基本計画、平成29年の3月につくってありますよね。この中には、主要施策の3として、こう書いてありますよ。自己実現を目指すこどもの育成として、不登校児童生徒の数値目標として、平成27年は小学校で6名、中学校で19名と具体的に挙げてあります。推進計画の中に。そして平成32年には、いずれもゼロを目指すと書いてあるわけですよ。

だから、大元の教育振興基本計画には具体的に挙げていながら、こういう年度を変化しているかということについては公表できませんというのはね、何か、筋道合わないという気がします。公表すること、個人が特定できないようなプライバシーを守りながら、やはり、そういう概数的なことはぜひ出していただいて、予算獲得等をしていただきたいなど。

特に、やはり全く出ていけない子どもたちには家庭訪問なりする方策とか、それから、相談員を増やすとかのいろんなことをしないと、そのままでは、なかなか支援センターにも出てこれない。もちろん、学校にも不登校のまま続くということがあります。

それと、数としては、私もここでは、委員会があえて言われないから私も言いませんけども、ゼロにはなっていないですよ。平成25年、26年のところが底をついて、それからまた、増えていますもんね。だからやはり、これはそういう意味での対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、教職員住宅のことについてはもう、具体的にありましたので、触れません。

それから、地域子ども教室についても、希望している校区が、地区があるということですから、これもぜひ、やはり実現していただきたいなど。これはまた、福祉のほうとも関連があると思いますから、学童がないところについては、保護者が、やはり安心して働けるためには、いい例が、大船越小学校区がこれずっと動いて実績を上げて、大変歓迎されているわけですから、それを増やすべきだというふうに思います。ぜひ御検討をお願いをしたいというふうに思います。

それから、介助員の研修については、やはり、一斉に集まらなくても、学校現場で、校長先生方とか教頭先生とか担当の先生が、やっぱり、よく世話されて、面倒見られてね、そういうことで、介助員の方々がやはり安心して、現場で仕事ができるという、そういう体制をつくっていただけたら、介助員の方々が安心して、現場で子どもたちと接することができるんじゃないかなというふうに思います。

ということで、ぜひ今、評価を含めてのことで、学識経験者の先生方の意見も踏まえながら発

言をさせていただきました。

それから、タブレットの件については、これはまた、一般質問のときにでも、また別の機会に取り上げて、ぜひ、小学生にも1人1台を早急に実現していただきたいということは触れて、一応終わらせていただきたいと思います。

委員会のほうの答弁で、子ども教室の再編と、それから教育支援センターのことをちょっと御答弁あれば答えてください。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 教育支援センターに関しては、人数につきましては延べ人数で御勘弁願いたいと思います。

それから、不登校児童生徒に対する取組ですけれども、既に、担任の先生であるとか養護の先生であるとかを中心に、家庭訪問等はしておりますし、また、そこにスクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーにもかかわっていただいて、できるだけ登校に向けた取組は、随時各学校で進めております。

スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの人数増ですけれども、対馬の中にそういう資格を持った方が見つからないというのも1つあります。予算的にも、スクールソーシャルワーカーにしても持っているんですけれども、スタッフがいないということで、今のところ、1名で多忙な業務をこなしていただいております。

今後、不登校児童生徒に関しましては取組を進めていきたいと思っておりますし、不登校児童生徒も、平成30年度までは30名台いたわけですけれども、昨年度、これが、教育支援センターの開設と重なったかどうかはわかりませんが、昨年度は、不登校児童生徒の数が20名前半になっております。これにつきましては、また今年度以降も、関連性を見ながら、教育支援センターのスタッフについても充実を図っていきたいなというふうに思っています。

それから、地域子ども教室に関しましては、以前、議会でも取り上げていただいたときに、その後、各学校にアンケートをとりました。そうすると、数校から、開設をしてほしいという要望はあったんですけれども、開設に向けた世話をしてくれる人材の確保が進まなくて開設に至っていないというふうな部分もありますので、そういう、援助をしてくださる、支援をしてくださるスタッフの確保に、今後努めていかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 教育長から御答弁いただきましたのでね、その2点だけ、もう一回触れさせていただきたいと思います。

教育支援センターのことについては、今、具体的に、やはり今、不登校のこどもの数もね、お

よその数をおっしゃいましたけどもね、やっぱり数も出して、今みたいにして、そして、足を運べない子どもたちに対する今後の見方は、いわゆる、報酬が高いスクールソーシャルワーカーとか、そういう資格の、高い報酬を払わなきゃいけない人だけじゃなくて、OBの教職員とか、地域でやっぱり、よく世話をしてくださる方とかね、いろんなタイプの方がおられると思うんですよ。

やっぱり、教育支援センターの、今は1人の方が専任ですけどね、そのあたりのスタッフの充実をぜひお願いをしておきたいなと思っています。

それから、もう1つの放課後子ども教室、今は地域子ども教室ですけど、これも、そういう希望があるなら、ぜひ近いうちに実現をしていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 小島議員さんの関連になりますが、2点ほどお尋ねをしたいと思います。

この教育点検評価というのは、評価されている部分は、まだまだ、どんどんどんどん伸ばしていただいて、改善をしていくところがあるということです、2点ほど、少しお尋ねをしたいと思います。

私も一般質問いたしました、対馬島の郷土芸能大会、これが復活をされるか、また、何か、これにかわる開催はできないかというような改善はどうでしょうかというようなあれがなされております。

それと、もう1点ですね。そこをどういうふうにするか、されるあれがあれば、このようにこうしていきたいというような方向性があれば、お知らせをしていただきたいと思います。

これについて、30回ということでありましたが、市長のほうも、30回で終わるんじゃないかと、まだ何かの方法で、今後も進めていかなければいけないというような答弁もございましたので、そこら辺も踏まえて、改善していかれる点があるなら教えていただきたいと思います。

それから、郷土館、資料館の整備等についてということも、改善の要望がっております。

私も考えるんですが、やはりこの資料館、郷土館、どこにどういうものがあるかというのも、市民の皆さんもわかりづらいような点が多々あるかというふうに思うんですが、やっぱり、こういうものを、今後やはり観光と一緒に取組んで、資料の作成とか、そういうものにもう少し力を入れていただいて、わかりやすく、だれでもが勉強できる施策を考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の改善。

また、建物、この文化財等も非常に老朽化して、いろいろ問題が出てきているというふうに思

いますが、そこら辺も、この評価の中には入っているというふうに思います。

非常に難しいところがいっぱい出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、この改善点について、2点お尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 郷土芸能大会が29回で中断をしたということは非常に残念なことですけれども、今年、盆踊り保存連合会というのを立ち上げました。そのメンバーにも、郷土芸能保存会の会長さんにも入っていただいて、そういう対馬の伝統文化をどう守っていくか。特に、盆踊りを中心としたものをどう守っていくかということで、今年、連合会を立ち上げております。

その中でも、保存会長にお願いをしました。これを契機に、毎年とは言わないけれども、継続をされるような方向で考えていただけませんかというふうなことをお願いをしております。また、子どもたちのそういう伝統文化に対する発表の場も、何らかの形で設けていきたいなというふうに今、案を練っているところです。

それから、資料館等に関しましてはもう、今のところ、具体的な方向性は出しておりません。博物館の落成に併せた形で、今後どういう形で活用していったら効率的かということは、検討をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 郷土芸能については、そのように保存会の方々と協議をしながら、教育長が言われましたように、何かの方法で協力ができるようにやっていくというのが一番ベターじゃないかなというふうに思いますので、今後も協議をされながら進めていただきたいというふうに思います。

それともう1つ、この資料館ですが、博物館建設が終わりましたら、そこで、今度は、そこと併せて資料館も整備をしていくというような方向性は持っていますということですが、やっぱり、博物館の観光客、厳原・美津島の皆さん方、上ではそういうところは峰でございますが、そこら辺と併せて、市民の皆さんが平等に学習ができるようなところを、博物館から次というような感じでやって、つくっていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで教育委員会の報告を終わります。

日程第21. 認定第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第21、認定第1号、令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました認定第1号、令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見書を添えて、議会の認定を求めますのでございます。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略をさせていただきます。

また、決算内容の質疑につきましては、それぞれ、担当部長が答弁をいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

正副委員長互選のため、決算審査特別委員会を議員控室に招集いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

.....
午後1時44分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。決算審査特別委員会の委員長に山本輝昭君、副委員長に大部初幸君が決定いたしました。

日程第22. 認定第2号

日程第23. 認定第3号

日程第24. 認定第4号

日程第25. 認定第5号

日程第26. 認定第6号

日程第27. 認定第7号

日程第28. 認定第8号

○議長（小川 廣康君） 日程第22、認定第2号、令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第28、認定第8号、令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました認定第2号、令和元年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和元年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和元年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和元年度対馬市介護保険別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和元年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和元年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6件の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を添えて、議会の認定を求めます。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略をさせていただきます。

また、決算内容の質疑につきましては、それぞれ担当部長が答弁をいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま議題となりました認定第8号につきまして、御説明申し上げます。

認定第8号、令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見書並びに事業報告書等の関係書類を添えて、議会の認定を求めます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから、7件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

認定第2号から認定第8号までの7件は、配付しております決算審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

暫時休憩いたします。再開を2時ちょうどからいたします。

午後1時49分休憩

午後1時58分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告が遅れましたけれど、大部初幸君から午後からの早退、そして齋藤久光君から、ただいま早退の届出がっております。

日程第29. 議案第62号

○議長（小川 廣康君） 日程第29、議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業2億212万3,000円、災害復旧事業3億5,240万8,000円、厳原港国際ターミナルビル建設事業3,054万6,000円の計上や、対馬博物館建設に係る継続費の変更が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億469万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351億6,673万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条継続費の補正は、継続費の変更を8ページ、9ページの「第2表継続費補正」によるものとし、博物館建設事業に係る事業費の増額、事業期間及び年割額の変更をするものでございます。

第3条債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を、8ページ、9ページの「第3表債務負担行為」によることとしております。

第4条地方債の補正でございますが、地方債の変更を、8ページ、9ページの「第4表地方債補正」によることとし、地方債の限度額を33億6,990万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税2,189万2,000円を追加しております。

13款分担金及び負担金は、有線テレビ加入負担金などを追加し、15款国庫支出金でございますが、1項国庫負担金は、災害復旧費国庫負担金1億5,680万円の追加、16ページをお願いいたします。2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億497万8,000円などの追加などによりまして、2億2,375万2,000円の増額となっております。

16款県支出金でございますが、2項県補助金は、輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金1,232万円の計上、有害鳥獣被害防止対策事業補助金5,010万円の追加、ながさき森林環境税補助金1,260万円の追加、合板・製材生産性強化対策事業費補助金1,392万8,000円の減額、18ページをお願いいたします。農林水産施設災害復旧費補助金8,675万円の計上が主なものでございます。

17款財産収入は、市営林等に係る立木売払収入279万5,000円を追加しております。

18款寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る寄附金52万1,000円を計上しております。

19款繰入金でございますが、合併振興基金1億7,000万円の減額は、対馬博物館建設事業費の年割額の変更に伴うものでございます。

20款繰越金は、前年度剰余金2億3,878万2,000円の追加でございます。

20ページをお願いいたします。

21款諸収入は、地域活性化支援事業助成金100万円を追加しております。

22款市債は、各種事業費の計上及び増減に合わせての補正が主なものであり、合計で1億3,670万円を減額しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途、参考資料をタブレットに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

22ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費でございますが、1目一般管理費は、7月豪雨被災地支援のための旅費327万円など、職員派遣経費を追加しております。

5目財産管理費は、集会施設の修繕料や上対馬庁舎の改修費用などを追加しております。

7目企画費は、対馬市SDGs推進事業費として544万3,000円の計上、対馬市3高校文化・スポーツ指導者招聘事業支援業務委託料311万3,000円の計上、CATV設定業務委託料940万7,000円の追加でございます。

24ページをお願いいたします。

住んでよし・訪れてよしのまちづくり応援事業補助金として、1,200万円の追加、航空事業者経営支援負担金3,830万円の計上、交通事業者事業継続等支援事業奨励金1,000万円の計上、飲料産業・6次産業化交付金1,232万円の計上が主なものでございます。

2項徴税費は、税制改正などに係る電算システム改修委託料及び市税還付金の追加でございます。

3項戸籍住民基本台帳費は、マイナンバー制度に係る電算システム改修及び個人番号カード事務負担金の追加でございます。

26ページをお願いいたします。

3款民生費は、3項生活保護費における国費精算返還金7,485万6,000円の計上が主なものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費1目保健衛生総務費における水道事業負担金1,876万1,000円の追加、2目予防費における新型コロナウイルス感染症予防のための消耗品費、テレビ会議システムの構築費用、備品購入費の計上が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

6款農林水産業費でございますが、1項農業費は、3目農業振興費における農林業体験型施設運営継続助成金300万円の計上、有害鳥獣捕獲補助金7,540万円の追加が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

2項林業費は、間伐等作業委託料1,829万2,000円の減額、しいたけ生産活動継続支援補助金1,300万円の計上、有害鳥獣捕獲支援事業補助金1,200万円の計上が主なものでございます。

3項水産業費は、2目水産業振興費における賄材料費966万円、マグロ養殖出荷調整支援事業費補助金3,200万円の計上が主なものでございます。

4目漁港建設費につきましては、漁港間の事業費の組替えが主な補正内容となっております。

32ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費は、3目観光費における歴史資産活用事業委託料120万円の計上、(仮称)朝鮮通信使資料館整備工事費594万7,000円の追加、サイクリングイベント実行委員会補助金414万7,000円の減額、しま旅滞在促進事業費負担金3,497万7,000円の計上が主なものでございます。

8款土木費でございますが、2項道路橋りょう費は、次の34ページをお願いいたします。3目道路新設改良費における市道津柳女連線道路災害防除事業費1,008万6,000円の計上が主なものでございます。

4項港湾費は、2目港湾建設費における厳原港国際ターミナル建設事業費3,054万6,000円の計上が主なものでございます。

36ページからの10款教育費でございますが、主な補正内容は、2項小学校費における修繕料382万9,000円、38ページをお願いいたします。維持補修工事費541万7,000円及びその工事に係る設計監理委託料103万1,000円の追加、3項中学校費における修繕料307万7,000円の追加、4項幼稚園費における維持補修工事費186万6,000円の追加、5項社会教育費1目社会教育総務費における対馬ギターフェスティバル開催事業委託料450万円の計上、2目公民館費における維持補修工事費739万5,000円の追加、40ページをお願いいたします。3目文化財保護費における対馬藩関連遺産群保存活用計画策定支援業務委託料1,321万9,000円の減、博物館建設事業の継続費年割額の変更などによる博物館費4億3,427万9,000円の減額でございます。

42ページをお願いいたします。

11款災害復旧費でございますが、7月豪雨による被害施設の本復旧に係る経費が主な内容であり、1項農林水産施設災害復旧費に1億5,125万円、2項公共土木施設災害復旧費に2億115万8,000円を計上しております。

なお、44ページから47ページにかけて、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員(15番 大浦 孝司君) 実は危機管理のことで、この予算の金銭的な関連というのはございません。ただし、このことにつきまして昨日、一般の方々、そうではない立場の方から意見がございまして、このことを議会の中で問うてほしいということがございました。

危機管理となれば総務部の所管でございます。そして、予算の執行については消防費の防災対

策費を使うということで総務課長からお聴きしております。そういうふうなことで関連の関連で申し訳ないんですが、特に台風第10号、昨日、その前の日、9日の日から避難所に、市長の報告の中に、52か所に1,500人が避難したと、近年まれな数字であると。ここでいろいろな問題も生じて後に整理する必要があると、こういう報告をしてありますので、私はこのことにつきまして身体障害者の方から、このようなことを聞きました。

自分たちは、この一般の避難待機所に行くことができないというふうなことで、そういう惨めな目に遭って、その夜は非常に怖い思いをしたと。これは付添いの方の御意見でございますが、これは一体どういうことであろうかと。一般市民、そして身障者の立場として、きちんとした扱いをしてほしいというような御意見でございました。私は身障者の皆様への対応については詳しくは分かりません。

今朝、危機管理の担当者のほうへちょっと電話を入れました。本来はきちんとしたことで対応せにゃならんというふうなことであるという言い方をされましたが、今回そういうふうな手続きをきちんとしておらないような話もされましたが、このことにおいて総務部長でも市長でも結構ですが、一般の方々の待機所への誘導、避難の誘導、そして身体障害者の適用をどのように扱ってきたのか、今回どうなのか。本人は非常に悔しい思いであるというふうな意見ですから、この場で一度ただしてくれんかということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 大浦議員の質問にお答えいたします。

障害を持つお方の避難所の利用について、御本人が大変苦慮されているというようなお話でございました。その方の障害の程度等が把握できませんので詳細な答えになるかどうかは分かりませんが、一般論というか、うちの今の危機管理体制のことについて説明をさせていただこうと思います。（「1級ということでございます」と呼ぶ者あり）はい。

総務の担当にも朝、電話をしたということでございますが、一定の手続きがなされていないから云々という話でございました。恐らく障害1級をお持ちの方であれば、障害関係のサービスを利用できるはずでございますので、そのような災害が迫っているときは受入施設等にケアマネ等を通じて調整をされれば、そういう対応が可能になるかもしれません。施設のキャパの問題もありますので、全てが受け入れるかどうかは分かりませんが。

ただ、私どもとしてちょっと対応に苦慮している部分というのは、社会福祉協議会に委託をして要支援者名簿を整備・更新をさせていただいておりますが、個人情報等の関係でなかなかその名簿登載を承諾いただけない、障害をお持ちだけれど、そういう名簿登載の理解・承諾を頂けない人なんかがいらっしゃるようでございますので、そういう人をどういうふうに避難所に誘導するかという非常に大きな問題がございますが、大浦議員の今のお話の方であれば、そのような

サービスを利用していただくこともできるかと思います。

そして併せまして、市といたしましては、二次避難所として市内の老人福祉施設等と協定を結んでおります。二次避難所でございますので一旦は一次避難所のほうに避難をしていただいて、長期の避難になる場合にそういう場所ではなかなか避難所生活は難しいと、そういう場合は二次避難所へ移すというような内容の協定はございますが、その線上の中では今、大浦議員がおっしゃった部分は即対応というのは非常に難しい件でもございますので、その辺りは関係施設等ともう少し前向きな方向で検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 1級の内容もいろいろあろうかと思いますが。介護の方がおらにゃならんという、介護というのは通常の場合よりも重いということです。例えば、1級で体が不自由でそんなに動けない中で、付添いに行けば一緒に一般の避難所に行くことが可能であれば、その場合は部長、どうなんでしょうか。私が言うのは、本人もやはり行こうと思ってそういうような行為をしたけれども、どこかでそうではないよというふうなことがあったかもしれません。

だから、私が言いますように、それなら福祉のほうと事前に行く場所はきちんとした協定を結んでおるから行けますよということであれば、それらの指導がなかったということで本人は落胆しておるわけですよ。その辺は緊急時ですから、やっぱり人の面倒を瞬時に見ていかないかん。言われなかったから知らなかったじゃなくて、やっぱりその辺をこの際よくよく、どういうふうな対応がなされたかちゅうのは聞き直しましたが、そこまでは聴いておりません、何も。言うてくれということやから言うただけであって。

それで、もう一回、部長、言いますが、付添いの方が介護じゃなくて、ちょっと足が不自由とするでしょう。一緒に体育館のほうに行って、その一般客と同じどこか一部で退避するということは、これはできないのですか。私は、そんなことは問題ないと思うんですが。そういうことは大事でしょうが、緊急性を要しているわけですから。それから、不自由であるけれども、付添いがおればトイレも一緒に連れていくとかいうことであれば一般の施設でもいいんじゃないですか。

ところが例えば、おむつをせにゃならんとか、非常に病気がちであったという重体な方でその責任は取れんと、これはよく分かりますよ。だから、福祉のほうのルートに結びつけてくれんかという言い方ですから、それもよう分かりますが、その誘導がなかったんでしょね。ないから結局は簡単に言えば、人権の無視じゃないかという言い方に、極端に言えばなりますから。これは今からでも遅くないですから、きちんとしましょうや。

だから、その辺は受け入れをやっぱりしてやらないかんですよ、即。これがなかったという感じで非常に残念がっておりましたので、対応についてはチェックをせん限り、ここでやり取りし

てもできませんが、その重体な方であれば福祉施設の協定書の中で、そこに退避する、これは可能。軽ければ、付添いがおってトイレも一緒に行ける方であれば一般の施設に、例えば体育館に連れていくということも可能であると思うんですが、いかがですか。それさえ聞ければ私はいいと思います。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいまの大浦議員の質問にお答えいたします。

介助者が同行すれば通常の避難所でも利用可能ではないかという質問でございますが、それはお見込みのとおり、可能でございます。ただ、施設によって今、体育館という例を挙げられました。体育館であれば、その進入というか、室内まで入っていただく方法というのは容易にできると思いますが、施設によっては避難所が2階にあるとかそういう場合もございますので、それは個々に対応することになるかと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 4款1項2目の新型コロナウイルス感染症対策事業の車両整備分ですけれど、この説明によりますと軽症者の搬送用に6台の乗用車を買うということが予算要求されて1,991万9,000円上がっております。

まず、確認したいのは、この説明によりますと、病院以外の療養施設までの搬送を行う車を買いますという説明ですが、この療養施設とは何を指しておるのかと。それと6台ということですので、その配置先なり、それを運転管理する部署はどうなるのか。

それで、単純にいけますと、これは330万円ぐらい1台するわけですけれども、その特殊な車両なのかどうか。コロナ以外の利用も考えられるかどうかという含みは持たせながらの今の3点の疑問を抱えておりますので、よろしく説明ください。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 長郷議員の質問にお答えいたします。

まず、療養施設とは何を指しているのかということでございますが、ニュースとかテレビ報道でもう既に御承知のことかと思っておりますが、病院内での治療ができなくなった場合というか、病院のベッドが満床になった場合、軽症者・無症状者については、近隣の宿泊施設であるとか、そういうところに他の自治体も療養施設という形で設けておりますので、軽症者・無症状者を中心にそのような事態が発生した折には搬送用として使用したいと。

配備先はどのようにということですが、6台ということで、こういうことがあってはならないというふうに考えてはおりますが、南北に長いこの対馬の地形で仮に感染者が、言うならパンデミックといいますか、そういう状況になったときに至るところから医療施設なり、ここに書いてある病院以外の療養施設に搬送しなければならないという事態が起こったときに、その地区地区

から出動できるような態勢でということで6台を考えております。

内容、その車両の仕様につきましては、既に一部のメーカー等が通常の乗用車等に陰圧装置、そういう部分を装備して一部の保健所に寄贈したりして、それを活用されてということでございますので、イメージ的にはそのように考えております。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 配備に6台とあるんですけども、使うことがないように願うばかりなんですけれど。だからといって6台って、いささかという気もします。

それで、その最後の説明がちょっと分かりませんが、ほかの自治体では保健所等に寄贈されていますよと、そのように考えていますという、ちょっと濁したような説明になってしまったんですが、まともに取れば対馬の保健所に6台やりますよちゅう捉え方をされるので、そうじゃないでしょう。対馬は縦に長いから、だから極端にもう私の勝手な想像ですけども、各センターに置くとか、消防署のどこか一角に置くとか、そういった技術的なものがあるかと思っておりますので単には言えませんけれども、6台ということを見るとかなりの管理が伴うわけですよ。それをこのコロナ専用だけで使うということでは、少し考える必要があると思ったものですから、お尋ねをしているところなんです。

もう一つは、宿泊施設とおっしゃったけれど、対馬市は宿泊施設と契約をされているなら、そういう表現になるでしょう。いきなり、出たからお願いしますという話ではないと。それで、軽症者は分かるけれど、無症状者も対象になるという説明だったけれど、普通は無症状者をこういう公的車両で運ぶ、無症状であるかどうかの確認がどこで取れるのかという、今の医療機関の態勢からすると無症状であるかどうかの確認は取りにくいんじゃないかと考えるものですから、ちょっと疑義に感じているところです。改めて、その宿泊施設の契約と無症状者の取扱い。配置先はいいです。その2つについてお聴かせください。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 療養施設の契約のお話でございますが、療養施設の準備は長崎県のほうで対応するという事になっておりますので、準備はできているというふうに、その態勢は取れているというふうに伺っております。（「無症状者」と呼ぶ者あり）

説明がちょっと足りませんでした。当然、無症状者の判断という部分は医療機関での診断を受けた後での結果でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 中身は聞かせていただきましたので、ここで止めておきますが、一般質問でもさせてもらいますので、そこら辺の準備はよろしく、前もって通告させていただきます。終わります。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 1点だけお尋ねします。

これは、しまづくりのほうの担当になっていると思いますが、対馬3高校の文化・スポーツ指導者招聘事業というのが計画を立てて動き出しているようでございますが、これは次年度、令和3年度の入学者を対象にして動き出しているのか。それとも、まだ準備段階でどの年度から適用できるのか分からないのか、その辺りをお答えください。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 小島議員の質問にお答えします。

3高校の文化・スポーツ指導者の招聘事業です。こちらはただいま業務の内容を委託しまして、全国いろんな事例があるかと思えます。その雇用形態とか、対馬での雇用形態の整備、人材の募集等の手続、そういったものの整備をということで今回は考えておりますので、来年からすぐできるかどうかというのは、はっきりとここでは言えないと思えます。学校からも、どういったものが必要かといった希望も今取っております。そういった中で人材もあれば、すぐ来年からできるでしょうし、難しい面もあるかと思えます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 大変新しい試みで、これは市長の2期目の公約等にもあった中からの事業化だろうと思うんですが、今からこういう委託料等が組まれていますので、いろんなシステムを考えたりするわけでしょうから。

中学3年生の進路の決定とか、そういうことからいくと次年度、令和3年度の入学者はもう間に合わないのか、あるいは間に合うのか。それによって子どもたちの進路決定の条件が違ってくるように思うんですが、その辺りは教育委員会、学校現場との連携等は必要になってくるんですけど。その辺りを中学生の運動部、スポーツ関係で限って言えば、いわゆる特待生の声かけとか、これは多分10月1日からの解禁になっていたと思えます。そういう中で、次年度に間に合うのか間に合わないのか、それだけをちょっと尋ねたかったんです。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 次年度となりますと、なかなか人的にも難しいかと思っています。今からコンサルに委託をしまして、いろんな結果が出るのが年度末で、この人材につきましては、次年度から配置できるかもしれませんが、募集に関してはこの人が来ますというのは、まず今の段階では無理なのかなと考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 先ほど申したように、これはやっぱり教育委員会あるいは中学校関係との連携が十分必要ですし、また高校3校の連携も多分必要になってくるんだらうと思いますので、現場と教育委員会と連携を十分取っていただいて、よりよく機能できるような予算化、事業化をしていただきたいということで要望しておきます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

日程第30. 議案第63号

日程第31. 議案第64号

○議長（小川 廣康君） 日程第30、議案第63号、令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）及び日程第31、議案第64号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第63号、令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、三根診療所の消防設備改修、本年4月から直営となりました佐賀診療所の施設改修が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,026万9,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は10ページをお願いいたします。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を158万4,000円追加、5款繰

越金は、前年度繰越金を84万7,000円追加しております。

次に、歳出について御説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費11節需用費に、診療所の施設修繕料として243万1,000円を追加しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第64号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、水道局所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収入で一般会計負担金と水道施設移設補償金の追加及び資本的支出で建設改良費の追加によるものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとし、第2条で、令和2年度対馬市水道事業会計予算第4条本文括弧書き、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,753万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,398万円、当年度分損益勘定留保資金2億1,379万2,000円、減債積立金3,357万円、建設改良積立金8,618万9,000円で補填するものとする。」に改め、1款資本的収入3項負担金を1,876万1,000円追加し、4項補償金1,260万円を追加し、資本的収入の総額を3億1,438万6,000円とするものでございます。また、1款資本的支出1項建設改良費2,642万5,000円を追加し、資本的支出の総額を6億7,191万7,000円とするものでございます。

第3条で、予算第9条第4号中「9,902万5,000円」を「1億1,778万6,000円」に改めるとするものでございます。

それでは、補正の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金の補正は、一般会計負担金1,876万1,000円の追加で、水道管の布設替え等に対する建設改良費負担金でございます。4項補償金1目補償金1,260万円の追加で、県道及び市道の道路改良等に伴う水道施設移転補償金でございます。

次に、1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の補正は、美津島町管内などの安定的な水の供給を確保するため、地下水源調査委託料の計上と水道管の布設替え工事及び補償工事とし

て2,642万5,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第64号、対馬市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。まず、健康づくり推進部関係の議案第63号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、水道局関係の議案第64号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

2件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第63号、令和2年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和2年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第65号

日程第33. 議案第66号

日程第34. 議案第67号

日程第35. 議案第68号

日程第36. 議案第69号

日程第37. 議案第70号

日程第38. 議案第71号

日程第39. 議案第72号

日程第40. 議案第74号

○議長（小川 廣康君） 日程第32、議案第65号、対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例から、日程第40、議案第74号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例までの9件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第65号、対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例は、しまづくり推進部所管の議案でございますので、その提案理由について御説明申し上げます。

議案書47ページをお願いします。

地域審議会でございますが、市町村の合併の特例に関する法律第22条で、合併関係市町村の協議により期間を定めて合併市町村に合併関係市町村の区域であった区域ごとに地域審議会を置くこととされており、対馬市では設置期間を10年間と定めておりましたので、合併から平成25年まで旧6町に地域審議会を設置し、毎年2回の地域審議会を開催してまいりました。

法定設置期間10年が経過した後の平成26年度からは市民基本条例に基づき、上・中・下の3地区に地域審議会を設置し、その設置期間を令和2年3月31日までの6年間としていたところであり、その期間が満了しましたので本条例を廃止するものでございます。なお、地域審議会に代わる市民からの意見を聴取する場といたしまして、新たにしまのみらいづくり懇話会を設置することといたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第66号から議案第69号までの議案につきましては、福祉保険部所管の議案でございますので、その提案理由と内容につ

きまして御説明申し上げます。

まず、議案第66号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表の2ページから4ページを御覧願います。

本条例は、本市において家庭的保育事業を実施する上で、設備及び運営に関する基準を定めた条例でございますが、今回の改正は厚生労働省令の一部を改正する省令に基づき所要の改正を行うものでございます。

その主なものは、家庭的保育事業者等による卒業後の受皿の提供を行う連携施設の確保に関連した改正と、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる対象に関する基準について、その一部を改正するものでございます。なお、附則において施行日を公布の日からといたしております。

続きまして、議案第67号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表の5ページを御覧願います。

この条例は、本市において放課後児童健全育成事業を実施する上で、設備及び運営に関する基準を定めた条例でございますが、今回の改正は、厚生労働省令の一部を改正する省令に基づき、放課後児童支援員となるために必要な研修の実施者に係る範囲を拡充するため、所要の改正を行うものでございます。なお、附則において施行日を公布の日からといたしております。

次に、議案第68号、対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表の6ページを御覧願います。

提案理由でございますが、本条例は、保育所の施設などの利用に伴う利用者負担額について必要な事項を定めた条例でございますが、今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する用語を整理するため、所要の改正を行うものでございます。なお、附則において施行日を公布の日からといたしております。

最後に、議案第69号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表の7ページから44ページを御覧願います。

本条例は、本市において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営する上での基準を定めた条例でございますが、今回の改正は、その基準の一部を改正する内閣府令の公布に基づき、所要の改正を行うものでございます。

その主なものは、条文中の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める用語の整理が主なものでございます。

また、その他の改正といたしましては、特定教育・保育施設の運営に関する基準に係る13条

の利用者負担額などの受領について、特定地域型保育事業者の運営に関する基準に係る42条の特定教育・保育施設などとの連携について、43条の利用者負担額などの受領について、51条の特別利用地域型保育の基準について、52条の特定利用地域型保育の基準について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。また、附則において3条を削り、4条以下を1条ずつ繰り上げ、施行日を公布の日からといたしております。

以上、議案第66号から議案第69号までの提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました議案第70号、対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

新旧対照表の45ページをお願いいたします。

今回の改正内容は、農山村公園等条例により地域住民の触れ合いと交流の場として整備しておりました、ふるさと農村広場の敷地が中心市街地に近く、県道に面していることから、消防、救命活動の利便性に優れている適地として、消防署北部支署、上対馬出張所の庁舎移転先に選定され、その庁舎を建設するに当たり、ふるさと農村広場の用途を廃止する必要がありますので、今回、条例より削除するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいま一括議題となりました議案第71号及び議案第72号は、観光交流商工部所管の議案でありますので、その提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、議案第71号、金融機関の合併に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、新旧対照表46ページ、47ページを御覧願います。

今回の改正内容は、株式会社十八銀行及び株式会社親和銀行が令和2年10月1日に合併することに伴い、対馬市中小企業振興資金融資条例及び対馬市中小企業創業資金融資条例にありますが金融機関名を合併後の金融機関名に改めるものでございます。

第1条では、対馬市中小企業振興資金融資条例第2条第1項中、「株式会社十八銀行支店及び株式会社親和銀行支店」とあるものを「株式会社十八親和銀行」に改め、第2条では、対馬市中小企業創業資金融資条例第2条第1項中、「株式会社十八銀行支店及び株式会社親和銀行支店」とあるものを「株式会社十八親和銀行」に改めるものでございます。なお、附則で施行期日を令和2年10月1日からといたしております。

次に、議案第72号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表48、49ページを御覧願います。

今回の改正は、美津島町大山584番地1に位置するあそうベイパークのパットゴルフ場を廃止するため、同条例別表第2の、あそうベイパークの部、「パットゴルフ場9ホール」の項を削除しようとするものでございます。

本施設は、平成6年に整備され、供用開始から26年が経過しており、老朽化に加え、ここ数年利用者がほとんどいないことから廃止をしようとするものでございます。なお、廃止後は、対馬の放牧場として利用する予定でございます。なお、附則で、施行期日を公布の日からといたしております。

以上、簡単でございますが議案第71号及び議案第72号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第74号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、水道局所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書81ページをお願いいたします。

今回の補正は、地方公営企業法の改正により、条例の定めがない限り資本的収支不足額の補填財源として使用された積立金は、未処分利益剰余金に振り替えられることとなっており、現状では現金の裏付けがない未処分利益剰余金が生じることとなります。よって、減債積立金及び建設改良積立金を使用した場合においては、資本金に組み入れることを条例で定め、実際の現金としての未処分利益剰余金の額を明確にするため、第5条に第4項を追加するものでございます。

新旧対照表は58ページを御参照ください。なお、附則で施行は公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第74号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、議案第65号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第66号から議案第69号までの福祉保険部関係条例の4件について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第70号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第71号及び議案第72号の観光交流商工部関係条例2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第74号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております9件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。9件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから9件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第65号対馬市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、対馬市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、金融機関の合併に伴う関係条例の整理に関する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。時間が押し迫っておりますので、3時20分からといたします。

午後3時07分休憩

午後3時19分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第41. 議案第73号

○議長（小川 廣康君） 日程第41、議案第73号、対馬市立博物館条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいま議題となりました議案第73号、対馬市立博物館条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集の71から79ページ、新旧対照表は50から57ページを御覧ください。また、参考

資料2の2から43ページに、同条例施行規則及び関係様式を添付しております。

現行の対馬市立博物館設置条例では、対馬市立博物館の名称及び位置、実施する事業に関する規定を定めていましたが、施設の管理運営等に係る規定を追加して定めるため、「対馬市立博物館設置条例」の全部を「対馬市立博物館条例」に改めるものでございます。

条例の主な内容といたしましては、第1条では本条例制定の趣旨を規定し、第2条では本施設の設置目的、名称、所在地について規定しており、対馬博物館を本館とし、巖原町国分1430番地に建設予定の対馬朝鮮通信使歴史館を分館とすることを規定しております。第3条で本施設で実施する事業について、第4条から第5条で配置する職員及び職務等について、第6条で観覧料について、第7条から第11条で施設及び設備の使用に関する事項について、第12条から第13条で資料等に対する特別な利用に関する事項について、第15条及び第16条で観覧料等の還付及び減免について、第17条及び第18条で損害賠償等について、第19条で使用及び特別利用時における職員の立入りについて、第20条で委任に関する事項を定めています。

なお、附則で、施行期日を公布の日からといたしております。

また、参考資料2の2ページ以降に、施行規則を掲載しております。施行規則では、博物館の開館時間を午前9時半から午後5時までとし、休館日を毎週木曜日及び年末年始の12月28日から翌年の1月3日とすること、そのほか施設設備の使用時における申請方法及び遵守事項、観覧料等の徴収や還付、減免の方法、資料の寄贈、寄託、使用方法について定めております。

以上、簡単でございますが議案第73号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 1点だけお尋ねします。

第15条の減免についてですけれども、市長が特別の理由があると認める場合は、その全額または一部を減免というふうに読み取ったんですけれども、これはどういう場合を指しているのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの小島議員の御質問にお答えいたします。

第15条の観覧料等の還付ということで、このただし書の、「市長が特別の理由がある」ときという、どういう場合が想定されるかという御質問だと思いますけれども。ここは、観覧料等の減額あるいは免除という規定は、施行規則のほうにもうたっておりますけれども、いろいろな場合が想定をされると思いますので、規則等で定めていて、それでまだできないケースも出てくるんじゃないかなと思うんですけれども。そういう場合に、必要に応じて市長が判断できるもの

として、こういうただし書の規定を記載をさせていただいております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 博物館の学習教育的な機能という面から考えて、小中学生あるいは高校生の観覧といいますか学習、授業の場合等、個人で行く場合はいわゆる料金は取るケースは多いと思うんですが、学校とかあるいは社会教育団体等で集団で学習する場合とかは、普通、一般的に減免というのが取られていると思うんですが、そういう意味合いですかね。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいまの小島議員の御質問にお答えいたします。

施行規則の第16条は、今、御確認できますか。タブレットのほうで。参考資料の2のほうに（「参考資料のほう、どこですか。何ページ」と呼ぶ者あり）2のほうになりますけれども。

施行規則の第16条のほうに観覧料の減免ということで規定をさせていただいております。こちらで、条例で定めている観覧料に対し、対馬市民の方は110円減額をしますと。そして、さらに小中学生、高校生等につきましては学校教育法等で、学校授業等で博物館にお見えになるときは全額免除しますよと、そういう規定をこの第16条のほうに設けておりますので、島内の授業等で博物館を利用される時は、言い換えれば、ただになりますよということでございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） ありがとうございます。いや、そのあたりがちょっと説明だけで読み取れなかったもんだから、確認をさせていただいたわけです。

小中学生がということですが、高校生は減免の対象にはならないという解釈なんですかね。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） 高校生のほうも入っております。

○議長（小川 廣康君） いいですか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 小中学生じゃなくて、高校生も学校の教育活動、学習活動としての場合は減免というふうによろしいんですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第42. 議案第75号

○議長（小川 廣康君） 日程第42、議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例を議題としま

す。提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案書83ページをお願いいたします。

本条例は、犯罪被害者に対する市及び市民の責務などを明らかにし、被害者とその家族らが受けた被害の早期回復や生活の再建を図るとともに、被害者等に対する問題を社会全体で支援し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としております。

条例の内容について御説明を申し上げます。

第1条で目的を明らかにし、第2条でこの条例における用語の定義を定めております。第3条では市の責務について、第4条で市民の責務を、第5条で、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減のため見舞金の支給について規定をし、第6条で福祉サービスなど日常生活の支援、第7条で居住の安定、第8条では、市民の理解増進のための広報及び啓発について、第9条は、犯罪被害者等の支援の対象外となる場合について規定をしております。第10条では、条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めることができる旨を規定しております。

なお、附則で、施行日を公布の日からとしております。

また、条例第10条で委任をしております規則において、遺族見舞金の額30万円、重傷病見舞金の額10万円を定め、そのほか支給対象者、申請手続の方法などを規定をしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第43. 議案第76号

○議長（小川 廣康君） 日程第43、議案第76号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） ただいま議題となりました議案第76号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画は、しまづくり推進部の所管でございますので、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書87ページをお願いいたします。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております11辺地のうち新規計画が、巖原町下原辺地、峰町佐賀辺地、上県町伊奈辺地、上対馬町豊辺地の4辺地で、変更計画が、巖原町巖原辺地、美津島町雞知辺地、今里辺地、賀谷辺地、豊玉町横浦辺地、塩浜辺地、上県町佐須奈辺地の7辺地でございます。

それでは、各辺地の事業内容を、新規計画から順に御説明いたします。

88ページ、総合整備計画書（案）を御覧ください。

まず、下原辺地でございますが、林道シワカウ線開設後の時間経過に伴い、橋梁の劣化が進み、剝離による鉄筋露出が発生し、車両の安全通行が確保できないおそれがあるため、橋梁の補修工事を行い、通行者の安全を確保する計画でございます。

次に、89ページ、佐賀辺地でございますが、平成14年度に導入した高規格救急自動車が老朽化しており、市民の生命、身体を守るための救急業務の安全及び機能の低下が懸念されることから、新たに車両を購入する計画でございます。

次に、90ページ、伊奈辺地でございますが、市道仁田志多留線は、上県町檜滝を起点に一級市道中山線と連携して上県町佐護に至る道路で、上県町内の一般国道382号を補完する唯一の幹線道路であります。現道は沿岸部を通る路線で、荒天時や台風時には護岸からの越波により道路が通行できないため、本路線の整備により、車両通行の安全の確保を図る計画でございます。

次に、91ページ、豊辺地でございますが、鰯浦園地の木柵及び通路が破損し危険なため、改修工事を行うとともに、観光バスやレンタカーで慢性的な駐車場不足が発生しており、接触事故等多発していることから、新たな駐車場を整備し、利用者の利便性向上と安全性の確保を図る計画でございます。

続きまして、変更計画について御説明いたします。

まず、92ページ、巖原辺地でございますが、消防署に平成11年度配備の消防ポンプ自動車は、経年劣化により故障し、交換部品調達はおろか現行代替品での修理も不可能となっております。本地区は道路狭隘な住宅密集地域が多く、現有の中型車以上での消防車両では災害地域へ進入ができないため、車両を更新し、市民の生命、身体及び財産を守るために計画を追加しております。

次に、93ページ、雞知辺地でございますが、林道専用道雞知焼松線開設事業の令和2年度分の設計を行ったところ、当初の計画より工事延長が伸びたことによる事業費の変更でございます。

次に、94ページ、今里辺地でございますが、消防団拠点施設建設事業において設計を行ったところ、当初に見込んでいたものより本工事費が増えたため、事業費の変更を行うものでございます。

次に、95ページ、賀谷辺地でございますが、林道専用道賀谷塩浜線開設事業の令和2年度分の設計を行ったところ、当初の計画より工事延長が伸びたことによる事業費の変更でございます。こちらは、次ページ、横浦辺地、その次のページ、塩浜辺地も同様の理由で変更いたしております。

最後に98ページ、佐須奈辺地でございますが、平成7年度に導入した危険物施設、車両及び船舶火災等の特殊災害対応の化学付消防ポンプ自動車が老朽化しているため、車両を更新し、消防機動力の向上を図る計画を追加しております。

以上で、議案第76号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第76号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第44. 議案第77号

日程第45. 議案第78号

○議長（小川 廣康君） 日程第44、議案第77号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（今里地区）及び日程第45、議案第78号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（榎滝地区）の2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） ただいま一括議題となりました議案第77号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（今里地区）の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の99ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、旧美津島町が事業主体で施工しました西海漁港整備事業に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を美津島町今里字在家に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、議案書101ページの位置図に青色で表示している部分でございます。また、議案書102ページと103ページの、字図及び求積平面図に着色表示している部分で、美津島町今里字在家291の7、291の13、294の1から294の3まで及び295の1地先で、面積が6,897.96平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが議案第77号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました議案第78号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（檜滝地区）の提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

議案書105ページをお願いいたします。

議案第78号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（檜滝地区）でございますが、本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、旧上県町が事業主体で施工しました上県総合運動公園整備事業に伴い、運動公園用地として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を上県町檜滝字汐壺、同字段山、同字シカノヲサキに編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、議案書109ページと110ページの、字図及び求積平面図に着色表示している部分で、上県町檜滝字汐壺688、689、699の4、701の4、710の3から710の6まで、710の8、711の2地先並びに701の4及び711の2に隣接す

る道路地先並びに字段山728の32、728の34、728の59及び659+712+728の1+728の2+728の5+728の6+728の9から728の12まで+728の21から728の25まで+728の第2+728の第3+728のイから728のハまで+728のホ+728のへ第1から728へ第4まで+728のト+728のチ第1+728のチ第2+728のリ+735+736のイ+736のロ+737の1+737の2+741の1+741の2+743の4から743の7まで+743の9+743のニ+道路地先並びに字シカノヲサキ716及び1116地先で、面積が4万6,541.39平方メートルの土地でございます。

なお、「+」表記は国土調査において筆界未定地となっているところでございます。

以上、簡単でございますが提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、2件について一括して討論、採決を行います。

議案第77号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（今里地区）及び議案第78号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（檜滝地区）の2件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり可決されました。

日程第46. 議案第79号

○議長（小川 廣康君） 日程第46、議案第79号、財産取得契約の締結についてを議題としま

す。提案理由の説明を求めます。消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） ただいま議題となりました議案第79号は消防本部所管となりますので、その提案理由と内容を御説明いたします。

本議案は、財産の取得契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の111ページをお願いいたします。

参考資料を112ページに添付しておりますので、御参照願います。

本案は、本署に配備の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、最新の機器を搭載した同車両を更新配備しようとするものでございます。

今回購入しようとする車両は、本署管内で発生する火災事案に対して機動力を有し、特に狭隘な路地への進入を余儀なくされる火災現場において、効果的な運用ができる車両でございます。

入札につきましては、去る8月11日に、18者による指名競争入札を執行しましたところ、14者の辞退があり、参加4者による入札を実施した結果、福岡県福岡市博多区東那珂1丁目18番6号、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役梁瀬義行氏が4,180万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した4,598万円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を8月12日に締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、大変簡単ではございますが提案理由とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第79号、財産取得契約の締結について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第47. 諮問第3号

○議長（小川 廣康君） 日程第47、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります棧原馬佐敏氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますので、後任として主藤繁明氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を願います。

主藤繁明氏は、厳原町にお住まいで、平成25年2月に対馬市役所を退職されました。これまでの行政経験等を生かして、地域コミュニティーの衰退、世代間交流機会の減少等により、問題を抱えている高齢者や子どもたちが取り残されない社会づくりの一端を担うべく、人権問題の解消に熱意をお持ちです。

候補者は広く社会の実情に精通され、人格、見識ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい人材でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は主藤繁明氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は主藤繁明氏を適任とすることに決定をいた

しました。

日程第48. 陳情第2号

○議長（小川 廣康君） 日程第48、陳情第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件は、配付の陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、午前10時から厚生常任委員会の付託案件の審査を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時55分散会

令和2年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第7日)

令和2年9月14日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和2年9月14日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(18名)

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
8番 黒田 昭雄君	9番 小田 昭人君
10番 山本 輝昭君	11番 波田 政和君
12番 小宮 教義君	13番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 大部 初幸君	17番 作元 義文君
18番 上野洋次郎君	19番 小川 廣康君

欠席議員(1名)

7番 瀧上 清君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。淵上清君から欠席の届出がっております。

ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、9月8日の本会議議案審議において、対馬市立博物館条例に関する小島議員への答弁について、観光交流商工部長から訂正の申出がっておりますので、これを許します。

観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） おはようございます。去る9月8日の本会議における議案

第73号、対馬市立博物館条例の提案の折、小島徳重議員からの質疑に対し、誤った答弁をいたしましたので、おわびを申し上げ、訂正させていただきます。

その内容は、対馬博物館の観覧料の減免に関し、対馬市内に居住する高校生の観覧料は、全額免除になると答弁いたしましたが、正しくは条例で定める高校生、大学生の観覧料330円から110円を減額した220円でございます。

以上のとおり訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

日程第1. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。2番、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） おはようございます。初めに、新型コロナウイルスの拡大により、都市部への移動制限に加えて、個人消費の低迷により4月から6月期の国内総生産の落ち込みは最大となり、世界の国々の社会経済に大打撃を与えるなど、現代社会は危機的状況に陥っています。

また、近年では、大気の状態が不安定で、気候変動による猛暑、さらに集中豪雨により河川の氾濫によって家屋や農林水産被害、台風通過によって、悲しいことですが、尊い命が失われるなどの人的被害も発生しています。

新型コロナウイルスと相まって、我が国の生活形態にも深刻な影響を及ぼしており、一日も早い感染症の収束が求められています。

さて、本日の質問内容でございますが、観光産業への取組として、第2期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略から見た国内外観光客の目標値の考え方と、重要業績評価指標で示された達成目標戦略のうち、国内外観光客数の設定についてお尋ねいたします。

第1期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略が、平成27年12月に策定され、本市の進むべき将来像がまとめられています。

策定から5年が経過し、新たに本年4月に第2期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられていますが、平成30年末の国内外観光客数53万7,122人から、5年後の令和7年度末の目標値は、約12%増の60万人に設定されています。

あくまでも目標値でしょうが、60万人に設定されたその根拠を御説明いただきたいと思えます。

次に、新たな国内観光客誘致への施策ですが、先ほど述べましたが、新型コロナウイルス拡大に加えて、気候変動による猛暑や集中豪雨による災害発生など、地球環境に大きな変化をもたらしています。

特に、新型コロナウイルス拡大によって、それぞれの地域間の移動制限によって経済の低迷に加えて観

光産業にも多大な影響を及ぼしています。

近年の観光需要では、様々な外交上の問題もあり、近隣の諸外国からの来島者はゼロに等しく、従来の数値は見込めないと予測されます。

このため、継続した観光産業を考慮しますと、国内からの誘客が最も効果的であると思いますが、多くの観光客の来島を目指すための取組は行われていると理解していますが、その進捗はどのような状況か、お尋ねをいたします。

次に、2点目でございます。

新たな観光資源創出としまして、宗助国公騎馬像とプレイステーション4ゲームソフト「ゴースト・オブ・ツシマ」の融合による史実の新たな展開についてお尋ねいたします。

1点目は、第2期創生総合戦略におけるゲームアプリ観光誘客推進事業（新規）の記載の総合戦略における誘客推進事業は、本年7月中旬に発売された1274年の元寇の役を題材にしたゲームアプリ「ゴースト・オブ・ツシマ」を活用した事業展開として解釈してよろしいでしょうか。

2点目でございますが、宗助国公騎馬像と元寇を題材としたゲームソフトの融合による新たな観光産業についての質問でございます。

今から4年前、上対馬町在住の武末裕雄様が、小茂田浜神社を題材に連載されました2016年の第13回対馬新聞に寄稿された紙面によりますと、「小茂田浜での元寇の合戦におけるフビライ皇帝軍と対馬宗一族の戦いのゲームソフトを開発し、世界中で販売したい」とのことで、日本側制作社の開発者とアメリカシアトルの制作会社の開発者を含めて5名の方々が来島されていたと記載されていました。

例年11月に開催されています小茂田浜神社の大祭前夜と大祭当日に、制作取材に来島後、ゲームソフト「ゴースト・オブ・ツシマ」は4年の歳月を費やし、本年7月中旬にアメリカで発売されたと同時に、3日間で全世界累計240万本販売され、記録的なヒット作となっていると報じられていました。

ゲームソフト「ゴースト・オブ・ツシマ」は、文永の役を題材にして主人公の侍が元軍に対して逆襲をするストーリーで、背景には対馬の景勝地が見事に描かれています。

さて、本年8月に746年の時空を超えて、小茂田浜神社の一角に宗助国公の騎馬像が建立されました。

騎馬像除幕式の模様は、新聞紙上やCATVで報じられましたが、9月上旬には週刊誌にも取り上げられています。

騎馬像の寄贈者は、上対馬にお住まいで、対馬歴史顕彰会の会長の要職にあります武末裕雄様と御長女の武末聖子様の御好意により、元寇激戦地の一角に建立されました。

また、参道のバリアフリー化の御支援も含めまして、武末家の皆様には、この場をお借りし、改めまして感謝の意を申し述べます。ありがとうございました。

このように、文永の役を題材とした2018年に連載された「アングルモア元寇合戦記」。このたびのゲームソフトは、746年前の本市での痛ましい歴史を如実に表し、新たな視点から本市の存在を全世界に発信する絶好の機会でもあります。

文永の役での激戦地であった本市の景勝地を世界の人々に広げるために、現代社会における北部から南部に至るまで、数々の観光名所を一つ一つクリアし、最終的には、宗助国公騎馬像に到達できる時間を競うゲームソフトができないか考えているところです。

このことは、本市の数々の観光名所を新たな視点に立ちアピールできるチャンスと捉え、観光産業が生き延びるために行政がゲームアプリを開発し、大会を実行する画期的なアイデアと考えますが、いかがでしょうか、御見解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。伊原議員の質問にお答えいたします。

初めに、観光産業への取組についてでございますが、令和2年3月に第2期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略として、令和7年度末までの人口減少対策の取組指針を策定しております。

この中で島の魅力、独自性を生かした交流、移住、定住を拡大するという重点戦略の中で、国内外の観光客実数の目標値を令和7年度末には60万人としていることについての御質問でございますが、まず、平成30年度の53万7,122人は、長崎県の観光統計の数字を基にしており、韓国人観光客が41万人を超えた年の人数となっております。

御案内のとおり、昨年からの政府摩擦による韓国人観光客激減に始まり、春からの新型コロナウイルス感染症の影響で観光客数は激減の状況であります。

よって、令和2年度の国内外の観光客見込みを11万人とかなり低く見積もっているところでございますが、国際航路の再開も見通せない中、さらに厳しい数字となるのではないかと推測されます。

令和3年からは、コロナ感染症が収束する前提で目標値を設定しており、韓国以外のインバウンドにも積極的に取り組む予定としておりますが、世界全体がコロナ禍前の観光移動人数に戻るには数年かかると言われており、韓国人観光客にしても、日本不買運動の影響が残っており、すぐに前の状態に戻ることは難しいと考えております。

コロナ収束後の急激な戻りと、数年の低調な伸び率、その後の一定の増加を考慮し、令和7年度の60万人の内訳は、国内客20万人、韓国からの観光客が32万人、その他の外国から8万

人として目標値を設定しているところであります。

しかしながら、このような状況が数年長引けば、目標値の達成は非常に厳しくなるのではないかと感じているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、議員がおっしゃるとおりでございまして、その中の国内客、誘客の取組についてでございますが、いわゆるウイズコロナの取組を強化、継続していかねばならないと考えております。

今後は、感染予防に万全の体制を整え、観光客を受入れなければ観光地として選ばれなくなる可能性があります。

現在、観光業新型コロナ対策協力金を給付しながら、観光業の皆さんに業種別ガイドラインの遵守をお願いしているところでありまして、安心して訪問していただける体制を構築し、継続してまいりたいと考えております。

また、後ほどお答えいたしますゲームの「ゴースト・オブ・ツシマ」の爆発的人气、最強の城に選ばれた金田城、アナゴやノドグロ、対州そばといった食の魅力などを全面に出しながら、旅行者への営業、観光PR、おもてなしセミナーの開催に加え、SNSによる発信力を強化していきたいと考えております。

対馬市民の一人一人に、対馬の風景や風俗、普段の生活の一コマを写真入りで発信していただき、対馬の魅力を広げていただきたいと考えております。

これに伴いリモート会議やSNSの操作講習会、いわゆるオンラインスキルアップ事業などを展開していきたいと考えています。

次に、新たな観光資源の創出についてでございますが、御存じのとおり、ソニー・インタラクティブエンタテインメント、以降はS I Eと省略させていただきます。

S I Eからは、7月17日に元寇を題材にし対馬を舞台にしたゲームソフト「ゴースト・オブ・ツシマ」が発売されました。これは、発売3日間で国内21万本、全世界240万本を売り上げたとの情報が入っており、大ヒットになっております。

今年のゲーム・オブ・ザ・イヤーを受賞するのではないかともうわさされるほど素晴らしい作品だと聞いております。

御質問の総合戦略中のゲームアプリは、これに当たるのかということでございますが、結論から言いますと、この「ゴースト・オブ・ツシマ」だけの事業展開ということではありません。もちろんその中心となることは間違いありませんが、他の位置情報ゲームなどについても、対馬の特性や関連を模索し、取り組めればと考えています。

また、議員のおっしゃるとおり、小茂田浜神社に、宗助国公の壮大な騎馬像が建立されました。対馬の壮絶な歴史を今に伝え、体感できる観光名所としての価値を高め、国境の最前線であり続

けた対馬の歴史検証に大きく貢献するものと期待しているところであります。寄贈者には、深甚なる敬意と深い感謝を表する次第でございます。

「ゴースト・オブ・ツシマ」の大ヒットにより、対馬は日本国内のみならず全世界から注目を集めているところでありまして、いわゆる聖地巡礼で訪れた観光客の写真映えする背景として、この騎馬像が選ばれることは間違いないと思われま。

S I Eやゲーム制作会社には、昨年度末から対馬市と一緒にプロモーションを展開しましてとアプローチしており、委託会社を介して連絡をとっているところであります。

しかしながら、タイミング悪く、現在の新型コロナウイルス感染拡大により、先方の意向や権利関係の問題もあり、一定期間はプロモーション活動にある程度の制限をかけられている状況でございます。

ただ、既に公開しているS I E公認の特設サイトは、対馬市と長崎県観光連盟、対馬観光物産協会の共同で作成したもので、ツイッター等のSNSの評価を見ても非常に好感が持てるコメントが多数寄せられているところでございます。

現在、S I Eと相談をしながら、コロナ禍収束後には多数の聖地巡礼来島者を迎え入れられるよう、また、御満足いただけるよう準備を進めていきたいと考えております。

宗助国公の騎馬像とゲームとの融合についてでございますが、直接的な融合は困難かもしれませんが、聖地巡礼の方々、特に、若年層に向けた魅力あるコンテンツとして、また、対馬の歴史に興味を持っていただける象徴として間接的に騎馬像との融合、もしくは活用ができるものと考えております。

行政がゲームアプリを開発して大会を実施してはとの御質問であります。いわゆるスタンプラリー的なアプリは作成可能です。実際に、アンゴルモアのスタンプラリーアプリは既に制作し、2年前に実施しております。このような取組を今後も継続して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 2番、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） ありがとうございます。

まず、国内観光客の実数53万7,122人につきましては、長崎県の観光連盟からの指数ということで、これから5年後の60万人ということにつきましては、国内が20万人、それから、韓国が32万人、その他の方々が8万人ということで、内訳が60万人ということなんですが、現況を申しますと、非常に国内の20万人も非常に厳しゅうございますですね。

これは、東京23区を除いて今1,800近くの地域がございますけれども、それぞれの地域が創意工夫しながら、観光客誘客に向けていろいろ御努力されているということでございます。

それから、本市におきましては、皆様、御承知と思いますけど、2年前の元寇を題材にした、たかぎ七彦先生原作のアニメ「アンゴルモア元寇合戦記」、これもテレビ放映もされましたし、非常に本市にとっても明るい物語の一つであったなというふうに私自身感じています。

それで、その隣国からの設定の20万人、32万人は非常に厳しいかと思しますので、このあたりをどういうふうに国内にシフトして目標値まで進められるのか。そのあたりを少し施策の中で戦略はございますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 昨年の11月から政府また県からの御支援を頂きまして、国内観光客の誘致に向けて努力をしてみいました。

幸い、このコロナが感染拡大する前には、かなりの国内客の方々が対馬に訪れていただきましたけれども、2月までは右肩上がりが増えてきておりましたが、3月になりまして、これもまた急激に激減をしたというようなことであります。

今はまた、政府のGoToキャンペーンや県の事業で、再度また少しずつではありますけれども、国内観光客が伸びつつあるというふうに認識をしております。

そういった中で、先ほど議員のほうからも質問がございましたように、「ゴースト・オブ・ツシマ」も発売され、対馬の観光産業にとっては明るい話題となっております。

そういうことで、今現在、対馬市では、これらの観光客のお客様に、また再度来ていただけるように、おもてなしの関係をもう少し高めていこうというようなことで、対馬振興局のほうと力を合わせながら進めているところでございます。

まず、何と言いましても、その題材は、対馬は豊富な題材を持っているわけでありますので、これに対して再度多くの方に来ていただけるようなおもてなしの向上、そしてまた、そのサービス等に今後努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 2番、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） この観光の数値目標、ちょっとこだわるんですけど、非常に53万7,122人という数値は、ちょっと私感じているところは、アバウトな数字じゃないかなと。どのような、正確にはなかなか厳しいと思うんですね。それで観光客のみならず、当然ビジネスの方々もおいででございまして、あくまでもその観光だけを捉えた場合に、果たして何名なのか、今まで。

今はこういった状況でございまして、カウントはある程度スムーズに円滑にいけるんじゃないかと思いますが、きのう実はその神社の清掃作業が地域でございまして、午前中で終わりましたけれども、車、タクシーが1台、それから、乗用車で1台、8名程度お見えでした。

日曜日と重なって天気もよかったせいもありまじょうし、いずれにしましても、今回、そうい

った観光に向けては、市長おっしゃるように明るい兆しが今後進められるんじゃないかと思っております。

それで、これ観光と付随するお話ですけれども、タブレットの中に、資料ございますかね、棧原線の。その標識なんですけど、上見坂、矢立山古墳、それから、小茂田浜神社、その3つの標識なんですけど、ちょうど巖原中学校を左折しまして約2分弱のところに位置したところにございました。

それで、その看板は、それでよろしゅうございますけれども、実は、観光物産協会のホームページを確認いたしましたら、観光物産協会から目的地まで車で何分という表示がされていました。これは、非常に初めての方にとっては優しい表示じゃないかと。

今、皆様御覧になっているその標識は、それはそれで県が恐らく作成されているんじゃないかと思えますけれども。

きのうCATVの中でも、もみじ街道、写真付きの大きな看板。それから、きょう、こちらに参るときに、あそうベイパークの看板、それから、神話の里自然公園、大きな絵の、写真付きの、ああいった形で、その例えば、今その皆さんのお手元に示している、その看板の下に小茂田浜神社の境内の写真とか、それから、上見坂公園、そして、もう一つの写真を、写真付きのその看板をあの近くに立てられたらいかがかと。

それで、キロ数については、今カーナビあたりで皆さん、移動されてありましょから、できれば、その目的地まで何分と、この時間表示は私は優しい、観光客に優しく映るんじゃないかというふうな感じを持っています。

このことについては、ちょっと気持ちの中で、市長さん、いかがですか。そのキロ数表示というよりも時間表示をして、それから、観光地の写真の大きな看板を目立つように、そこに建立すると。

それから、時間。これから何分後ですよというようなことが優しいんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず初めに、この看板は、市のほうが設置している看板であります。それとまた、あそうベイパークやら北部のもみじ街道、そして、神話の里、こういったところの写真つきにつきましても、これも市のほうが設置をしているところでございます。

今、お話がありました小茂田浜の観光地のほうにも、まず観光客に優しいということで、まず、時間を表示したらどうかということと、また、その写真で説明ができるような看板を設置したらどうかということとありますので、このことにつきましては、また、観光部局、そしてまた、観光物産協会等と前向きに検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 2番、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

全国発売の雑誌に、9月3日号で「韓国人が消えた対馬に神風が吹くと?」、これはちょっとすみません、そこに書いていないと思います、雑誌のほうですから。

それで、2017年、36万人、18年には41万人ということで3万人の対馬を訪れた韓国人の人数であると。

大にぎわいだった免税店は休業日。ホテルの新築ラッシュもストップ。日韓関係悪化と新型コロナダブルパンチで対馬は以前の3万人の離島に戻ったと。だが、意外なところに希望の光が見えてきたと。これは、市長もそういったことで今施策を十分進められていると思います。

その中に、やはり先ほどもありましたゲームのアプリもございました。それから、聖地巡礼ということも、パンフレットの紹介をしているということで、観光物産協会が今主になっているいろいろ観光に向けての取組をされていると私も十分認識はしております。

市のほうは、それなりの予算を当然計上しながら進められているとっておりますので、こういった追い風が吹いておりますので、もし御覧になっていなければ、後ほどコピーでございますけれども、お渡しをいたしますので、しっかり勉強してください。よろしくお願いいたします。

観光につきましては、いろんな手だてがございます。それから、予算も伴うこともございます。これから国内観光客の方々が、国内から多くの方々がお見えになるような施策を観光物産協会等も踏まえて懸命に御努力をさせていただければなど。やはり、観光がないと寂しい島になってしまいます。観光に訪れて、ああ住みたいなということも可能性としたらございますので、そのあたり十二分に御検討くださいませ、お願いをしたいと思います。1点目、終わります。

2点目でございます。

予算の関係で、表紙しかちょっと作っておりません、私の予算の関係で。

これは、平成2年度から令和7年度まで対馬市が作成されました「みんなで力を合わせて未来をつくろう！自立と循環の宝の島つしま、第2期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略」ということで今までお話をさせていただきました。

非常に中身を見てもみますと、素晴らしいことがずっと、計画も目標に向かってそれぞれ進んでいるとっております。

それから、先ほどもお話ししましたけれども、ことしの8月1日にその小茂田浜神社に寄贈されました宗助国公の騎馬像の除幕式が盛大に行われているところでございます。

これは、除幕式の前日に撮影した写真でございます。746年の文永の役で蒙古の大軍に果敢に立ち向かった対馬当時の守護代、宗助国公の騎馬像が時空を超えて、こうしてよみがえってまいりました。当時は、我が国にとって最大の国難であったと言えます。史実にも登場する元寇と

の戦いを後世に残す役割が、このたびの宗助国公の騎馬像じゃないかと考えております。

最近で、元寇を題材とした物語が脚光を浴びております。新型感染症で地域間の往来が制限されている今、在宅勤務を強いられており、ストレス解消のためのオンラインゲームということでアピールが有用じゃないかということで御提案させていただきました。

この件につきましては、いろいろ制作会社のほうと協議をしておると思います。それについては、結論はまだこれからだということで、非常に喜ばしいことでございます。

それで、そのゲームのお話ですけど、これは、佐賀県の松浦氏、この方御存じですかね。西海一の水軍、これはまつら——松浦ですけど、当時は松浦党ということで、コミックを作成されてあります。

「元寇で活躍した西海一の水軍、松浦党とは」ということで、小学生向けに配布をされているというところでございます。

これは、国の交付金を活用されて作成されるということで、史実を、歴史を後世に残すということで、この方御存じですか、見られていますね。

このようなことで、市のほうもその元寇を題材にした書籍を作成してありますので、このあたりの取組も、やはり市内の小中学生、高校生も含めた子どもたちにおいて、その史実の正しい歴史認識を後世に残すという役割をぜひお願いしたいというふうに考えております。

教育委員会の方、これ御存じですかね。さすがです。

それでは、そのゲームソフトの作成の話をしていただきましたけれども、先ほどの「ゴースト・オブ・ツシマ」につきましては、これ全世界で相当数が売れております。このことは、古代の対馬が見事に描かれた作品でありまして、私は、現代社会の景勝地や観光名所をめぐる時間を競うということで、北部から中部、それから、南部、四季折々の地域めぐりもいいでしょう。観光名所めぐりもいいかと思いますが、単純かも分かりませんが、このようなアイデアをゲーム制作の御専門のクリエイターに少しできないかという可能性を含めて御相談を進めているということは非常に喜ばしいことでございます。

ゲーム名は、私はちょっと考えてみました。「ツーリスト・アトラクション・オブ・ツシマ」ということで考えております。参考になればと思っております。あんまりいい顔はされませんでしたけれども。

私たち、当然、二度と争いのない恒久平和のため、次世代の子どもを中心に正しい歴史認識を伝える役割ということは、もう何回も言いましたけれども、求められております。

これからも対馬市としての永続した観光産業の成立ということで、対馬の存続が重要な課題というふうに考えております。そのためにしっかりと子育て支援に取り組まなければならないと思っております。

それから、先ほどのその循環のこの資料の中に、総合戦略では平成30年末の合計特殊出生率が2.18から2.40ということで、これは非常に厳しい数字だと思います。

多額の予算も必要でしょう。それから、結婚適齢人口の向上は、相当の御努力が必要かと思えます。行政ができること、それから、私どもでできること、目標に向かって成果に近づく努力が必要ということで、担当部局だけでは限度がございます。目標に近づくように日々努力をしていただきたいというふうに考えております。

それで、この「自立と循環の宝の島つしま」、ちょっと図工がありますから。この中に、私は、その「自立と循環の子宝の島つしま」ということを一字挿入して、きょうの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（小川 廣康君） これで、伊原徹君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開を10時55分からといたします。

午前10時41分休憩

午前10時54分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き市政一般質問を行います。

11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） 皆様、おはようございます。会派つしま、11番議員の波田政和でございます。

世界的に感染が広がっていますコロナ予防対策での取組で、何かと御多忙な時間とは存じますが、私どもにとっては、貴重な定例会でございますので、御質問させていただいた次第であります。特に今回は市長へのお願いと本市の考え方をお尋ねしたいと考えております。

質問に入る前に申し上げますが、私は決して、行政がなされることに疑義を申すものではありませんし、市民皆様の代弁者として、いろいろな角度からお尋ねするものでありますので、市民の皆様が分かりやすく、御納得いただける御答弁をお願いするものであります。

また、私が今回の質問通告をしてから約1か月間、通告内容に対する検討がなされる期間がありましたことから、その内容について、十二分の御理解ができてあるものと思っていると同時に、何らかの方向性が示されるものと期待をしておりますので、よろしく申し上げます。

まず、初めに、南部地区道路整備についてであります。前回の会議においても、同様の質問をさせていただいておりましたが、この安神から浅藻までの道路整備について、長崎県と対馬市

の考え方に、同じ税を投入するに当たり、県と本市との整合性があるのか、疑問を感じておりますが、いま一度、現況の本市の考え方を明確にし、実現可能な整備計画を立て直し、見直す考えがないか、お尋ねします。

次に、豆敷地区屋根つきバス待合所の整備についてであります。年々増え続ける高齢者の移動手段として、公共バスは欠かせない存在であることは、皆様も御承知のとおりであります。そのような背景からも、特に高齢者率の高い、この豆敷地区において、住民に優しい地域づくりの一環として、屋根つきバス待合所の設置ができないか、要望するものであります。

次に、公衆トイレの設置についてであります。現在、市民皆様が主として利用しています久田道交差点からお船江橋交差点までの厳原臨港道路区間内に公衆トイレの設置を要望するものであります。また、この路線については、個人の健康管理の面からも、この路線の遊歩道を利用し、ジョギングやウォーキングなど、たくさんの市民の皆様に利用されています。しかしながら、残念なことに、この路線には公衆トイレが1つもなく、利用率の面から考えても設置を望むものであります。

以上、大きく3点に分けて、市長の政治公約、重点施策を基にお尋ねし、詳細につきましては、再質問の時間にお話させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 波田議員の質問にお答えいたします。

初めに、南部地区道路整備についてでございますが、まず、1点目の主要地方道厳原豆敷美津島線、安神～豆敷工区道路改良事業における長崎県と対馬市の考え方の整合性につきましては、本路線が南部地区東沿岸唯一の路線であり、緊急輸送道路、生活道路として、重要な路線であるとの認識で一致しております。

また、整備の必要性につきましても同様で、県におかれましても、十分御理解いただいているところではございますが、現在、国道382号の畠ヶ浦工区、檜滝工区、美止々・佐護工区、主要地方道厳原豆敷美津島線の尾浦～安神工区、吹崎工区、同じく主要地方道上対馬豊玉線の位之端工区、そのほか一般県道など、交通量等の現状を踏まえ、御対応いただいているところでございます。

そのような状況の中、尾浦から内山坂トンネルまでは、既に着手されておりますが、内山坂トンネルから久和方面につきましては、現時点での大規模な改良の計画はございません。しかしながら、本路線の重要性は御理解いただいております。現道の強靱化対策として、防災工事や局部的な改良工事を実施していただいているところでございます。

一方、市道尾浦浅藻線につきましては、現在、事業の実施が可能な事業認定を受けておりますのは、尾浦～安神間のみであり、安神から浅藻までの区間は市の思いを予備設計のみの線形にて

図示した将来計画であり、国や県に認められたものではございません。現時点では、整備の必要性は強く感じておりますが、実施の可能性については、めどが立っていないのが現状でございます。

次に、2点目の同事業における実現可能な整備計画の見直しについてでございますが、市といたしましては、安神～浅藻間の整備の必要性につきまして、十分理解しておりますし、何とかしたいとの思いも強くございます。しかしながら、現状では、長大トンネルがございます安神工区、また同規模の事業量がございました堂坂線の整備、そのほかにも起債事業にて5路線の整備を進めており、現時点では、新規着手は非常に厳しいと言わざるを得ません。特に予算の確保が最大の問題であろうかと考えております。

また、県におかれましても、現在、施工中の整備箇所の早期完成に向け、御努力いただいておりますが、着手後間もない路線も多く、完成までにはかなりの事業費、また、事業期間を要する状況で、早急な対応は厳しいと理解しております。

今後、国境離島法等に伴う新たな財源や補助事業の採択基準等の見直しなど、急激な社会情勢の変化等によって、状況に応じた対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の豆酩地区バス待合所の整備についてでございますが、バス待合所の整備につきましては、市またはバス運行事業者において整備いたしておりますが、設置場所の確保や設置費用の問題等により、全てのバス停に待合所が整備されていないのが現状でございます。

議員御質問の豆酩地区には、バス停が2か所あり、豆酩小学校前の豆酩バス停にはスクールバス待合所として整備されておりますが、豆酩住民センター前の豆酩出張所バス停は、待合所が整備されていない状況でございます。市の待合所の整備方針としましては、新設を検討する要件として、そのバス停が路線の始発地であり、相当数の利用者が見込まれること、また、公共施設等の最寄りのバス停で、相当数の利用者が見込まれることの2つを定めております。よって、この2つの要件のどちらかに該当する場合は、新設について検討することとしており、待合所用地につきましては、地元提供を原則としているところでございます。

なお、要件に該当し、新設を決定した場合には、整備費用について、県、バス協会及び市の補助金を活用して、バス事業者において、待合所の整備をしていただくこととなります。

御質問の豆酩出張所バス停であります。このバス停を通過するバスは、浅藻浜線のバスであり、1日に2往復運行しております。調査の結果、利用者は数名であることから、現時点におきましては、待合所の新設は厳しいと考えておりますけれども、今年度作成を進めております南部地域アクションプランの事業と併せて、地域振興のために検討をしたいというふうに考えております。

次に、3点目の公衆トイレの設置についてでございますが、臨港道路沿いの市有地は、志賀ノ

鼻大橋を挟んで、北側と南側に2か所ございますが、厳原港土地利用計画検討委員会におきまして、将来的に地域住民や観光客が訪れる演出の場として、駐車場、トイレ、展望所、さらには、販売所、レストラン等を一体的に検討するよう提言がなされているところでございます。

また、平成29年6月定例会においても、同様の一般質問がなされておきまして、整備する時期につきましては、観光客等の状況を見極めながら、総合的に判断していきたいと答弁しているところでございます。

議員御質問の臨港道路沿いでのトイレの新規設置につきましては、地域の利用者だけではなく、観光客も含めた規模や処理能力を検討する必要もありますので、他の提言された施設と一体的に整備していかなければならないと考えているところでございます。

また、お船江の用地の買収も済みましたことによりまして、このお船江地区へのトイレと併せて、検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） それでは、1項目ごとお話を進めていきますが、まず最初に、この豆殿地区バス停についてから、先にお伺いしますが、今、説明がありますように、基本的には要件が整わなければ、なかなか難しいんだということなんですが、冒頭にも話しましたように、市長にお願いしているのは、地域に優しいということを中心に考えております。基準に達しなければ、何もできないというふうに解釈をするんですか、私どもは。そうじゃなくて、国とか県、いつも話しますが、そういうことじゃなくて、対馬市としての考え方なんです。対馬住民に優しい政治をしていただきたいということを基本に、ちょっと考えとってください。

現在、この豆殿は皆さんも御承知のとおり最南端であります。高齢者も年々増えてきております。移動手段として、先ほどの話では、利用者が少ない。かもしれません。1人でもおったら、利用者は利用者なんです。その辺を、考え方の違いもあるかもしれませんが、この豆殿地区には、観光とか、以前からも市内の整備とかもたくさん話はしておりますよね。そういう中で、私としたら、まず、地域の人が移動に優しく行われることが最初じゃなかろうかなと思っているわけです。そういった面から、この話を話題としております。

さらには、さきの議会においても、美津島の大型商業施設前にも、この手のお話をさせていただきました。その中で、市長は、自分の今回の市長選挙の中で、遊説の中でも設置に向けたお話がなされていますよね、間違いなくですね。だから、先ほどから言いますように、重点施策の一つで、政治家はうそを言ったらいかん。そういったことから考えながら、このことも踏まえまして、市長選以降、どのような形になったかを、これ通告はしておりませんが、関連として、後ほどお答えください。

そういったことから、現在、何回も言いますが、関係官庁が高齢者の方々へ、運転免許証の自主返納を推進しておりますよね。お忘れじゃないですよ。そんなことから、何か、近頃、その話がなくなったなと思ったら、また、1回打ち出したことですから、ずっとやってあると思います。そういう中で、返納は推進する。敢行もします。しかし、バスの増加は、今言いますように、1人でもおれば、必要不可欠であるということを私は考えておるわけですよ。その面からも、バス待合所に1点に集中するわけじゃないんですけども、1つのことができなかったら、これ市でできる話じゃないですか。本当にやる気があればですね。そういうふうにしていただきたい。聞くところによりますと、南の整備の話は、長期的な話はなされてあると聞いております。おりますが、今の話では、いつになるか分からない。では、先にずらないと思いますので、その辺も含めまして、よろしく願います。

私が、このバス停について、近日感じたことを少し話させていただきますので、再度、確認してください。

近年異常気象に伴って、この炎天下の中、いろんなところで、バスを利用する方々拝見します。私自身車に乗りますから、そんなに直接的は思いませんが、何となくお話する以上は心苦しいなと思っているんですよ。そういう話を提案したんですけども、自分自身のお話が受けていただけないのではないかなと、なぜかなと思ったりもするんですよ。市長さんも移動のとき、いろんな場所で、炎天下で待ってある住民の方が、どのように、市長の目にはとどまっているんですか。そこも、ちょっと後ほど教えてくれません。私と同じように、何か心苦しいかなと感じているはずなんですよ。人としてですね。だから、先ほど言いますように、公約で話したなら、早期に何とか整備をお願いしたいというのが、今回このバスを用いての話は本心なんです。だから、光の当たらないところに光を当てるのが比田勝市長のやるべきことじゃないかな、重点施策じゃないんですかと思っておりますので、この件、どうですか。御答弁願います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、豆敷のこのバス停の件でございますけども、先ほども答弁の中で申しましたように、高齢者の方々が炎天下でバスを待つ、または、雨の中、バスを待つということでは、大変お気の毒なことだというふうに私自身感じておりますので、去年も美津島の空港行きのバス停のところの停留所は整備をするということで申し上げておりました。

まず、その豆敷のほうでございますけども、こちらのほうで調査をさせていただいたら、確かに利用者数だけでは、申し訳はないんですけど、ただ、調査ということで申し上げますと、大体毎日2名ほどが利用をされてあるというようなことございました。また、多いときについては、四、五人の乗客があるということがございます。しかしながら、私自身も、以前から、ここに元の豆敷の住民センターのところに、何とか屋根つきの待合所みたいなところを造れんかというこ

とで、話を進めておりましたけど、どうも、住民センターのほうは、県道から十数メートル中に入るといふことで、バスがよく見えないといふことで、そのバスに乗れないことも考えられるといふようなことであります。そういうことでございますので、私自身といたしましては、今年度から事業を組み立ててまいります、この南部地域のアクションプランの中で、この住民センターの整備、そして、また、バス停の整備、併せて、一体的に計画をつくることができないものかといふふうに考えているところでございまして、決して、利用者数が少ないから造らないといふことでございせん。何とかしたいという思いを持っております。

それと、美津島の国道横のバス停の件でございます。樽ヶ浜ですか。これにつきましては、議員おっしゃられたように、私も選挙公約の中で、ここにはバス停を造りたいといふことを再三申し上げてまいりました。そういうことで、去年から、ずっと、このことについては動いておまして、予算的には大体できているんですけども、今、国道の改修事業の関係が、用地交渉が難航をしているといふようなことで、遅れているといふことを聞いております。できる限り、ここについては、私も、雨の日に高齢者の皆様が重い買い物袋を掲げて待つてある姿を何回となく見ております。できる限り、早い時点で実現をさせてまいりたいといふふうに思っておりますし、今年度は、その対面の空港方面行きの待合所のほうはできるようになりましたので、対面のほうのバス停がもしかしたら先になるのではないかなといふふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） ありがとうございます。さすが政治公約を掲げた以上はやっていただけると。ありがたく思っております。私を感じるバス停の現況と利用者を見る市長の目も、私の目も、皆さん変わりはなかったなと安心しましたので、ぜひ、両面とも早めな着工を、完成をお願いしておきます。

話は戻りまして、豆殿地区は、アクションプランを計画しながらやっていくということをお受けしましたので、また、皆様にはその旨を伝えますが、要件、いろんなことは、できるように考えてやればいだけのことであって、まず、この辺を利用者重視で考えていただきたいなと、このように思っております。

この件は、それで終わりますが、次に、公衆トイレについて、これについて話させてもらいます。

この臨港道路は、皆さんも御承知のように、景観もよくて、利用者といひますか、そこでジョギングとか、ウォーキングする人がかなりおります。そういう中で、以前から、観光バスを相手に駐車場の整備も何か所もお願いしましたが、それも頓挫してはいましたね。その後、どうなったのか、分かりません。今話聞きますと、お船江を中心として、そういったもろもろを考えて

いくんだという話に聞こえましたが、ここは約1,700何十メートルあるんですよ。お船江橋からですね。ちょうど30分、往復1時間ぐらいのいいコースなんですね。そういう中で、私がなぜ、これをお願いするかというと、約1時間のコースの中に用を足すところがない。ということは、ちょっと致命傷やないかなとったりしているんですよ。今、いろんな計画の中で、利用、やり方もいろいろあるんですよという話に見受けました。そこで、提案だけをさせてください。ここは、県の管轄ということは、もう分かっております。なぜなら、電気1つ変えてくれとお願いしても、何か月もかかるんですから。それじゃあ、どうも、ならんじゃないですか。利用者はですね。その辺も、ちょっと頭に入れとってください。そういった中で、私としたら、山側、背後地は市有地でございますよね。だから、横断歩道でも一発入れて、自分の土地に造ればいいじゃないですか。そういったことを大胆にやってほしいんですよ。だから、市長はいつも、県が、県がと言いますが、比田勝市長としてはということを私は聞きたいだけなんです。横断歩道を入れるのは、そんな難しい問題じゃないです。利用者が最優先ですから。車は2の次ですよ。そういうことを考えてですね。海側、景観のいいところは県のものでありますから、いろいろあるという答弁をなされた次に話をしようかと思いましたが、それはなされなかったのですね。海側じゃなくて、山側を、市有地を何とか考えてください。利用者に快適にやっていけるように、この辺も含めてお願いしますが、いかがですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほども答弁申し上げましたように、現在、あそこの道路をウォーキング等で利用されてあるという方が大変多いということは、私自身も目にしておりますし、聞いております。そういう中で、トイレがないということでの要望も聞いております。そこで、その中間付近になるのでしょうか、議員おっしゃられるように、横断歩道を造れば、反対側が市有地がございますので、そこにトイレは造れるんですけども、先ほどの答弁の中でも申しましたように、他の観光施設やいろいろな面で、そのトイレの処理の計画と申しましょか、配置によって処理能力が変わってまいりますので、そこら辺のところは、まだまだ、ちょっと、計画的に固まっていけないというようなことで、今後、その一体的な計画は進めていかなければならないというふうに思っております。

それと2点目が、今、お船江のほうの用地のほうは、買収が完了をいたしました。このお船江につきましても、観光客の皆様がおいでになったときは、あの周辺にはトイレがないというようなことで、ここにもトイレは必要になろうかと思っております。そういうことで、今後、この件については、この2か所のトイレをどうかして1か所にまとめることができないのか、そこら辺も含めながら検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） 設置に向けて前向きに検討するというふうに理解しとってよろしいですかね。先ほどから言いますように、よそからのお客さんも大事でございますけども、地域に住んである方を最優先に考えたなら、取り急ぐ必要があるんじゃないでしょうか。このトイレについたら、いろいろ処理能力とか、いろんな話が出ましたけども、今、無人でもできるものを、この間、説明がありました。そういったことも考えながらですね、いつまで待ってとっても、どうもならんやないですか。利用者が困っているわけですから、早急にやれる体制を取って、将来的には、将来の構想の話に入れてもらえればいいかなと思っております。この件は、これで終わりますが、前向きにやっていただけますように、お願いいたします。

それと、最後に、この南部地区の道路でございますけども、この路線は、もう何回も話しております。私も、この手の質問に関したら、長年軍用道路のままであるとか、そういう中で、救急搬送に必要なやとか、学校統合だとか、クリーンセンターの利用度とか、いろんな角度に何回となく話をさせていただいております。しかしながら、前回、安神のトンネル安全祈願祭に行った折、感じたから、もう一度お尋ねしているんですけども、県が県なりに改良計画を立てながら進んであるというのは理解しておりますが、果たして、住民と市が、その方向性を分かっどるのかどうかちゅうのは疑問だなと思っております。私も、あのトンネルを祈願祭に行って、すごい設備が前へできておりますよね。あれ、どういうふうにするのかなと思ったりも実はしているんですよ。しかしながら、方向性を見れば、御説明で理解はしますけども、そういう中でですよ、先ほどから、前回からと言いましょか、ああいった大規模な改良が進む中で、まず、前回も話しますように、安神のトンネルなんか後回しやないですか。実はね。あれができるとき、掘げとかないかんです。本当の話はね。るる話は聞いておりますから、それはそれとして、私は、県と市が本場で税を投入するに当たって、話はできとるのかなというのが疑問なんです。県は県で改良計画を進める。市は市で進める。前任の市長さんと今の比田勝市長さんの考え方が、同じかどうかは別ですけども、答弁が少し変わっているんです。集落を結ぶ市道を単独でやる話を今まで聞いておりますけども、それは計画だけと話がありましたよね。そしたら、今まで言ってきたの、何なんですか。そうなるっていかないですか。一応、計画があろうが、住民というのは希望を持つわけですよ。私を初めとしてね。そういうことじゃなくて、改良なら改良でずっといって、しょうがないじゃないですか。安神トンネル一つ掘れんとですよ、財政難で、どうして、3つも4つも掘れるですか、今から。そういった政治的発想の話はちょっと横に置いて、今度、現実味のあることをやっていただきたい。市長、どうですか。現実味のあること。地域の集落の方々、誰も一直線で道路を造ってくれと言っているわけじゃないんですよ。今までどおりに、狭隘な場所とか、最短で行ける場所とかを望んでいるわけですよ。それは地域集落住んである方の宿命なんですから、そういうことは、しかしながら、希望を持たせるような話をされると、本当に浅薄か

ら安神まで一直線でトンネルが掘げるみたいな話になるわけですよ。先ほどから市長が今までと違う話で、実はそれは計画であってという話をなされたからですね。そういうことでは、計画にしても、何にしても、若干の経費が入っての話じゃないですか。それは、どっか、コンサル頼んだか、自分の職員がやったか、別ですよ。日常業務を止めて、それやっているわけですから、お金はかかるとの間違いないんですよ。そういったことから、あくまでも県道ですから、県を中心にですね、市は切望話ということは誰も分かっております。理解ある人たちならですね。しかしながら、利用する方は、集落の方が利用するわけですから、そうなったら、どうすれば、いいのかということ再度検討してもらいたいですよ。私は、このまま行ったら、県は県の考え方、市は市の考え方になるのがちょっと高過ぎるんじゃないかなと実は思っているわけですけど、いかがですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この尾浦浅藻線につきましては、これまでも再三御質問を受けているところでございますけども、今、国・県から認められている事業については、この尾浦～安神間だということは、先ほどの冒頭答弁の中でも申し上げました。それと、計画といたしましては、尾浦から浅藻までの計画をしているということでございますが、これ、まだ、先ほども申しましたように、国・県に計画が全路線が認められたものではないということをお理解していただきたいと思っております。今現在、認められているのは、尾浦～安神間の延長2,300メートルの区間ということでございます。

それと、また、これまでの議会の中でも、私も申し上げましたけども、今、市のほうが計画をしているルートでは、久和まではバイパス方式の計画で、県道とは全く違うルートになっております。しかしながら、久和から浅藻の計画については、ほぼ平行に近いルートに計画されておりますので、このことについては、今後また県のほうと協議をさせていただきたいということも申し上げてまいりました。そういうことで、県のほうにも担当部局のほうからいろいろと尋ねてもらいましたら、今現在、この線は強靱化関係の事業で、狭いところを広げたり、長期的なことで、やっていくということで計画がなされているということをお聞いております。そういうことで、県といたしましても、今、現在進めてあります、この安神の県道のトンネル、これが完了した後、どちらのほうに行くのか、ちょっと、まだ、私も、そこは、よく聞いておりませんが、何せ、冒頭申しましたように、県といたしましても、いろいろな路線の整備を今進められているところでございますので、今後計画的には、要望はしてまいりたいと思っております。

市道のほうにつきましても、今現在の計画では、令和4年度からトンネル約1,400メートルでございますけども、ここに着工をする予定で計画を組み立てております。若干ちょっと遅れておりますが、事業費のほうも、ここ二、三年間の資材等の高騰で上がっているようでございま

すけども、3年間ぐらいの債務負担を活用して、ここを完成させてまいりたいということで、今現在準備を進めております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） それでは、対馬市の単独でのつなぐトンネル、今までの前任の市長さんも、比田勝市長さんも話してきたことは、実現が不可能じゃないのかなと私なりに考えております。だからですね、しっかり見直して、県を中心なら中心でいいじゃないですか。今市長も言われますように、内山入り口までしか、あとのことはよう分かりません。県の考え方がね、今、言われましたよね。そのとおりなんです。市長が分からんのを市民が分かるはずもないじゃないですか。だから、これからは、市は市で考えても結構ですよ。しかしながら、あそこは県道ですから、県道にしっかり力入れていただいて、なぜならば、住民一人一人がですね、納税も含めてですけども、同じ税じゃないですか。県やろうが、市やろうがですよ。それを考えたら、いかに有効に早期に着手できるかと考えるのが、我々も市長も仕事じゃないんですか。そのように、私は理解しておりますから、もうならん話をやるんじゃないで、なる話をやりましょうよ。だから、そういったふうに、話したことを覆されないからという考えやめて、ならぬものを幾らおってもならんですよ。私が何回生きてこなでけんですかね、トンネルが掘げるまで。そんなに、今までほったらかして、今ですよ。できるはずもないじゃないですか。だから、住民が納得がいける説明をしてくださいといっているのは、最短距離で行ける方法を現況で考えるのが市長の仕事じゃないのかなと思っておりますので、先ほど市長の答弁で、私が感じることは、しっかり県と話していただいて。今後どうするのかと、あの県道に関したら。先ほどから、順番もあっているあるという話ですけども、幾つ、どれだけ順番があろうとも、箇所、箇所が進めないといけないことは、はっきりしているんじゃないですかね。

そういったことから、早期に。成らぬものを追うんじゃないで、成ることから。現実に相反することがないようにことをやって、集落の方々を安心させてくれませんか。そのほうが、要らん汗をかかんでいいじゃないですか。そのように思っております。

それと最後に、今まで、先ほども話しましたが、県の管轄の話を何回となくお願いしておりますけど、一向に解決しない。久和の2区の路線で、もう7年前から伐採をお願いしている。実は、真っ暗やから。一向にししない。前回の市長さんは、「県の管轄ですから、お願いしておきましょう」。まだしていないっちゃうことは、お願いしていないのかなあつちて、実は思っています。

だから、これから県にお願いは文書でしてくれませんか。そして、文書で回答を求める。それが住民サービスですよ。そういうふうに思ってくださいね。

そして、近日では、久田の集落入り口の鈴木石油の給油所がある、県道ですね。あそこ通ってみてください、真っ暗ですから。両方から生い茂って。これもお話をさせてもらいました。市役所を通して。一向にしない。

今回でも臨港道路が通行止めになりました。そこしか通れんじゃないですか。でも、しない。なぜ、しないんでしょうかね。伝わっていないんじゃないですか、市長。

だから、これからは代表がお願いすることを、文書にして出してください。決して疑っているわけじゃないんですけど、結果としてしないっちゃうことは、伝わっていないっちゃうことですから。そのように私は感じておりますから。今日でも帰りに、しっかりあそこ通ってください。真っ暗ですから、昼でも。両方から生い茂っていますからね、もう見たら分かりますよ。市長は久田に来んから分かんではよ。南室にしか帰らんから。来てみませんか。

その辺は感じる場所はたくさんありますので、県に対しての要望は必ず文書でやって、文書で答えをいただくということで行きましょうよ。ここ、近くに県議会がないもんやけんですね、行けんわけですよ。

その旨を市長、何とかお願いしますよ。住民の暮らしを守るために。いかがですか、最後をお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 地域からの要望等が数多く上がってまいります。その中で、県道や県の管理する河川関係の要望もかなりの数が上がってまいります。そのたびに県の関係はまとめまして、県のほうに文書で回答を求めておりまして、県のほうから、またそういう形で文書が返ってきている状況であります。

そしてまた、先ほど議員おっしゃられたように、久田の鈴木石油のあの付近の県道に樹木がかぶさってきているという話は、私もその旨聞いているところでございますので、今後また、県のほうにも要望をしたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） ありがとうございます。よろしく願いしまして、質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで、波田政和君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 昼食休憩とします。再開は午後1時ちょうどからといたします。

午前11時44分休憩

午後0時59分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。齋藤久光君から早退の届出があつております。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。

5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 皆さん、こんにちは。会派つしまの小島徳重でございます。質問に入ります前に、先日の台風第9号、第10号で被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、コロナに感染された方々、そしてまたその対応に当たられた方々にもお見舞いと御労苦に対して敬意を表したいと思ひます。

それでは、通告に従って、2項目4点お尋ねいたします。

1点目は、観光振興推進体制について、お尋ねします。その1点目、平成29年3月に策定された対馬市観光振興推進計画にうたわれている対馬版DMO、観光地域づくり推進法人の設立について、お尋ねします。DMOの設立の必要性については、平成30年6月定例会、30年9月定例会、令和元年6月定例会の3回にわたって一般質問を行いました。市長からは、DMOは必要であり、ぜひとも設立を目指さなければならないものというふうと考えていると答弁がありました。最初の質問から2年余り、3回目の質問からも1年余りが経過しましたが、いまだ設立の動きがよく見えません。市長がこれまで答弁なされているように、観光による地域づくりを実現するためには、戦略策定の中核を担い、かじ取り役となるDMOは欠かせません。設立に向けての見通しについて、お尋ねをします。

2点目、対馬観光物産協会の体制強化について、お尋ねします。昨年12月24日、対馬観光のあり方検討委員会は、対馬観光再生ビジョンを提言し、その中で対馬観光物産協会の体制強化も打ち出されています。戦略的な観光振興を図るため、観光物産協会に執行権限がある常勤の理事を配置するよう、観光物産協会に働きかけるべきであると考えます。市長の見解を求めます。

3点目、文化財の保護・活用に係る組織の改編について、お尋ねします。国は地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、文化財保護法及び地教行法を改正、平成31年4月1日から施行、教育委員会所管の文化財保護行政を市長部局に移管できるようになりました。文化庁は、各自治体に早期の実現を進めています。文化財保護行政を市長部局に移管し、まちづくりや観光振興等と一体的に実施し、既に成果を上げている自治体があります。対馬市においても博物館の開館を機会に、対馬の貴重な財産である自然、歴史、伝統的文化、文化財を市長部局において一体的に所管したほうが、対馬の魅力をより高め、強力な情報発信ができると考えます。市長の見解を伺います。

4点目、主要地方道厳原豆酛美津島線の加志箕形区間の改良について、お尋ねします。この路

線については、平成18年の対馬振興局長への要望に始まり、知事への要望を複数回なされ、平成26年から測量も始まり、5か年計画で竣工予定であると説明されていましたが、いまだ着工に至っていません。この路線は、美津島町西地区及び厳原町阿連地区の命と生活を支える、まさにライフロードであります。急勾配、急カーブの連続、離合困難な箇所が多数あります。利用の頻度と道路状況を対比すれば、対馬で最も悪条件下に置かれており、私も一般質問において2度取り上げさせていただきましたし、ほかの議員さん方からも質問がなされています。地区住民は一日も早い着工、完成を待っています。今後の見通しについて、お尋ねをいたします。

以上、2項目4点、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。先般の一般質問のときに、私は断ったつもりだったんですけども、市長のほうから所信表明とダブった部分の答弁がありましたけれども、その辺りは簡明に御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小島議員の質問にお答えいたします。初めに、観光振興推進体制の強化についてでございますが、まずDMO設立については、昨年6月に御質問いただいておりました。その折に答弁いたしました対馬おもてなし協議会が昨年10月に設立され、また本年7月からは観光アドバイザーを招聘し、受入態勢の強化事業を行っております。その活動の中で、DMOやワンストップ窓口対応を導入している先進地を視察したいと考えていましたが、コロナ感染症の影響で、これまで先進地視察等が実施困難な状況でありました。今後、コロナが沈静化した頃合いを見まして、視察等を実施し、DMO設立のメリット・デメリット、成功例・失敗例の情報を集め、どのような形での導入が対馬にはあっているのか、そもそも導入すべきなのか、そのあたりの是非についても研究をしていきたいというふうに考えております。

次に、観光物産協会の体制強化についてでございますが、御存じのとおり、先ほども申し上げました地域おこし企業人制度を活用して、7月から観光アドバイザーを招聘し、観光物産協会及び観光事業者の強化を図っているところであります。また、職員の体制については、2年前まで市から派遣しておりました職員が専務理事という役職で観光物産協会の業務を統括しておりましたが、派遣解除に伴い、昨年度からはその役目を担う職員がいない状況であります。観光産業は、今や対馬市の基幹産業といえるほど育ってきておりますので、観光物産協会のスムーズな事業執行及びイレギュラーな場面での臨機応変な対応を取る上で、常勤理事等の配置は重要だと思われれます。この件につきましては、観光物産協会と協議していきたいと思っております。

次に、文化財保護行政の所管についてでございますが、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成31年4月に施行されたことにより、文化財保護事務の所管について、条例により地方公共団体の長が担当できるようになったことは、議員御発言のと

おりでございます。本市におきましては、文化財の保存・保護は教育委員会文化財課で、文化財の活用については市長部局で担当しているところでございます。このたびの法律の改正は、文化財の確実な継承に向けた、これからの時代にふさわしい保存と活用のあり方についてという文化審議会の第1次答申を踏まえ、文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを進め、地域における文化財の計画的な保存、活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ろうとするものでございます。

また、文化庁は文化財を活用した地域づくりを推進することが必要との方針を示しております。大変ありがたい御提言でありますけれども、活用は市長部局に限ったものではなく、現在、対馬市でも赤米の保存、継承のように、活用は教育委員会部局でもこれまでも実施してきております。本市におきましては、従来どおり文化財の保存・保護は主に教育委員会部局が、観光資源の活用は市長部局が所管し、今まで以上に連携を強化し、文化財の保護と活用の両輪による地域振興に取り組んでまいり所存であります。

次に、主要地方道巖原豆殿美津島線の加志～箕形区間の改良についてでございますが、今後の見直しにつきまして県に確認いたしましたところ、当初計画しておりました吹崎～箕形間のトンネル坑口付近に地すべり箇所が確認され、ルートの見直しを余儀なくされたとのことで、進捗が当初の予定より遅れているとのことでございます。今年度はルート見直しに係る地質調査、設計委託等を実施されております。用地買収等の進捗や予算の配分によっては多少前後する可能性はございますが、現時点での工事の着手は令和3年度からを予定されており、完成を令和8年度と見込んでいるとのことでございます。県におかれましては、本路線の重要性を十分に御理解いただき、早期完成に向けた御尽力をいただいているところでございますので、市民の皆様には御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） どうも御答弁ありがとうございました。

一問一答で確認させていただく前に一つ、これは今日質問した内容とも関係があるんですけど、観光関係のことで、朝、二宮部長のほうから博物館の観覧の減免のことで訂正がございましたけれども、私も小中学校は教育活動の場合、学習活動で行く場合は減免というのを目にして、当然、いわゆる学習状況は高校生も同じように学校で集団で行く場合は免除されるものと、私は思いこんだ上で質問をしたところなんですけども、二宮部長さんはそういう思いが少し気持ちの中にあっただろうか分かりませんが、高校生もというような御答弁をいただいたところです。

詳しく精査されたらそうじゃなかったということですけども、できましたら今後のあり方として、やっぱり高校生も地元で学校単位とか、学級単位とか、そういう集団で、学校の管理の下で

博物館を観覧される場合は、できれば小中学生と同じような扱いをしていただけたらなということをお私に思い込みでしましたけども、部長さんもそういう思いは心の中に少しはあったんだろうというふうに思いながら、ぜひそういう取扱いを今後検討していただけたらということをお要望して、一応このことは置きたいと思えます。

それから、今日の質問内容ですけども、市長のほうから、まずDMO設立に向けての動きです。このことは、最終的には昨年の6月議会で質問したのが最後でしたけども、その前は2年前、今から言えば3年前に遡ったところから3回質問をさせていただいているんです。私も同じことを3回も4回も質問するというのは、正直言って気が重いです。それは多分、答弁をされる市長をはじめ、部局の方々もそういう思いはあるだろうと思うんです。それで、今市長が答弁いただいた中にもありましたけど、確かにDMOの設立には至っていないけども、おもてなし協議会や、それからアドバイザーの配置とか、そういうことを実績としてやっていますよということのお答えは、それはそれで評価したいと思えます。

ただ、やはりこのことについては市長答弁が過去3回あったんです。それを踏まえて、今日午前中の波田議員の質問にもありましたけども、行政としての動きのあり方がこのことについては問われているんじゃないかと思うんです。繰り返すようですけど、私は答弁を毎回読み上げさせてもらいます。「30年6月の定例会、DMOのほうも決して諦めているわけではなくて、これを何とかしてつくり上げていかんばいかんということで、観光商工部をはじめとして協議を進めているところでございます。」これは市長の生の言葉、そのままです。議事録です。

30年の9月、また3か月後に私は確認するために答弁を求めましたら、「観光による地域づくりを実現するための戦略策定やかじ取り役となるDMOの設立についても、関係団体や観光事業者を含めた勉強会等を早急に開催したいと思っております。」とこう聞きました。これはちょっとある意味では勉強会になったから、少し後退したというふうに私は受けとめとったんですけど。だから、それから2年後に、去年、また6月に聞いたんです。そのときの市長答弁。「必要性については、私はぜひとも設立を目指さなければならないものというふうに考えているところでございます。ただ現実、まだ立ち上がっていない、遅れているということにつきましては申し訳ないというふうに思っております。今後、早期に設立が可能となるよう進めてまいりたいというふうに思えます。」

市長のさっきの答弁は、それを受けてのこの1年間の答弁が、今コロナ等があったりして、先進地視察等も思うようにいかないからということで、また答弁が戻って、どのような形がよいか研究をしていきたいということに戻ってしまったんです。やはりこれを繰り返していると、行政への信頼といいますか、それが揺らぐんじゃないかと思うんです。そのとき、そのときで答弁があったなら、動き出しておけば、それなりの答弁があつて、議会ごととか、あるいは年度単位と

かでもう少し何か進んだ答弁というか、具体化がされたんじゃないかと思うんです。

このことについて、やはり市長答弁の信頼性といいますか、議会への対応と申しますか、そのような点について、市長のお気持ちを少し聞かせてみせてください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど答弁いたしましたように、まず今年度、先進地の視察をするように計画はしていたところでございますが、先ほども申しましたように、このコロナ禍の関係でそれを断念せざるを得なかったというところでございます。それと、私もこのDMOについてはこれまで必要性は認識しているということで、答弁をずっとしてまいりました。

ただ、近年、いろんなところでこのDMOについて感想、そしてまたその動向を聞いてくるんですけど、確かに余り近頃はいい話も聞かないところなんです。要は、ある観光の専門の方たちに聞くと、確かに成功しているところは成功しているけど、また失敗も多いし、どうなのかということとはよくよく研究をされたほうがいいですと、そのような指導も近頃していただいた。

そういうことで、先ほども申しましたように、その先進地等へ出かけて、再度また練り直しと申しましょか、その設立に向けて再度研究をし直すことは、決して私は後戻りじゃないと思います。これを設立してしまっ、やはりちょっと難しかったねとか、失敗やったねと言わんでいいようなことにするためにも、しっかりとここは研究をさせていただきたいという思いを持っております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今の現時点での市長の立ち位置といいますか、思い、対馬市の立ち位置や思いはお聞きしました。やはり、それならそれで、そのそれぞれの時点でそれなりの、この質問に対してはどういう対応を今しているとか、状況は変わりつつありますがということの説明すべきだと思うんです。私が一番気になっているのが、議会答弁等事案対応経過報告というのがございますよね。以前、これは丁寧に対応表が議会ごとに帰ってきていたんですけど、この1年間、全く帰ってこなかったんです。今回、初めてタブレットに載っていました。そしてそのタブレットに載った内容といいますか、それはやはり各議員さん質問されたことを、これは研究した結果、必要ないとか、それから先進地で調べた結果、対馬市にそぐわないならそぐわないとか、違う方法だとかいうのをきちんと経過報告をしなきゃいけないと思うんです。

私が今まで質問した例の中で丁寧に対応していただいて、今でもまだ残っているのは、シルバー人材センターの件なんかはずっと丁寧にフォローしてありますよね。これは何かまさにやらなきゃいけないといって市長が答弁されたことですから、そのことを詰めていかなきゃいけないと思うんです。それでわざわざまた私はこの表を出したんです。これは、私がDMOが必要ですよと提言したんじゃないんです。これは何に載っているかといったら、対馬の観光振興推進計画

に載っているんです。28年の3月から動き出している。今年はその最終年度ですよ。最終年度になっているのに、ここに記載してDMOを検討しますと言っていながら、その経過は分からないままで、次の計画にいくという。次の計画でどういう扱いをされるかは、まだ出てきていませんけど、やはり行政の組織のあり方としてまずいんじゃないかなというふうに思います。

そして現実、対馬の観光のあり方検討委員会の再生ビジョンの提言の中にも、物産協会の体制のあり方とともにDMOに向けて脱却しなきゃいけないと。物産協会のあり方がですよ、そういう提言が昨年12月24日の提言の中にそう触れてありますよ。そのことについては御承知ですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今日にはここには、私もちょっと持ち合わせてきておりませんが、そのように認識しております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 市の計画である観光振興推進計画に記載し、そして昨年の12月の提言でもDMOは要らないとは言っていないです。将来的には観光物産協会を発展に向けて脱皮しなきゃいけないというようなことになっている中で、今、市長は対馬市としてはどうもいろいろ情勢を調べなきゃいけないということですから。そのあたりがちょっと市民には分かりにくいと思うんです。

そのことは次の2点目の質問にいくわけです。観光物産協会の体制強化についてということでお尋ねをしましたら、人的な組織替えがあったし、それからこの中にアドバイザーも入れたりと、おもてなし協議会で県と一体となって進めているというふうな答弁がございましたけど、観光物産協会については、これは市の直接の組織ではございませんけども、市が人も派遣していますし、予算も補助金が出たり、あるいは委託として大きな事業を幾つも任せているわけですから、体制強化についても最初の質問とやっぱり関連してくるわけですが、このままでいいのかどうか、もう一度確認をしたいと思います、物産協会のあり方について。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 物産協会のあり方についてというようなことでございますけども、冒頭、答弁の中でも申し上げましたように、今現在はこの観光アドバイザーの方にも御尽力をいただいて、いろんな方面からの観光客の誘致もしていただいているところでございます。そういう中で、この観光物産協会の常勤の理事の配置については重要だというふうに考えております、というような答弁をいたしました。ただ、今現在、これがまだできていないというのが、なかなかその配置関係でちょっと難しい面が、人的な面で難しい面があったというようなことで、ここは御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今、市長からも答弁があつて、いわゆる常勤の理事ですね。これの配置については今まで以前あつたわけですよ。そしてこれから考えていかなきゃいけないという御答弁がありましたので、検討されていって、物産協会とよく協議がされると思うんですが、私は会員の方とか、あるいは関係者の方にちょっと話を聞いてみました。そしたら、これはどういふふうなことを言われたかという、今のスタッフの方々はよく動いてくださると、それぞれのチームとか。また出先みたいなのとか、福岡のよりあい処があり、それからいろんなところで働いている方々がおられるスタッフが結構な数なんです、おられるんです。

ところが、スタッフは動いても、その上の、いわゆる指揮命令をする人間です。英語で言えばアドバイザーじゃなくて、いわゆる指揮官という、コマンダーという言葉がありますけど、それが常駐していないというのが、やはり観光物産協会が即動けないとか、あるいは戦略や戦術を打ち出すのになかなか思うようにいっていない面があるんじゃないかということ指摘される会員さんや関係者はおられます。だからそういう意味ではぜひ常勤の方を、人を得るような努力をしなければいけない。

さっき言われたアドバイザーや、これは何かコンシェルジュとかという名前で入れるということですが、これはあくまで窓口での案内とか、それから対応とか、そういう意味での人的な配置じゃないかというふうには私は考えているんですけど。そうじゃなくて、やはり事務局の人間を全部動かすだけの、そして早い判断が求められる、そういう必要性があるんじゃないかということ聞いていますけど、そのことについては市長、いかがですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 観光アドバイザーの方につきましては、この方が旅行商品の企画をつくらたり、そしてまたいろんなおもてなしでの指導をしてくださったりというようなことで、今現在御尽力をいただいております。それとまた、私も先ほどもその常勤理事等の配置は必要だというような答弁もいたしました。ただ、ここで御理解いただきたいのは、要は以前にもこの観光物産協会そのものをもう少し強化といいますか、人的な面でも強化していくために、当初は市のほうからも職員を派遣してきましたけども、ある程度の強化ができた際には職員は徐々に引き上げていくというようなことで、観光物産協会のほうとはこれまでも協議を進めてきた経過がございます。

ただ、今議員がおっしゃられるように、やはりそこら辺の観光物産協会の行動、そしてまた観光に対する業務が思うように進んでいないというようなことであれば、再度また観光物産協会等とも協議を重ねながら、人的な面では大変厳しいとは思いますが、何とかしていかなくならないのかなというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今、市から直接出向されている方も、私を知る限りでは現職3名ですか。その中で、やはりそれぞれのポジションがあるんですけど、やはり市から出向させるか、それとも物産協会の中で雇用するのか、そのあたりはどういう判断をされるか別として、やはり命令指揮する人が常駐していることが普通だと思うんです。例えば、同じような組織の中でも、これだけの人的を投入して、お金をかけて、これだけの仕事をしている組織が常駐の指揮官が不在というのは、やはり不十分だというふうに私はいろんな方のお話を聞いたうえで判断していますので、ぜひ物産協会ともそのあたりはよく詰めていただく。これがしっかりしないと、対馬の観光情勢については行政の民間とそれのかみ合いがうまくいかないと思うんです。

そして先ほど申したそのDMOにつなげるかということにもなってくると思うんです。そういう意味では、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。DMOについては、長崎県下でも今6団体がそれで動いていますよね。島原半島なんかは島原市にもありますし、半島全体でもやっていますし、同じような規模では平戸市が今その動きを取っていますよね、DMOの候補になっています。そして実際にそれに登録をされるようになるかどうかというのは、平戸が今そのところにあります。だからそういう情勢をよくつかんでいただいて、例えば長崎とか佐世保とかと、県内でもそれ規模のところとはまた違った、離島独自の動きとして検討いただきたいということを思っています。

それから、今日の内容としてはまた関係するんですが、文化財の保護について市長のほうから保護は教育委員会でこれまでどおりやりますよと、活用については市長部局でやっていきますよという答弁だったんですが、その連携を十分やっていきますよということですが、市長、3月の予算の特別委員会の際に私がお尋ねしたときに、市長部局と教育委員会の文化財保護関係についての活用についてうまくいっていますかと僕は尋ねたんですが、どうもかみ合いがうまくいかないんですよということを答弁されたのを記憶されてありますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 予算審査特別委員会の際の総括質疑の際だったというふうに思っておりますが、私のほうからその時点で観光の担当部局と文化財の担当部局には両義的な考えがあって、その関係で金田城の登り口付近への駐車場、そしてまたトイレの整備が進まないのではないかとというようなことを申し上げたというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 確かに、どこの自治体もこれの関係についてはなかなか難しいというのは分かります。しかし、今、国としては観光立国ということをやたい上げていますし、どこの地域も観光による地域づくりというのを進めている。その中でも特に、日本のお客さんでも

そうですが、外国のお客さんならなおさらです。何で日本に来るかといったら、やはり景色とそして自然、それと文化財、文化的なこと、このような触れ合い、そういうものに興味を持っていくというのが多いわけです。文化庁が打ち出している方策、どういうことかという、ここに書きだしてありますけど、観光立国の実現に向けた文化行政の転換についてというんで、現在のあり方、古いものをそのまま保存するのみ。訪日外国人向けのエンターテインメントの不足、日本文化の戦略的な発信の不足というのが現状だと、これまでだと。

これからは日本文化のPRがもっと必要、そして次、文化芸術活動、文化財を観光で目を引くように磨き上げが必要だということで、文化を最大限活用して観光立国の実現を目指す。これを観光立島という言葉に置きかえれば、対馬の場合も博物館もできるし、ぜひ保存と活用という点で、私は教育委員会が保存をした上で活用もしてありますと聞きますけど、そういう答弁でしたけど、活用という点では私は不十分だというふうに感じています。そういう意味では、もう少し今後のあり方としては考えるべきじゃないかというふうに思うんです。

現に、もう法改正に併せて熱心な自治体は市長部局に移管をしています。具体的な例としては、県では知事部局のところにはわたったのは愛知県ですよね。それから、市の段階では松江市です。この分を渡しています。そんなふうで、私が調べただけでも県で6件、それから市で6市ぐらいがそういうふうに移管をしています。そのあたりを踏まえて、再度、対馬を最大限に知ってもらうために、情報発信するためには、私は一体化したほうが良いというふうに考えますが、お考え、これから変えられることはないですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、これまでの文化財行政は古かったというようなことは、毎月発行される毎日フォーラムの特集の中でも文化庁がそのように出したということは、私もそれを読ませていただきましたので、覚えておりますけども、ただし、やはりこの文化財につきましては、非常に繊細な存在であり、一旦、滅失、または棄損してしまいますと、なかなかその原状回復が困難であるということも事実であろうかというふうに思っております。そういうことで、余りにも文化財の保護のほうをおろそかにしてしまいますと、文化財の保護が後回しになってしまうのではないかというようなことを、私自身も危惧しておりますので、今の段階ではこの教育委員会部局と観光を活用していく市長部局のほうで、これまで以上の連携を密にしてから行政を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 市長のお考えというか、今聞かせてもらいましたけども、少し思い違いがあるんじゃないかなと思う部分があります。市長部局に移管したら保存がおろそかになるんじゃないかというのは、これは全くそういうことはない。それを考えるということはおかし

いなと私は思います。これ、国のほうが言っていることをちょっと読み上げてみます。これは官公庁の特別顧問をしているイギリスの方が言っている言葉ですけど、文化財の保存と活用は表裏一体で、活用しなければ保存すらできなくなる。活用しなければ保存すらできなくなるという。そうだと思うんです。例えば分かりやすい例でいけば、国の特別史跡の金田城跡、かねたのき、ここも今度トイレを設置して利用しますよね。それで活用することになるんですけど、そのことをする場合もトイレを設置するのは教育委員会の担当じゃないでしょう。市長部局でやるわけでしょう。そのあたりも、もうまちづくりの部局と自然交流の課と、それから教育委員会を文化財課に移してしまえば、もう3者が一体となって市長部局のほうで仕事ができるじゃないですか。それが1点です。

それからもう一つは、予算面を見てもそうじゃないですか。博物館を造りましたが、大半の予算は教育費で使ったんですよね。しかし、実際の計画したりとかした担当課は市長部局ですよ。そのあたりを見ても、これから観光行政を進めていこうとしたら、市長部局のほうで一括して文化財課を移せば、何を、保存はできなくなるとか、そういうことはあり得ないと思うんです。そのあたりでよくもう1回、教育委員会とも相談されて、協議していただいて、前に進めていただいたほうがいいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私もこのことにつきましては、教育委員会部局とも協議をいたしまして出した結論であります。そしてまた、最近、上県の越高地区のほうにもかなり貴重な遺跡等が発見をされまして、これに向けても今後、発掘調査等に向けていかなければならないというようなことで、今現在の教育委員会部局、そして市長部局での活用ということできょうというような決心をした次第であります。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） これは、私は初めて提言しましたので、すぐ実現するかどうか分かりませんが、対馬市のやはり観光行政の在り方から考えて、それから文化財を生かすということから考えたら、ぜひ、いろんな、これこそ先進地の視察をしていただいたりして、御検討いただきたいということで要望をしたいと思います。

教育委員会のほうも、スタッフは今、おられるんですよね。それ、そのまま移せばいいわけですから。何も教育委員会にそのまま文化財課の仕事を残すわけじゃないわけですから。そのままそっくり移すわけですから、連携取りやすくなると思いますよ。

それから、時間来ましたけども、巖原豆碁美津島線の箕形～加志間の工区の件ですけど、このことは市長から今、これから先のこと、見通しを話をされましたけども。このあたりについては、議会の中でも建設の常任委員会、以前は国県道の委員会あたりでは、情報が委員だけには、議会

には伝えてもらうけども、市民の方には伝わりにくいんです。

そういう意味では、今日、市長が議場でこういうふうに発言していただきましたので、進めていただけるものと思っています。ぜひ、これも予算的なこと、午前中には波田議員のほうからも、ほかの区間についてありましたけれども、やはり、市民に分かるような情報提示もしていただきながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、いろんなことを今日は観光関係のことで申し上げましたけども、やはり、対馬に人に来ていただくことについては、午前中に伊原議員さんもおっしゃいました。ですね。このことの中でも、看板のことが出ましたね。説明板、看板のこと。このことも教育委員会と市長部局で二重立て、道路関係と観光関係、そして教育委員会の文化財関係となっていて、このあたりの調整もぜひ必要だと思います。

そして、車で移動する人と歩いて観光する人とで、看板の仕方や説明板の仕方が違うですね。そういう意味では、前に二宮部長のほうからその資料を頂いていますけど。これをぜひ、よく各観光地ごととか道路ごとに整理していただいて、整備をお願いすることを最後をお願いをして、終わります。

以上です。

○議長（小川 廣康君） これで、小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩します。再開を2時5分からといたします。

午後1時49分休憩

午後2時03分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 12番議員の小宮教義でございます。

今回の台風第9号、そして第10号、被害を受けられた市民の皆様、心よりお見舞いを申し上げます。そして、1日も早く復旧をされますことをお祈りを申し上げます。

今回も市民の声を1名だけですけど、いただいておりますので、御紹介させていただきたいと思います。1人だけ、これ男性の方なんですけど、縁地連、これは朝鮮通信使縁地連連絡協議会のことですね、縁地連の松原理事長が雨森芳洲先生の新たな肖像画をオークションで購入され、来年開館する通信使資料館に寄託をされたと新聞報道で知り、みんな手を叩いて喜んでおりますということです。

また、この理事長の御尽力でユネスコ登録もできたと思っておりますということです。郷土

を思う気持ちと卓越した歴史感覚にいつも感銘を受けていますということです。

そして、まだ不明な肖像画がまだ2つほどあるそうでございます。ぜひ対馬に集めていただければと思います。これからも頑張ってくださいという市民の声をいただいております。

私からも一言、この松原理事長。人は死んでしまえばもうお金が使えなくなってしまいます。ぜひ通信使とともに死すというお考えで今後頑張ってくださいと思います。

以上が市民の声でございますが、今年は11月3日にアメリカの大統領選がございます。

それともう1つ、習近平がリーダーとするこの中国。このリーダーは私どものこの領土、尖閣諸島、そして南シナ海と、自分のだというわけですから。これはちょっと、と思います。

それと、7月でしたか。香港の安全維持法が成立をして、成立をするともう次の日からどんどん香港市民を逮捕します。今現在のところ約1万人以上が既に逮捕されているそうであります。すごいですよ。民主主義はどうかと思いますけれども。その中で、女性活動家の名前は周庭さん、アグネス・チョウさんといわれる方なのですが、23歳の女性でございます。この人も一旦逮捕されてから釈放されましたが、今度の12月の2日か3日ぐらいに出頭が上がっているというそうでございます。出てくれっていうことですね。

この日本、その比田勝市長の悪口を言っても、安倍さんの悪口を言っても捕まることがございません。本当にいい国でございます。

その安倍さんが今度辞められます。7年8か月ですか。本当にお疲れさまでございました。安倍総理が大きい公約の1つとして挙げておりましたのは憲法改正。安倍さんは憲法9条に自衛隊の位置づけをはっきりするんだという公約をされておられました。残念ながらこれができないわけでございますが、次の総理、ちょうど今自民党の総裁選の選挙があっております。この憲法9条を安倍さんの公約をぜひ達成をしていただきたいと思います。

では、先に通告しておりました2点について市政一般質問をさせていただきます。

まず、第1点の新型コロナウイルス対策に対する取組について。これは、対馬市の医療体系がどうなっているのかというのが1点でございます。

そして、2点目がこれは新聞なんです、8月18日付けの長崎新聞に大きく出ております。場所は巖原町の佐須沖ですね。アカムツ沖合底引き網漁解禁ということにしております。そして、その下にほうに大量漁獲、一部投棄に抗議という見出しでございます。そして、一部投棄したこの企業は山口の船団でございますが、この企業はマストが折れたから魚を揚げることができなかったんだというふうな報告を組合のほうになされ、また、かつその業者さんもそのような報告をされておるようでございます。このような資源を無駄に投棄するというようなこういうことに対して市は何か対策はできないのかという2点でございます。

そして、この次第について、事細かに書いておられます。長崎新聞の記者さん、これからも対

馬の情報をどんどん発信していただきたいと思います。このような記事、ありがとうございました。

じゃあ、以上、市長の答弁を求めます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策等についてでございますが、本市におきましてはこれまでに9例の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されております。市民の皆様の中には新型コロナウイルス感染症への感染や感染した場合の検査、医療体制などへの不安もお持ちの方も多いと推察いたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、まず国が政府行動計画及び基本的対処方針を定め、それに基づき、都道府県行動計画が定められ、国、県の計画及び方針を踏まえて市町村の行動計画を策定することとなります。本市の行動計画の中にも県と市の役割分担を定めておりますが、県は特措法及び感染症法に基づく措置の主体者としての中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や蔓延防止に関し、的確な判断と対応を果たし、市町と連携を図ることとなっております。

また、県は感染予防の情報提供・教育、予防備品の備蓄などの感染予防対応、検査・医療提供体制の確保などの検査・治療対応などが主な役割で、市は感染予防対応、ワクチン接種、県の対策への協力が主な役割になると認識しております。

市の体制についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策は全庁的な危機管理の問題として、国、県、関係機関等との連携を図り、一体となった取組を行う必要がございます。このため、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、各部局長等を本部委員とする対策本部を設置し、全庁一体となった対策の総合的推進に取り組んでおります。法的には市町村は緊急事態宣言がされたときは対策本部を設置し、宣言が解除されたときは廃止することとなっておりますが、部局間の連携を確保し、取組を推進・継続するため、3月13日に対策本部を設置し、宣言が解除された5月25日以降も対策本部を設置しております。

次に、沖合底引き網漁業についてでございますが、対馬市の水産業において重要な漁獲資源であるアカムツについては、平成22年度以降、資源保護の観点から重要な海域である厳原町西沿岸海域に約42平方キロメートルの保護区域を設定しており、対馬市内アカムツ漁業者及び県外の沖合底引き網漁業者と自主的な操業自粛期間を設けることで資源管理に取り組んでいるところでございます。

本海域の操業自粛期間は産卵期に当たる8月16日から9月15日までの1か月間としており、

毎年、沖合底引き網漁業者と協議、合意に基づき、継続更新しているところでございます。議員御指摘の8月18日付け長崎新聞にて報道された厳原町佐須沖での沖合底引き船団によるアカムツの大量漁獲については操業自粛海域の外側であり、大臣許可による操業区域内において沖合底引き網漁業許可船による操業であったと聞いております。

また、沖合底引き網漁業操業許可区域における許可船隻数は県内外で26隻、漁期は8月16日から翌年5月31日までとなっており、操業開始日の8月16日に発生した事案となっております。しかしながら、操業許可区域における適正な操業であり、大量漁獲に伴う操業上の安全性確保のためのやむを得ない一部投棄であるとはいえ、資源の減少が懸念される中で、アカムツの資源保護に真剣に取り組んでいる対馬市の漁業者の皆様に取りましては看過できない重要な問題であると考えております。

本件は、操業自体に違法性はなく、操業自粛にも賛同、協力していただいている沖合底引き船団の操業事案であり、あくまでも操業モラルの範疇というデリケートな問題であると思われまます。このことから、今後の交渉次第では今まで長期間にわたり構築してきた信頼関係に影響を及ぼす可能性もあることから、地元漁業者の意見を聞きながら対馬市漁業協同組合長会にて今後の対策を慎重に検討すると聞き及んでおります。

対馬市といたしましても、推進しております海洋保護区の設定と密接に関連する事案であることから、漁協組合長会と連携を図りながら、今後のスムーズな操業秩序の確立に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 第1番目のコロナの対策についていきます。

答弁の中で言葉ではなかなか分かりにくいので、私なりにパネルにして皆様に見ていただけるようにしてきましたので、このパネルに問題点があれば、パネルで説明した後に御指摘をいただきたいと思えます。

まず第一に、この新型コロナウイルス対策特別措置法なんですが、これは平成24年に以前のサーズとかマーズとかいろいろ問題がございましたが、それを基に作った法律でございます。平成24年に作っております。そして、まず国がありまして、国が対策本部を作ります。これは同法の15条で対策本部を作るわけですが、それと全く同時に県が対策本部を作ります。そのときは対馬はまだ作れません。で、県のこの対策本部ですけど、この下のほうに対馬保健所、そして各地方に対策本部を設けます。これが対馬地方対策本部。そして、その下に対馬地区の医療圏、これが1つの枠になっております。そして、それを全てまとめるのが、先ほど市長が言っておったような県の行動計画です。これに基づいて、全ての事業をやるというふうなのがこの法律の基

です。

じゃあ、対馬市はどうかということ、まず国が緊急事態宣言をします。そうすると、自動的に対馬市に対策本部が置かれます。これは先ほど市長が説明をされました。置かれまして、対馬市はこのための条例を準備しております。そして、この条例に基づいて対策本部を設置し、先ほど市長が説明されましたように市長を中心とした体制が整います。そして、副本部長、そして、この本部員、これは部長を中心とした1つの組織でございます。この本部員が3つの組織に分かれております。まず1つが総務班、そして予防班、そして医療班ですね。これが基本的な3のパターンです。でもこれが1つのものに重なる場合もございます。

そして、先ほどの法に基づいた行動、対馬市行動計画、これが措置法の8条により設定されておりますので、この中にはどのような状態のとき、例えば感染状態が6段階に分けております、当初から。その段階ごとにどういうふうにしていくかをこの行動計画で設定されておられます。その段階というのが、1から6までございます。そして、現段階はどこかということ、現段階は第4の県内発生早期、これが現在の段階でございます。

対馬市の医療の体系はどうなっておるのか。これは対馬市の、これは私が勝手に作ったものですから、見にくいところもございますけれども、まずコロナ対策関係で、まず長崎県が対馬に対してどのような計画でこのコロナを収めようとしておるのかという点でございます。まず、フェーズ。フェーズというのは、そのときの感染者数と考えていただいてもよろしいかと思えます。まず、フェーズ1というのは4人まで。フェーズ2というのが12人まで。フェーズ3も同様でございます。そして、フェーズ4になると25人、感染者が出たときはフェーズ4になります。そして、この中でもこれとは別に、例えば軽症者、症状が出ない方もおられますので、その方については宿泊施設を県のほうで既に準備しております。もう決定もしております。そして対馬市の協力の下、26室が現在確認をされておられます。26室の確保をできております。

では、現在までのこの対馬市の状況はどうか。という点ですけれども、昨日までですけれども、県下で235名の感染者がおられます。昨日までで対馬の感染者は9人。そして、重症者が1人、長崎に搬送されておられます。そして、対馬病院で今実際に入院されておられる方、これは1人でございます。そして、退院された方が7人でございます。で、この対馬病院ですけれども、感染症指定病院に指定されています。上対馬のほうの病院はこの感染症指定病院ではございません。よって、この対馬病院が主な体系を取ると思えます。対馬病院には今275のベッド数がございます。先ほどのフェーズから分けると、まず感染者が4人のときには感染病床が4床ございますので、これで対応をいたします。ということです。12人までは感染病床と一般病床、これを組み合わせて12人までは確保するということです。そして、じゃあ25人まではどうかということ、感染病床と同様に一般病床を確保して、25人までは対応できるというふうな

組織ができておるやに聞いております。もしこの組織に問題点があれば御指摘いただければよろしいと思いますが、なければまた次の質問にいきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大変立派な資料を作っていただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

ただ、1点だけ私気になりましたのが、今、議員の御質問の中でフェーズ1は感染者が4人、そして2、3、4というようになるに従って、12人、12人、25人ですよと説明であったかと思えますけれども、これはあくまでフェーズ1から4で病床の確保数でありまして、フェーズ1が4人、フェーズ2と3が12人、フェーズ4が25人というふうに私は聞いておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 説明が不足しておりました。ここに長崎県の計画として、確保病床ということでございますから。先ほどの市長の指摘のように確保の病床ということでございます。よろしゅうございますか。

では、先ほど対策本部は自動的に解散をするというお話されましたが、それでも今までので上がった組織はそのまま生きて活用できるわけですね。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 特措法上は解散となっておりますけれども、対馬市の場合は任意で継続をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） そうですね。じゃあ、活動は十分できるということですね。

これからコロナどうなるか分かりませんが、これから秋口になるといろんな問題が発生するかと思えますが、市長のお考えとしてはこのコロナというのは対馬ではどのくらいの患者数が出ると思込まれておられますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） どれだけの患者数かということでございますけれども、このことについては私も専門家ではありませんし、どのくらいの方が感染するか予測することができません。ただし、県内の推計患者数は感染ピーク時におきましては、入院が必要な方が最大286人、このうち重症患者の方が42人ということで算定をされておられますけれども、各医療圏ごとの患者数の推計につきましては、公表がされておられません。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 今のフェーズの状況というのは、このフェーズ2で止まってお

るわけですが、このフェーズ2に対してこの対馬市が行動計画によってどのような計画行動を取っておられますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この行動計画につきましては、そのフェーズに沿って設定をしておりますけれども、現在フェーズ2ということで病床の確保数が12床というふうにされておまして、また、軽症者、無症状者の方などについては宿泊療養施設のほうで対応をしていくということになっております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 分かりました。対馬で重症患者が出ると、向こうに搬送するというのが県の基本方針ですが、搬送する手段としてどのような方法があるか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 対馬は離島でありますので、重症者に対応するベッドは確保されておられません。そこで、重症者が発生した場合には、本土地区へヘリコプターによる搬送になるというふう聞いております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） ヘリコプターというのは私も聞いておるんですが、以前海上保安部がこれについての訓練をしたとお聞きしたんですが、海上保安部のほうはどうなんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今回、重症者の方が1名搬送されましたけれども、この方も海上自衛隊のヘリコプターで長崎のほうに運ばれたということでございます。それとまた議員おっしゃられるように、海上保安部のほうも訓練をされておられますので、もしかしたら大量に発生した場合は、そのようなことも考えられるのかなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） では、対馬で重症になったときには自衛隊のヘリコプターで運ぶけども、海上保安部の船も搬送ができるということでよろしいんですね。分かりました。

それと、今対馬病院はLAMP方式というPCR等の検査があるんですが、せっかく今対馬にあるわけですから、皆さんがこの自己負担でもいいんですけど、使えるように、このLAMP法を。できないものなんですかね。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、LAMP法につきましては、対馬病院のほうに今年の5月に検査機器が整備されて対馬でもLAMP法による確認検査ができるようになりました。議員御指摘

のように、帰島された市民などに感染確認検査ができれば無症状者を早い段階で発見でき、対馬島内での感染拡大防止対策として大変有効であろうというふうに思いますが、現時点では検査の対象となりますのは有症状者でありまして、また、検査が必要と医師が判断した者というふうになっております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 基本的にはそうなんですけど、私が先ほど申しましたのは自己負担でもできるんじゃないかということです。で、現在は長崎に2つの病院ができます。長崎大学病院と日赤の諫早原爆病院が。そこはできるわけですよ。その権限を持つのは長崎県だと思います。県のほうからその指示さえ、指示が下れば対馬でもできると思いますので、その分をまた県のほうにも要望をお願いしたいと思います。

それと同じように、今唾液ですぐ分かるわけですよ。それについても同様だと思うんですが、私の調べた範囲では、長崎県と長崎県医師会が新聞等でもございましたけれども、協議をしております。その契約の中にもあるんですが、対馬においては問題点はその唾液の検体をどうして送るのかという問題があるということでございますから、その検体の搬送関係の確立ができれば、できる可能性が非常に高いと思います。長崎県医師会も含めて。その辺もまた県医師会のほうに強く要望をお願いしたいと思います。

それと、対馬独自のこの感染に対する案というのは何かございませんか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 現時点ではまだ対馬独自の案ということにつきましては、思い当たりがございません。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 全国には、1,741の市や町や村があるわけですけども、所々によっては感染された方とかまたはそれに近い方、例えば関係者で病院に行ったりするじゃないですか。そのかかる経費の一部を負担をすると。例えば1万でも2万でも。そういうふうな自治体もありますので、そういうところを対馬は島ですから、独自のこの対策案を練る必要があると思いますけど、これ。またそれも1つ。

それと、もう時間ありません、すみません。それと、この水際対策なんですけど、対馬は海と空、そこからウイルスが来ます。この水際対策をするためにはまずそこをよくチェックしたりしなければいけません。それで、今回の補正第5号とか今回の補正第8号において、これは対馬空港には440万円、航路事業者関係、九州郵船とか大川ですから壱岐・対馬フェリーですね、それと対州海運、この業界に350万円。そして、ジェットフォイルには1,000万円の経営支援をさせていただいています。そのような支援をされた業者さんにこのこういうふうな感染対策がど

うなされておるのかというのを定期的に報告をしていただくというようなことはどうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、前段の対馬での独自の支援策というようなことをございますけれども、このことについては検査入院等による休業補償等ができないのかというような趣旨ではないかと思えますけれども、コロナウイルスはインフルエンザと同じ感染症であり、誰でも感染する可能性がございます。新型コロナウイルス感染症は指定感染症でもありまして、検査入院費用等については公費で賄われるということでもありまして、現在感染者等への経済的支援については考えておりません。この水際対策関係につきましては、担当部長のほうからお答えさせてよろしいでしょうか。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） 小宮議員からの水際対策の定期報告についてということで御質問ですけれども、定期報告については求めてはおりませんが、感染の疑いがある方が出たら報告がくるようなお話はしていただいております。報告はきておりませんが、こちらで確認したところ対馬のフェリーのほうで1名、サーモで熱があつたけれども、実際測ったら再検査で低かつたということで、船についても飛行機についても現在乗船拒否、搭乗拒否をしている方はいらっしゃいません。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） そういうふうにして、熱を出してある方も発生するわけですよ。それで、このように支援をしているわけですから、何千万っていうお金の支援をさせていただいておるわけですから、やっぱりどういう状況かを定期的に1か月に1回でもいいじゃないですか。今回はこれだけお客様が入つたんだと、でも熱を測ってみたらちょっと高い方がおつた、何人くらいおつたんだけど、その後調査したらどうもなかったとか。そういう定期的な報告をしていただくように、支援をしているわけですから、ぜひお願いしたいと思います。

それと、そういうふうにして支援をしている状態が、感染状態がうまくいっているかどうかもできればこれも定期的に市の職員が現地に行って、そして調べたりして、九州郵船と船だけですから。福岡にも事務所があるじゃないですか、波止場の近くに。そういった方に定期的に行って、現状をチェックしていただくということもまた大事なものだと思しますので。これから特に、9月、10月になると、たくさんのお客さんが出てきますから、その辺の対応をお願いしたいと思います。

それと、あと9分ぐらいしかありません。先ほどのアカムツのやつです。今度はアカムツにいきます。終わりました。これがアカムツの写真ですよ。漁をしている。これが折れたマストですね。こっちの船が巻き上げているところです。網を破ってアカムツを下に投棄しているところで

す。これがこの写真です。そして、これが投棄されたアカムツです。すごい量ですよ。金額にすると、何千万という金額になるろうかと思えます。ただ、そのこれを取ったらいけないといんじゃなくて、これだけの資源を無駄にすること自体がいけないと言っておるんですよ。それと、このような形でこれだけのすごい魚が、アカムツが海上に投棄されるんですよ。漁師が魚釣りに行ってもアカムツは箱ですと4箱、5箱獲れるか獲れないかなんですよ。それをこれだけの、要らんから捨てるっていうんですから。こういう状況がございます。ただ市長が言われるように、この業界の下で保護区の設定もさせていただいています。そういう状態でもありますけれども、じゃあなおさら、資源を大事にさせていただきたいと思えます。

それと、先ほど市長のこういう問題については、法的な問題がないというお話ですが、私も素人なりにいろいろと法律を紐解いてみたんですが、まず海洋にものを捨てたらいけないというのが大原則ですね。それは法の10条にこのようにうたっています。10条1項2項には、1項というのは危険なときには網を破ってもいいんだということです。そして、2項目については、これは例えば、事故ではなくて、何かのときに機械が傷んだとか何かのときの場合には投棄してもいいんだということです。しかし、最大限の努力をした結果はそうであればいいということなんです。この中で、この2項の3号に多分これの指摘だと思うんですが、漁労活動においては、次に定めるものはそうじゃないんだという解釈なんです。そして、これはどういうことかという、パネルを見ていただければ分かると思いますが、施行令4条の2に当たれば、これは捨ててもいいんだという解釈なんです。それで、この4条の2項の制令、これには制令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物、次に掲げる廃棄物とするということです。そして、3番目に生鮮魚及びその一部を海に捨てるのはいいんだ。これは漁労活動だけがこれでいいんですよということです。注目すべき点は、この通常の活動、通常というのは普通どおり繰り返す普通の作業を通常というんです。毎回毎回繰り返すのを普通の通常の作業というんです。今回は、この辺りに入っていますけど、網を切って放棄するのは通常の活動ではないんじゃないかと。網を切る行動というのがどれで規定をするかという、本法の10条1項1号2号です。これが先ほどの1項2号なんです。そして、今回は2そうでこう巻き上げてくるんですが、そして、必ず集めて1つの船で引き上げるんですよ、魚を。そして、今回ポストが折れたのは、マストが折れたのは、その船の1そうだけです。引きよってマストが折れたんじゃないか。そして、ずっと引き寄せていって、そのロープを相手側に渡して、魚を巻き上げるんですよ。巻き上げよって、獲り過ぎたんでしょう。そして、網を切って、ものを流した。というのは、事故の原因ではなくて、事故というのは例えば船で揚げよって重くなって危険だと。危ないときにはそれは仕方がないですよ。でも、今回はもう1そうのほうにロープを渡して巻き上げたんだから、事故に当たらない。私なりに解釈をすると、この2項の分です。船舶の損傷、その他、やむを得ない原因によ

り廃棄物が排出される場合において、引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一斉の措置を取ったときは法には触れませんよと。すなわち、こぼれたものを近所の船とか何かにどうかしてくださいよと言った場合には入りませんよと。でもそれを今回はこの処置をしていないと思われれます。

それと、もう1つ、船舶の安全法がございます。これは船というのは、第1条には必ず操業に支障をきたさないような性能を有しなければならないというのが第1条でございますので、先ほどの海洋汚染法ですね。それと、その船舶の第1条に私は抵触をするんじゃないかと思いますが、これについては現状の把握に努力をしていただくように要望をいたします。何かあれば1つ。ないならいい。ないならいいよ。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） じゃあ、時間がきましたので、十分に対応できるようにお願いしたいと思います。

以上。

○議長（小川 廣康君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。明日も引き続き定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時53分散会

令和2年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第8日)

令和2年9月15日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年9月15日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(17名)

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 淵上 清君	9番 小田 昭人君
10番 山本 輝昭君	11番 波田 政和君
12番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員(2名)

8番 黒田 昭雄君	13番 齋藤 久光君
-----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。黒田昭雄君並びに齋藤久光君から欠席の届出があっております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。それでは、届出順に発言を許します。16番、大部

初幸君。

○議員（16番 大部 初幸君） おはようございます。16番、新政会の大部です。私は、もう前語りが下手なものですから単刀直入で質問に入らせていただきます。

では、通告書に従いまして、2つの質問をさせていただきます。

1点目の運賃輸送コスト補助金についてですが、本当にありがたい制度です。この質問は、25年6月の定例会でも関連の質問をさせてもらっていますが、そのときは国が3分の1、市が3分の1の補助金で、福岡までの輸送費が、大体一箱200円です。そのうちの133円が補助金でした。現在は、3か月分の運送費の補助金を1か月遅れで翌月に頂いているのですが、今年はコロナ病で全ての業界が苦しんでおります。今この現在は、一箱152円の補助金にまでなっております。

養殖マグロでも出荷調整で出荷しようにも出荷できない、出荷しても単価は生産単価割れです。対馬産のアナゴは、主に東京向けでしたが、御存じのように、東京がコロナ病で居酒屋等の時間制限、外出を控える要請などでアナゴの消費はほとんどと言ってもよいほどできない状態になりました。だから、売れないアナゴは漁師さんにも操業しないよとの、操業停止みたいな要請までありました。

釣りの魚でも、ブリが1キロ80円、ヒラマサにしても一箱に四、五匹入れた一箱単価が一箱1,000円、ブリの小さい、「ヤズ」と言うんですけど、これも4匹、6匹入れた単価が同様の一箱1,000円、イサキの小さいものは、一箱に5キロ以上入れた箱単価が500円で販売されました。取り前のない赤字の単価です。全てにおいて、例年の3分の1、また半額の単価です。

このように漁業者は非常に苦しんでおります。少しでも負担が軽くなるように、現在、3か月分の輸送コスト補助金を、一月早めて2か月分で補助できないかをお尋ねします。

2点目、対馬島内の海水浴場の中に設置されているトイレは、ほとんどの海水浴場は和式のトイレです。私も、このお盆前に孫を連れてグリーンパーク公園の海水浴場に泳ぎに連れていったとき、100人を超える人たちで海水浴場はにぎわっておりました。私は砂浜のすぐ横の木陰のところに座って、孫の泳ぎを見守っていたときに、身体障害者の女の子が、お母さん、おばあちゃんに体を少し抱きかかえられて泳ぎに入ったんです。泳ぎというか、海の中につかって楽しそうに泳いでいました。

しばらくして、その女の子、年齢は中学生ぐらいでしたが、母親がトイレを見に行き、こちらに走ってきて、「ここのトイレはだめ」と慌てて言っていました。こちらというのが、私の横におばあちゃんがおったものですから、おばあちゃんのところにお母さんが来たわけです。私は何でかなと思い、「何でだめなんですか」と尋ねてみました。そしたら、「洋式のトイレがないか

ら、この子は座ってさせないと無理なんです」と言われて、私もびっくりし、確認に行きました。確かに和式のトイレばかりでした。地元の議員として申しわけなく、「今年は無理にしても、来年は改善して洋式トイレを1か所は設置するようにしておきます」と、つい言ってしまいました。

2日後に、またグリーンパーク公園の海水浴場に孫2人を連れて行っていたら、今度は、4年から5年生ぐらいの身体障害者の女の子が、10人ぐらいのグループで来ました。その中に2人の障害者の女の子がいました。もちろん、家族と一緒に海につかって楽しそうにしていました。私の脳裏に浮かんだのが、このこたちもトイレを使うとなると大変なことだとつくづく思いました。何とか1か所だけでも洋式トイレを設置できないかお尋ねをします。

それから、シャワー室も、最初に出会った障害者の女の子の母親が、「ここは無理」と言って走ってきましたので不思議に思い、またそのときも尋ねました。そしたら、「椅子に座らせてこの子は着替えさせないと無理なんです」と言われ、ああ、そうだよなと本当に思い知らされました。障害者の方ばかりではなく、高齢者の方たちにも椅子か腰かけがあれば大変助かると思えます。椅子も、多分固定していないと危ないから、きちんと固定した腰かけというか、椅子の設置をお願いできないかをお尋ねします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。大部議員の質問にお答えいたします。

初めに、運賃輸送コスト補助金の支払いについてでございますが、農林水産物における輸送コスト助成については、平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設された離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等、戦略産業の育成による雇用拡大等の取組を支援するものとして、事業を実施しております。

さらに、平成29年度より特定有人国境離島地域社会維持推進交付金への移行部分も含め、海路及び空路の輸送費助成を行っているところでございます。

その中で、鮮魚、活魚、貝類等の水産物の輸出及び輸入に必要な飼料等の輸入につきましては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、国、県、市、合わせて10分の8の助成を行っております。輸送コストの低廉化により、本土との格差を解消することで、競争力のある魅力的な水産業づくりに努めているところでございます。

今年度の輸送コストの対象は12漁協及び法人、個人等合わせて27事業所となっており、毎月の実績報告に基づき、四半期ごとに補助金を交付しております。

議員御指摘のとおり、水産業においても、新型コロナウイルス感染症の影響は長期間にわたり、消費低迷による出荷抑制、取引価格の下落等が継続しており、漁業者の皆様にとって大変厳しい状況であることは、十分認識しているところでございます。補助金の交付時期を現在の3か月か

ら2か月に短縮することにつきましては、農林産物及び水産加工品等も含めて、今後、調整が必要となることから、各事業所等の現状や要望等を聞きながら、必要な対応を講じてまいりたいと存じます。

次に、対馬島内の海水浴場のトイレとシャワー室についてでございますが、本市海水浴場の開設につきましては、県条例、遊泳者プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例の規定により、開設期間、水難事故防止安全措置について、県公安委員会に通知を行った上で開設をしているところでございます。

本年度におきましては、巖原町管内3か所、美津島町管内2か所、上県町管内1か所、上対馬町管内4か所の、計10か所の海水浴場を開設しており、開設期間は、例年、こどもたちの夏休みに合わせ、7月中旬から8月末までとしております。開設した全ての海水浴場には、トイレ、シャワー室を設置し、快適に海水浴を楽しんでもらうため、トイレについては全て水洗、または簡易水洗式としておりますが、その中には、和式便器のみの施設もあり、使用に当たり、支障を来す利用者の方もいらっしゃることから、今後、洋式化に向け、施設の現況調査を行った上で検討してまいります。

御指摘のありました勝見浦海水浴場は、太田浦海水浴場と隣接しており、この2つの海水浴場が遊歩道で結ばれていることから、シーズンになると多くの利用客でにぎわう、島内でも人気の高い海水浴場でございます。

太田浦海水浴場は平成5年7月、勝見浦海水浴場は平成11年8月に供用開始しておりますが、この2つの海水浴場は、長崎県が県営海岸環境整備事業により整備されました。供用開始後は、長崎県と対馬市との間で海岸環境整備施設の管理委託について協定書を締結し、対馬市が建物及び建造物の維持管理を担い、これまで建物や建造物の経年劣化に伴う修理や現状維持に関する補修等を行っております。

トイレの設置状況としましては、全て簡易水洗とされており、太田浦海水浴場については、トイレが1棟と男女共用のトイレが1棟で、全て簡易水洗の和式便器となっております。

勝見浦海水浴場については、男子トイレと女子トイレがそれぞれ1棟ずつで、当海水浴場も全て和式の簡易水洗となっております。

議員御指摘のトイレに関しましては、平成21年に、昔ながらの落とし込みトイレから、衛生面を考慮して簡易水洗へ改修いたしました。和式便器をはじめ、その他の設備や構造は供用開始時のままで、高齢者や体が不自由な方々に対して御不便をおかけしているところでございます。

当該海水浴場は、交通の便もよく、環境省選定の日本の海水浴場88選に選ばれるほどの自然が豊かできれいな海水浴場でございます。今後、太田浦、勝見浦の両海水浴場の施設の改善に向け、県とも協議しながら、高齢者や障害者に配慮したトイレの洋式化を進めてまいります。

また、シャワー室内の腰かけ等の設置につきましても、島内海水浴場のシャワー室を調査し、前向きに検討をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 16番、大部初幸君。

○議員（16番 大部 初幸君） まず、本当に前向きな答弁を頂き、本当にありがとうございます。

市長の答弁にもありましたように、今現在、対馬を取り巻く水産業は、水産業に限らず厳しいのはよく分かるんですが、やはり対馬の水産業の水揚げというものは対馬を支えている根本と言ってもいいぐらい、過言ではないと私は思います。いいときは、やはり平成6年、9年は330億、350億という水産業の水揚げでした。中でもその頃は、みんな対馬島内景気がよくて、真珠にしても100億、イカ釣りでも90億から100億、全てが今の現在からは想像もできないような水揚げがしていました。それがこの現在は、140億ぐらいでしょう、多分。半以下に落ちたわけですから、対馬島内が生活が楽になるということは絶対ないと思うわけですよ。

また、今年は、先ほど私が質問内容で言わせてもらったように、本当にもうそみたいな単価で魚が売買できるわけですね。私も8月の中旬以降やったですかね、定置網に52キロのマグロが入ったんですけど、キロ800円ですよ。うそだろうというぐらい信じられない単価で販売できてました。私に限らずですから、先ほど言ったように、ブリなんかでもキロ80円、悪いときは50円ですよ。私たちがマグロに買うエサは15キロで1,900円まで今なっているわけですね。とれたブリを餌にやったほうが、計算すればいいような単価なんです。どっちが本当の価値のある魚か分からんような状態まで陥っています。

そういう中で、この運賃の補助というのは、本当に漁師さんはありがたく思っているわけです。私の地域でもそうなんですけど、今3か月分を翌月の1か月で補助を頂いているんですけど、その中でよく声が出ていたのが、一月でも早めにしてもらって、2か月分で精算してもらって翌月してもらえれば大分助かるんですよという声が、あちこち結構出ていたんですね。それで漁協のほうにも、1か月早めるということは、どうしても漁協が精算して市のほうに出すやないですか、それは大丈夫かということを探ってみましたら、組合長も、遅れかすということは、精算を遅れかすということは、とても反対ですけど、前もって前に進むということだったら、組合はどこの12漁協ある組合でも、さっき27事業所ですか、事業所にしても、組合員にしても、反対する人がいなくて、ぜひ一月でも早めてくださいというお願いです。

今、ちょっと逆計算というか、23年度が出荷量が約1万8,042トンで、箱数に直したら、287万2,000箱になるんですね。これを福岡まで200円の運賃だから5億7,400万、

そのときの補助金が、当時は一箱80円だったから2億2,976万円ですが、現在は、一箱単価補助金が152円まで頂いております。だから、これ逆算すると4億3,650万になるわけですけど、このお金が逆に言えば、対馬の漁業者の手元に落ちるという計算になるわけですから大変喜ぶと思います。市長の答弁もありがたい答弁で、そういうふうには短縮の方向で改善していくという言葉頂きましたので、私も安心して、この質問は一応終わらせていただきます。

2点目の、この身体障害者と言ってもいいんでしょうけど、海水浴場に私も行っとなったときに、先ほど言ったように、障害者のこどもが来て、本当にトイレにお母さんが走って行ってですね、変な話、おしっこのほうやったら出てこなくてもよかったと思うんですけど、まあテレビですから、それ以上は言いませんけど、お母さんが慌てて走ってきて、トイレに走りこんだんですね。私の横に何かこう小さいビニールシートを置いておばあちゃんがおらったもんですから、おばあちゃんのところに走ってこられたんです、お母さんが。「ここはだめ、ここはだめ」と言って慌てているもんですから、先ほど言ったように、何でだめなんですかと言ったら、もう和式だから、座らせないとこの子はだめなんですよと言って、公園のほうのトイレは洋式は間違いなくありますんで、お母さんがその子を乗せるために、テニスコートのところに車の駐車場があるから、そこに走って行ってですね、そのまま濡れた女の子をそのまま座席に押しつけていったんですよ。で、トイレはもちろん済ませて、また今度、泳ぎを少ししていました。

そして、私も、ああそうだなと思っていたときに——そうだなというのが、私もそのお母さんに聞いたときに、「この子は座らせないとだめなんですよ」と言われたときにですね、私もそのとき気がついたわけです。ああ、自分たちは健全な体だから、そこまで気がついてなかったんですけど、確かに障害のあるこどもは和式は無理ですもんね、正直。様式があれば、手を握らせたりいろいろできるとでしようけど、つついさっき私が言いましたように、「必ず1か所は来年はつけときますよ」ということを言ってしまったんです。「どこから来られたんですか」と言ったら、「京都から来ています」ということやったですね。で、2日目やったかな、再度、また2人の孫連れて行っったら、今度は10人ぐらいのグループで泳ぎに来ていました。その中に、4年か5年生の女の子が2人、やっぱり障害者のお子がおって、正直、私も海水浴場に、まさか体に障害のある人が来るとは思っていなかったんですけど、結構、管理人に聞いたら、障害者の方、来るらしいですね。それも今度、初めて分かりました。「来るの」って言ったら、「結構来ますよ」ということで。それは重度障害者は来ないでしようけど、軽度の障害者は来られて、ああいうふうにしてバタバタバタバタ水際で遊んだりいろいろされるということです。それで、これはいかんということで、こういう質問をさせてもらったんです。

シャワー室もですね、走って行って、同じこと言うようにありますけど、「だめだめ」と言うから、「何ですか」って再度聞いたら、やっぱりほら腰かけがない、椅子がないでしょう。そ

れて、私も、全体の海水浴場を回ったことはないんですよ。グリーンパーク公園の裏のシャワー室とトイレとを見たわけです。

シャワー室も、やっぱり女子のほうに行くっていったら、私も気になったから走っていったんですけど、ずっとやっぱりそのときも百何十人來とるから、次から次にシャワー室來るもんで、やっぱりほら、女子、女のほうに、ちょっと変に思われたらいかんから管理人を連れていったんですけど、当然、両方にサイドにつかまる、何ですか、手すりがあります、あそこは。ただ言うように、座る椅子もないし、そういう整備はされていません。

だから、お願いしたときに、体に障害のある人が、本当に移動させる椅子を置くだけでいいものか、固定した椅子にしとかないとだめなのかということは、ちょっと調べとってくださいということ、私ども前もって事前に言ったんですけど、多分、フラフラしたこんな椅子では、ああいうちょっと大きめの女の子なんかは無理だと思ってしまうわけですよ。だから、そういう、何ですか、こういう形で、やっぱりいろんな楽しみで体に障害のある人も來ているわけですので、また高齢者の方も、おばあちゃんたちも一緒に泳いだりするから、そういう方たちのためにも、こういうシャワー室にしても、ちょっとした椅子とか置いてもらったら助かると思うわけで、こういう質問をさせていただきました。

市長からの答弁も、この件も前向き検討、またグリーンパークの海水浴場は県の整備とは私も全然知らなかったわけですけど、そういう中でこういう質問をしておりますので、市長、できるだけ、こういう体の不自由な人たちが、不自由さを少しでも安らぐような海水浴場の整備をしてほしいと思いますが、もう一度、明るい答弁をお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 明るい答弁をということでございますけども、まず1点目の運賃輸送コストの関係でございますけども、冒頭答弁いたしましたように、このことにつきましては、他の団体の関係もあるというようなことで、今後、調整が必要であるということから、今後、組合長会等と十分協議をしてまいりたいという答弁をさせていただきました。

と申しますのが、こちらのほうが調べてみましたところ、今、3か月ごとに振込等をしている漁協等において、これが2か月に1回になることによって漁協職員の事務負担が若干増えることや、振込手数料等が増えるというようなことを懸念されている組合もありますというような話を聞いておりますので、このことについては、やはり漁協の組合長会等と十分協議をした上で決定をしてまいりたいというふうに思います。

次に、この海水浴場の中のトイレ、またシャワー室の整備についてでございますけども、今対馬で海水浴場として選定されている10か所の海水浴場のうち、この太田浦、勝見浦、そしてまたあと1か所、3か所において、まだ洋式トイレが整備されてなかったということが分かりまし

た。

そういうことで、今議員のほうからも話ありましたように、各学校施設とか、市内のトイレ等につきましても洋式化を進めてきておりますので、併せて、この海水浴場につきましても洋式化を進めてまいりたいというふうに考えております。併せて、シャワー室のほうも、今後、十分な調査をさせていただきながら、その対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 16番、大部初幸君。

○議員（16番 大部 初幸君） 市長、実際に、私たちは健全ですから全く今まで気がつかなかったんですけど、言われて初めて、ああそうだなということがつくづく分かりました。今、市長の答弁で、少しそういう、体に不自由のある方とか高齢者の方は、シャワー室については、トイレにしても、非常に喜ぶと思います。本当にありがとうございます。

それと、組合の改善、運賃輸送補助金ですけど、組合長との協議というのは、もう当然聞いていたんですけど、私が知っている範囲のイカ釣りを主にしている組合長は、「いや、1か月早まるんだから、ありがたい話よ、大部君」という話がほとんどで、今ちょっとそういうところもあるのかなと思うんですけど、職員に関しても、1か月早まったからって特別支障を来すことはありませんので、もう当初言ったように、多いときの箱数言うたら、市長、そうでしょう、今幾らですか、何ぼになったと。何ぼやったかな。逆に言うたら、箱数がいいときの半分になるとるわけですから、それを考えれば、そこまで差し支えるようなあれではないと思いますね。そうですね。だから、やっぱりいいと思ったことは、市長言われるように、組合も非常に困っているわけですから、対馬を救うがためと言ったら大げさになるかも分かりませんが、非常にやっぱり苦しんでいる現状です。このようなことが実際に早くできれば、またいろんな意味で組合員も助かると思います。

実際に、この組合員数の減り方というのは、そちらのほうでも把握はされていると思いますけれども、漁業者離れというのが5か年で、前も言いましたけども約560隻減っているわけですよ。今年調べれば、まだそれ以上に減っていると思います。25年のときは約4,250隻が、29年は3,656隻に減って、だからさっき言ったように、560ぐらい減っているわけですよ。こういう形、水揚げにしても半額やないですか。このままになってしまえば、本当に対馬から若い者の漁業者は去っていくばかりということになりますので、少しでもできる範囲からしてほしいと思います。

この前あった5万円の補助にしても、1組合員にですね、ありがたいんです、もちろんありがたいお金でしたけども、またこれは、今度金額が張りますので、1組合員にしても箱数152円まで上がっているわけですから、すぐ100万、200万になってくるわけですよ、数釣る人は

ですね。そういう意味で助かると思いますので、組合長とのその話し合いというのも、よく聞いておりますので、聞きましたので、早めにそういう協議をしてもらって改善してください。もう12漁協中、対馬は6月に総会が、漁協総会があつてますけど、全てに赤字ですよ、組合が。もう6,000万、7,000万、イカ釣り組合はどこの漁協も赤字出しとるやないですか。だから、そういう赤字が出ていますので、赤字が出たからこういう話をするんじゃないで、少しでも改善できるように、市長、お願いしておきます。

市長の答弁がそういう前向き、検討をするということですので、私ももうこれ以上くどくど言いません。本当に2つの質問させていただきましたけど、そういう前向き検討の答弁を頂きましてありがとうございます。これで終わります。

○議長（小川 廣康君） これで、大部初幸君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩をいたします。再開を10時50分からといたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。1番、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。1番議員、新政会の坂本充弘でございます。

質問に入ります前に、7月の大雨により、増水した川で一人が亡くられました。誠に残念な事故で、心から御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様には心からお悔やみ申し上げます。

また、同月末にも猛烈な雨が降り続き、大きな被害が出ております。対馬市では、29日午後2時半までの48時間に約500ミリの降水量を観測し、長崎地方気象台は「50年に1度の記録的な大雨」と発表しました。9月に入りますと、台風第9号及び台風第10号が立て続けに対馬を直撃しました。両台風による暴風被害がかなり出ているようでございます。被災されました市民の皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧となりますよう祈念申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

1項目めは、市街地内における道路脇側溝の清掃について、2項目めは、バスと飛行機のアクセスについて、3項目めは、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の今後の予防策についてでございます。以上の3項目についてお尋ねをいたします。

1項目めの市街地内における道路脇側溝の清掃についてでございますが、これは皆さんもよく

目にしていることと思います。道路脇には、側溝が造られているわけですが、水が吐けるように間隔を置いて金属製の蓋が置いてあります。通称、グレーチングと言っておりますが、この下に泥が堆積して雑草が生えてきております。国道に限らず、県道、市道にしても、またほかのまちにしても、このようなところがあります。しかし、比田勝のまちの中が一番ひどいのではないかという気がしております。歩道の上はボランティアで除草をしていただいている方もございます。この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

ところが、グレーチングのところは、車の往来が頻繁にあるため危険でできません。長い間放置しておりますと、景観もよくないし観光客には悪い印象を与えると思うわけです。また、大雨になったときには、水が流れないため冠水の要因にもなってきます。場所によっては車も走行できないような可能性も出てくると思います。

このような清掃作業は、どのぐらいの周期で清掃をされているか分かりませんが、せめて人通りの多い市街地や、小学校、中学校、また高校の通学路は歩道の除草も含めてもう少し早い周期で清掃をしていただきたいと思います。市長のお考えを伺います。

2項目めは、バスと飛行機のアクセスについてでございます。

3月29日から福岡への1便が10分早くなり、8時45分となっております。今まで比田勝発のバス、6時35分に乗っていた方が飛行機に搭乗されなかったという話を聞きました。

バスの時刻表によりますと、対馬空港への到着は8時32分となっており、仮に予定どおりに到着しても13分しかなく、その日は現実に搭乗されなかったというわけです。飛行機の搭乗については、手荷物検査等もありますので、余裕を持って時間前に到着しなければなりません。8時55分のときには間に合って搭乗できたということでございます。飛行機の時刻表については、ANAやORC、また国、国土交通省が関係してくると思いますが、そういうアクセスについて配慮できないのかお尋ねをいたします。

3項目めは、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の今後の予防策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症については、昨日も小宮議員の質問がありましたが、今日は学校でのイベント等について伺いたいと思います。

御存じのように、新型コロナウイルスの感染による対馬市内での感染が確認されております。現在、8月28日の9例目までを最後に止まっているようでございます。小学校、中学校も第2学期が始まっておりますが、集団生活をする学校内で、今後、修学旅行とか運動会、運動会については、もう終わっているところもあると思いますが、文化祭等のイベントが予定されていると思います。

それぞれの学校で、その開催の規模等については違いがあると思いますが、現実には感染者が出ている以上、その対策、予防策を講じていく必要があると思います。教育委員会としてどのよう

に考えてあるのか、教育長のお考えを伺います。

以上の3項目について、市長及び教育長にお伺いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

初めに、市街地内における道路脇側溝の清掃についてでございますけども、道路の維持管理において、除草作業は、交通の安全と環境面からも欠くことのできない重要な作業であると認識しております。市街地内の状況にもよりますが、毎年6月から8月にかけて、道路管理者が業者等に委託し、また、地域住民、ボランティア等により、道路敷きの除草作業が実施されているところであります。

現状を確認いたしましたところ、議員御指摘のとおり、側溝に雑草が生えている箇所もございますが、側溝の堆積土は、大きく側溝の機能を阻害するものではないというふうに思われます。

しかしながら、市街地は、市民に最も身近な生活空間であるとともに、多くの観光客等も行き来しているところでもあり、景観の美化を図ることは、観光振興には重要であると考えます。管理者の県にも除草等の対応をお願いいたしますが、やはり行政だけですべてを処理し続けることは、厳しいものがあり、今後は、地域と連携した対応を進めていく必要があると考えております。

次に、2点目の、バスと飛行機のアクセスについてでございますが、まず、福岡1便の出発時刻につきましては、ORCが保有するQ200の老朽化に伴い、対馬長崎便にANA保有のQ400をリースし、コードシェア便として午前中に1往復就航させることとなりましたので、Q400の機材繰りのため、福岡1便の出発時刻を早める必要が出てきたものであります。

バスのアクセスにつきましては、6時35分比田勝発の縦貫線の対馬空港到着時刻は8時32分であり、バスの到着が遅れた場合には飛行機に搭乗できないことが発生することもあるかと思われまます。

解決策といたしましては、一つは飛行機の出発時刻を遅くすることが考えられますが、この場合、1つの機体が複数の路線に就航しておりますので、他の路線との調整や各空港及び他の航空会社との調整も必要となります。

もう一つが縦貫線の比田勝発の時刻を早めることが考えられますが、この場合、仁田で縦貫線に接続しています伊奈線、仁位で接続しています小綱循環線と、仁位・廻線、浦底で接続しています仁位・琴線からの乗り継ぎができなくなるため、その4路線の運行時刻等の調整も必要となります。

つきましては、バスの時刻変更及び福岡便の出発時刻変更の両面から、関係者への要望や協議を行い、善処に努めたいと存じます。御理解をお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 坂本議員の質問にお答えします。

小中学校における運動会及び修学旅行への対応についてでございますが、運動会については、当初1学期に予定していた学校が、新型コロナウイルス感染症予防のため2学期に延期をして実施することになっております。中には中止をする学校や午前中のみで開催する学校もあります。

運動会の開催に当たっては、3密にならないような会場づくりや種目の工夫、種目減による時間の短縮、参観者の制限、参観者に対するマスク着用の徹底等、各校の実態に応じた感染予防対策を講じた上で実施するようしております。

なお、市内での感染拡大の状況によっては、さらなる内容の精選や中止の選択についても常に視野に入れながら情報提供や指導をしております。

次に、修学旅行についてでございますが、従来、本土部への旅行を実施してまいりましたので、感染リスクを考慮しながら実施を判断する必要が出てきました。旅行目的地や対馬市内の感染状況等を十分把握した上で、保護者の希望や意見を十分聞きながら、各校で判断していくようにしております。

従来の本土部での旅行のほかに、壱岐や対馬市内への変更、次年度への延期、中止等、各校の実態を踏まえた選択肢について、こどもの命と健康を守ることを最優先に考え、計画を進めているところです。

なお、実施に当たっては、3密の回避、各見学地、宿泊先、車内等に応じた感染症予防対策を十分講じながら実施してまいります。

以上、運動会と修学旅行について説明をいたしました。学校行事等につきましては、今後も感染予防対策を十分に講じながら開催の必要性を吟味し、実施・中止の判断をしております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 1番、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） 御答弁ありがとうございます。

まず、1番目の市街地内における道路脇側溝の清掃についてでございますが、今日は写真を5枚ほど撮ってきておりますが、私の印刷がちょっと悪いために、大きくパネルにはしていません。大変見にくいとは思いますが、御了承を願いたいと思います。

まず、1枚目の国際ターミナル、これは、大川建設工業のあたりからです。見ても分かるように、ずっと側溝のグレーチングのところから雑草が生えております。

2枚目、2枚目は、埋立地の駐車場ですかね、その交差点の手前あたりから撮っております。これもグレーチングのところから生えてきております。

3枚目、3枚目と4枚目が比田勝小学校の前ですけれども、4枚目のこの写真、もう本当に雑

草が大きく育って、こういうふうになっております。歩道の方もいっぱい雑草が生えておりますけれども、ここは比田勝小学校の前になりますので、児童生徒さん、児童がよくこの横断歩道を渡って登校しておりますので、やっぱり景観もさながら、やっぱり何とか措置をしていただきたいなという気がいたします。

5枚目ですね、5枚目は、上対馬総合センターの上対馬庁舎の前からなんですけれども、やっぱり庁舎の前は、やっぱり行政の玄関口になりますので、みんな観光客もやっぱり気にかけてくると思うんですね。ここから先、港の方に向かう写真になりますけれども、やっぱりメインストリートにこういうふうに雑草が生えておりますと、今は観光客自体が少なくはなっておりますけれども、イメージ的にやっぱりよくないという気がいたします。

これも何とか対処をしていただきたいと思っておりますけれども、このグレーチングというもの、ちょっと重たくて、私も三宇田線でちょっと車で走ったときに、草が生えておりましたので、ちょっと止まって、人力で開けてみようと思ったんですが、とても土がやっぱり泥が入っていつて締まっているわけですね。重機みたいなやっぱり力が強いやつじゃないと上げることができません。一回、バールで私もこじ開けたことあるんですけれども、なかなか大きなバールでも開かないときがあります。やっぱりこれは業者の方をお願いしてやっていただかなければできないのかなという気がいたしました。国道になれば、県の関係がございます。できるだけやっぱり県のほうとも協議して、先ほど市長の方からは、今後、地域と連携した対応を考えていくという御答弁がありました。できるだけ、そのような考えで、私も賛成でございます。いいとは思いますが、このように長くなると、やっぱり花壇みたいになってくるもんやから、そこをもう少し何か早めに対応はできないかという気がするんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほども答弁いたしましたように、今御指摘の箇所は、国道382号線になって、管理といたしましては県のほうが管理をしている道路でございますので、もちろん県の方にもお願いはしてまいりますが、なかなか行政だけでは対応することも厳しいのではないかと、先ほど申し上げました。

そういう中で、できる限り、地域の方々と連携をした対応と申しましょうか、やはりボランティア等のお力をお借りすることも必要となるのではないかなというふうに私自身も思っております。

特に、今御指摘のありました上対馬総合センターの付近とかいうのは、私も、また上対馬振興部のほうと、できる限り日頃から指摘をされないように、そこら辺の清掃を心がけてほしいということをお願いするというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 1番、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） ありがとうございます。やっぱり北の玄関口と言われる比田勝と、そして空港、そして巖原ですね、玄関口のまちは、観光客がやっぱり最初に訪れるところでございますので、このあたりはもう少し考えてしていただけたらと思います。今後、地域と連携した対応をしていただけて、それから本当のきれいなまちづくりを目指していただけたらなと思っております。

市長が観光に力を入れられるということで、おもてなしの心ですかね、それを醸成するというようなことで考えてありましたので、それを成し遂げていくようにぜひお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目のアクセスの方にちょっと話を移したいと思います。

今回は、3月ぐらいから変更が、時刻表の変更があっていたと思うんですけども、この方は8月に乗られて、かなりもう変更されてからたっているんですけども、それが気がつかなくて、一応、この日は、前は乗れたので同じように考えていかれたんだと思います。それで、当日は、とうとう1便、2便、乗ることができずに、3便で帰ったということでございます。

そういうふうな、その日は大変困られたということございまして、こういう対馬空港行きのバスということになれば、今まで乗れて間に合っていたものを、このように、自分の不注意も、それはありますけれども、空港行きのバスということで、同じように間に合うものと考えて乗られたということございまして。その日は、本当に何か残念でたまらなかったということでございます。

先ほど関係者と協議をしていかれるということで、善処していきたいという返答を頂きましたが、飛行機の便数も減ってきて、飛行機の小型化になったんですかね、ジェットがですね。その辺にもなってきて、時刻表のダイヤが変わってきたとは思いますが、ぜひその辺のバスとの連携の対処をやっていただきたいと思いますが、市長の説明にも、先ほどバスの仁田・伊奈線とか仁位・琴線ですか、その辺のつながりもあるということでございます。その辺の協議を、いま一度やっぱり詰めていただいて、比田勝のバスが何とか間に合うように、そういうダイヤの改正ができないか、もう一度御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） また、詳しいことは、担当部長のほうに説明をさせますけれども、まず、この飛行機がQ200の老朽化によってANAのQ400型に変更になったということについては御理解をお願いしたいと思っております。

そしてまたさらに、この対馬空港だけじゃなくて、福岡空港、長崎空港、他の空港との便の調整の関係もありますので、なかなかここについて、こちらの要望どおりだけにはいかないということについても御理解をお願いしたいと思っておりますし、バスのほうにつきましても、時間を

単純に早めればいいじゃないかというようなことなんですけども、先ほども申しましたように、他の路線との調整がありまして、なかなか難しい問題があると。そしてまた、この縦貫線等でバスの時刻は、これ運輸局のほうにきちっと届けなくちゃならないということと、年に数回あります交通関係の審議会のほうで了解を得た上での変更になるということになると思いますので、各方面とは、今後も善処に向けて進めてまいりたいというふうには考えておりますけども、なかなか厳しいものはあるということは御理解をお願いしたいと思います。

担当部長のほうに詳しいことは説明をさせます。

○議長（小川 廣康君） しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） バスと飛行機の連携と時刻の変更の可能性と伺いますか、今市長のほうから御報告ありましたように、飛行機につきましては、他の会社、国内便、福岡空港の場合国際線も入っていますので、国際線もありますからなかなか難しいところがあると聞いております。

バスは、今市長の説明どおりなんですけども、飛行機の時刻が夏ダイヤ、冬ダイヤございまして、夏ダイヤが3月末から9月末、冬ダイヤが9月末から3月末ということになっていますので、もう冬ダイヤは決まっておりますので、次の夏ダイヤに向けて、もし可能であればということで、申し入れはしたいと思っております。ただ、それができるかどうかというのは、なかなか約束はしづらいところがありますが、そういう状況でございます。

○議長（小川 廣康君） 1番、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） ありがとうございます。できるできないではなくて、善処をお願いをしたいと思っております。

厳原からの空港行バスにつきましても、7時55分の出発が8時24分着となっております。空港着がですね。やっぱりこれも少し遅れれば間に合わなくなるというような状況でございます。バスだけじゃありませんけれども、ぜひ空港行ということになりますと、やっぱりそれで皆さん安心してそれに間に合うような感じで乗られると思いますので、善処した対応を協議をしていただきますように、そこはお願いということでよろしくお願いいたします。この2番目のアクセスの件については、これで終わりたいと思います。

3点目の学校のことでございますけれども、このコロナウイルス感染症ですね、皆さん御承知のとおり、比較的こどもには症状が軽いと言われております。しかし、どのような状況で感染者と接触するか分かりません。これまでどおり予防対策には万全を期していかなければならないと思っております。

運動会につきましては、島内で縮小したり、来賓関係の御来賓を遠慮していただいたり、規模縮小に向けて実施されている学校もあっていると思います。教育長が申されましたやっぱり3密

の回避とか時短、制限をしてマスクの着用、消毒ですね、そういうことも徹底してやっているということでございますので、今のところ安心できる状態ではないかと思っておりますけれども、子どもたちの命には代えられませんので、そこは気が緩まないように、ぜひ注視していただいで見ていただけたらなと思っております。

今後、修学旅行関係につきましては、今からまた、保護者と協議していただいで、実施するか中止になるか、ちょっとその辺、分かりませんが、学校によっても、また違ってくると思いますが、心配事にならないように、その辺は保護者とよく協議していただいで、そして、安心できるような選定ですかね、地区を選んでいただくとか、その辺をしていただいたらなと思っておりますが、教育長、最後に、その辺もう一回返答願えたらと思っております。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 現在、運動会に関しましては、中止をした学校が、小学校1校、中学校2校あります。それから、修学旅行に関しましては、コロナ感染を避けるために、これまで長崎や福岡方面に行っていた小学校のうち5校が対馬市内での修学旅行ということで、対馬市内へ変更することによって、ふるさと学習も同時に深めていってほしいというふうに考えております。

小学校で9校、中学校で4校が、まだ検討中ということで、保護者と相談をしながら今後は決定をしていくということです。

それから、中止をした行事としましては、各町で行われていました小学校体育大会であるとか対馬市音楽会、こういうものは、どうしても3密を避ける観点から中止の判断をしております。いろんな、2学期学校行事が文化祭等も行われますけれども、可能な限り3密を避ける形で、また感染防止対策を十分に行った上で実施をしていくように、今後も指導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 1番、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） ありがとうございます。修学旅行については、子どもたちも楽しみにしていることだと思います。場所がどこになるかというのは、それは学校のほうと、また保護者のほうと、よく協議していただいで決定をしていただければなと思っておりますので、ぜひ実施できるような体制で御指導いただいでいってもらえたらなと思っております。よろしく願いいたします。

少し時間早いようですけれども、これで私の質問は終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで、坂本充弘君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 昼食休憩とします。再開は、午後1時ちょうどといたします。

午前11時28分休憩

午後0時59分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。上野洋次郎君から早退の届出がっております。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 皆さんこんにちは。新政会所属の春田新一でございます。本日は新政会3人という、続けて3人という一般質問になります。私が最後の質問者であります。本日の最後の質問者でございます。

9月に入って、台風第9号、第10号と立て続けに本市を直撃し、地域によっては大きな爪痕を残し、通過をいたしました。今回の台風で被害に遭われた皆さんへ、この場を借りましてお見舞いを申し上げます。

また、台風第10号の接近情報により、早めに市内52か所の避難所が開設をされたというふうに報告がなされております。今回の台風避難所の開設において、いろいろな問題等、浮き彫りとなった課題を踏まえられて、次の運営体制に生かされるよう期待をしておきます。また、過去に、「災害は忘れた頃にやってくる」というふうに言われておりましたが、最近の災害は忘れる暇もなく連続して発生をするような気がいたします。

それでは、通告しておりました市政一般について、2項目5点について質問をいたします。

まず、1項目め、市民協働の取組について。1点目、地域マネージャー制度の事業と今後の進め方についてお伺いをいたします。

この制度は、本市が掲げている市民協働のまちづくりの中核に位置づけられているが、制度制定以来13年を迎えようとしています。制度が円滑に運用され、地域の活性化につながっている校区、また、つながっていない校区があるように感じられます。このことについては、市長も感じてあるというふうに思います。市民主体のまちづくりを推進し、目指すべき将来像に向かって進めなければいけないというふうに思います。このマネージャー制度の事業を振り返り、新たな課題を踏まえた上で、市民の皆さんの思いや誇りをしっかり反映させるとともに、市民と行政が一つになって島のあるべき姿を共有し、それに向かって取り組んでいく、これが本当の市民協働だというふうに思っております。

また、この事業の成果が上がらなければ、市長の2期目の拡大戦略、豊かな島へのビクトリーロードには程遠いと考えます。また、本市が目指す「自立と循環の宝の島 つしま」はでき上らないのではないかというふうにも考えます。全体的な御見解を伺います。

次に2点目です。この1点目の事業を踏まえた安心安全の地域づくりに生かしていかなければというふうに思います。この地域マネージャー事業が、結果として地域の活性化につながっている校区と、あまり活用がなされていない校区との地域格差が生じているようにあります。また、地域によっては、高齢化や過疎化が進み、地域づくりもままならない実情であると考えます。今後どのように組み立て、地域を活性化させていくのかお尋ねをいたします。

次に、2項目めです。教育行政についてということでお尋ねをいたします。

まず1点目、対馬市立比田勝こども園、この中の施設の安全安心策はということで質問いたします。御存じのように、この施設は、本市では初となる幼稚園1園と保育園2園を統合して、平成27年に建設工事が始まり、28年度完成をし、幼稚園については28年度後期から運営をされているというふうに思います。29年4月に全体開園がされています。最近の豪雨、台風の後には、山側ののり面から土砂が園庭や出入口等に流入し、そのたびに保護者、職員、近隣の皆さんが協力をし合って土砂の片づけや清掃をされている現状であります。道路排水については、対馬振興局の事業で排水溝の設置工事が予定されていると聞き及んでいます。道路部分、駐車場については対処できるんじゃないかなというふうに思いますが、建物周りの園庭についての対策は何か考えてあるのかお伺いをいたします。

次、2項目め、全島社会体育施設の利用状況について。社会体育施設を全島で見ると、体育館が10施設、プールが2施設、総合運動公園が12施設、生涯学習課管理で運営をされていると思います。こどもから高齢者まで幅広く利用されており、生涯学習にとっては、なくてはならない施設であると考えます。今後、町単位の利用を精査されて利活用の促進に努めていただきたい。今後の利活用と運営管理についてお伺いをいたします。

次、3点目です。2点目の利用状況を踏まえて、改善、あるいは改修の基本的な考え方、また全島社会教育施設が老朽化をしていく中で、改修、あるいは修繕の中長期的計画は作成されているかお伺いをいたします。

以上2項目、5点について質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 春田議員の質問にお答えいたします。

初めに、市民協働型まちづくりを目指した取組についてでございますが、地域マネージャー制度は、平成21年4月から地域にお住まいの皆さんと地域担当職員が生活に身近な課題の解決や地域のあるべき姿などについて話し合い、行動する制度として実施しており、現在は25小学校校区、181の行政区に職員366人を地域マネージャーとして配置し、地域と市役所を結ぶかけ橋的役割も担いながら取り組んでいるところであります。

これまでの地域マネージャー制度における取組については、各地域での活動に対するサポート

はもちろん、地域の将来に向けた地域づくり計画の策定や第2次総合計画策定における地域の方向性を示した地域づくり行動宣言の策定など、地域の活性化に向けて取組を進めてきたところであり、一定の役割を担ってきたのではないかと考えております。

そのような中で、地域マネージャー制度の今後の方向性については、止まらない人口減少、増加傾向の高齢化など地域を取り巻く環境は一層厳しくなってくるものと思われまます。今後の地域の活性化、または持続的な存続に向けて、この地域マネージャー制度は継続していく必要があると考えており、課題を整理した中で発展的な施策の継続を実施してまいりたいと考えております。

その中で、議員御指摘のとおり、地域マネージャー制度の取組が活発な地域とそうでない地域が存在しているのは事実であります。これは、地域の実情や配置する職員の経験値や技量の違いなど様々な課題があるものと感じております。この点につきましては、原点に立ち返り、課題の抽出による対応策の検討を行いながら、全ての地域とともに取り組んでまいりたいと考えております。

対馬市を取り巻く環境は、異常気象による災害対応、高齢者対策や空き家対策、SDGsの達成に向けた取組推進など、地域と一緒に取り組むべき問題も多くございます。各分野の施策や課題対応とこの地域マネージャー制度が関連し、誰もが住みやすいまちづくり、SDGsの目標である誰一人残さない持続的な社会、地域の実現に向けて取組を進めてまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 春田議員の質問にお答えします。

教育行政について、まず、比田勝こども園施設の安全安心策でございますが、比田勝こども園の大雨等による被害状況は、平成28年から本年度まで5回の大雨による裏山からの土砂流入及び浸水により園舎園庭に被害が出たため、修繕料により土砂の撤去、大型土のうを設置するなど対策を行ってきております。しかし、毎年のように大雨の影響による土砂の園庭への流れ込み等の被害が発生している状況です。そのたびに業者へ依頼しての土砂除去を行ったり、職員をはじめ保護者や近隣住民の協力による清掃等が行われており、感謝をしているところです。

大雨等による山からの土砂の流出を軽減するため、大型土のうを山裾に設置しており、ある程度の土砂は防止できておりますが、細かい土砂の園庭への流入が発生しており、その防止と園舎の床下への流水防止のため、補正予算に止水壁や側溝を延長するなどの対策工事費を計上して対応することとしております。この対策により、園舎敷地及び第1運動場への土砂を含んだ流水の流れ込みが防止できるものと考えております。

第2運動場につきましては、第1運動場のような土砂の堆積はないようですが、職員駐車場へ

の土砂の流入があるようです。江尻ダムの下流にあるため、大雨が降ると、流水により山からの土砂の影響があるようです。江尻ダムの流末水路の整備については、県が令和3年度以降に本格的な工事着手を予定しているようですので、その状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、全島の社会体育施設の利用状況についてでございますが、市内には、総合運動公園をはじめとして様々な体育施設があり、市民の皆様の趣味や体力づくり、サークル活動等に活用していただいております。その利用状況につきましては、施設の立地や地域の人口、活動グループ数により利用頻度に差が生じているようでございます。巖原、美津島地区においては、利用者が多くなっておりますが、利用団体間の調整により円滑な運営ができております。

今後におきましては、利用される皆様の利便性を保つため、運動公園などの主要な施設から遠い地区にお住まいの皆様には学校体育施設も社会体育の利用に開放しておりますので、お近くの施設の活用をお願いしたいと考えております。また、利用者の区分によっては減免の基準等も定めておりますので、積極的な利用をお願いするところです。

次に、利用状況を踏まえた施設の改善改修に向けた計画についてですが、議員御指摘のとおり、市内の体育文化施設は設置からかなりの年数を経過しているところが多く、老朽化の状況は否めません。雨漏りなどの不具合で市民の皆様には御不便をおかけしておりますが、その都度、部分修繕で対応しているところです。

大規模な改修になると、多額の経費を要するため、長期的な計画の必要性を感じております。現段階におきましては、部分的改修が可能な範囲で対応してはおりますが、市全体を見回した改修計画について、その方針の策定には至っておりません。しかしながら、公共施設等個別施設計画にも計上し、継続して検討していくこととしておりますので、今後できるだけ早い段階で市内地域のバランスや市民のニーズ、協議団体の意見を考慮しながら、統廃合も含めて、施設整備の方針を策定する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 答弁が終わりましたので整理をしていきたいと思っております。

まず、市長のほうに、市民協働の取組についてでございます。

市長も先ほど答弁をされましたように、本当に地域によっていろいろな取組のしやすいところ、また、しにくいところ、これも地域間の格差が少し見えてきているようにあります。これは非常に高齢化、あるいは過疎化ということと、また、その公共性のない部分についてのマネージャー事業に対するその必要性、そういうものも考慮されて、その格差が出てきているんじゃないかなというふうには思いますが、先ほど坂本議員の質問の中にもありまして、市長も答えられました

が、やっぱり地域で取り組んでいくということが、一つのやっぱり基本でありますので、そこにマネージャーが地域、各校区にいらっしゃるんですが、なかなかこの仕事の合間といいますか、休みとかそういうときではないと手がとれないというような状況で今動いてあるんですが、やはりマネージャーさんも建設のほうに長けてある方、あるいは事業畑の方がおられる地域は非常に進んでいるんじゃないかなというふうに、これは私の考え方ですが、そういうふうな状況も見受けられます。

そこら辺も、マネージャーさんの考え方もありましようけど、地域と一体となって、もう少しやれるところをやっていくように、これはサブマネージャーもありますよね、サブマネージャーの会議もあっているというふうに思いますので、そこら辺も地域に入っている職員の皆さんが、やはり事業畑と事務畑というのがあるましようから、そこら辺の違いが少し出てきているんじゃないかなというふうに、私も今考えているところですが、そこら辺を踏まえてやっていけば、もっともっと進むんじゃないかというふうに思います。

実績としては、年間、全島で300万から400万の実績が上がっております。非常に、今激甚化するこの大雨や台風、これに備えて地域が整備をされれば、もっともっと被害は少なくて済むんじゃないかなというふうに思いますし、またこの避難についてもそういうことから始まってくるんじゃないかなというふうに思いますので、この大事な事業であるし、また、私はこの島づくりの中で中核と今申し上げました、質問の中で申し上げましたが、本当にそうじゃないかなというふうに思います。

この事業が本当に地域と行政、我々もそうですが、一緒になってやっていくことで、この2期総合計画、島づくりの一番大きな計画ですが、その計画にも反映していきながらやっていけば、もっともっと進んでいく、そしてまた、国が出しております国土強靱化事業、これもやはりそここの地域で、ここは台風とか大雨になったら必ずやられるよねというようなところを見出すこともできるわけですから、やはりこれは一番大事なことじゃないかなというふうに思います。

そういうことも考慮しながら、その強靱化の計画も作り上げていかなければいけない。聞くところによりますと、強靱化はもう県の指標をそのままするような状況になっているんじゃないかなというふうに、私は見受けられますが、各地域の、やはり問題点を絞って、そして県に国に提案をすると、これがやっぱり一番大事じゃないかなというふうに思います。過疎化していくわけですが、そこら辺も一生懸命取り組んでいかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） なかなか難しい質問だというふうに受け止めておりますけども、まず、整理いたしまして、この各地域のほうに格差が、まず大きいのが問題じゃないかというような御

質問でございますが、冒頭答弁いたしましたとおりでございます。

そのような中で、地域マネージャーの職員も、かなりその地域に溶け込むように努力はしている状況でありますけども、その地域自体において、なかなか理解をしていただけない地域もあると。まして、その地域においては、我々は地域マネージャー制度は要らないと言われるような地域もあるという報告を聞いております。このようなことについては、やはりそうであっても、できるだけこちらのほうからSDGsの目的もありますし、呼びかけながら、共に市民協働を前へ進められるように努めていきたいというふうに思っております。

なかなか言うより難しい問題ではあろうかとは思っておりますけども、この地域マネージャー制度については理解をしていただいて、一生懸命に取り組んでいただいている地域については、かなりの事業も進めておられますし、前へ前へと進んでいるところでございます。そういう中で、同じように、共に発展、活性化するように、柔軟な対応をとりながら、今後も地域マネージャー制度の継続に向けて進んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 今言われましたとおりだろうというふうに思いますが、やはりこの地域マネージャー事業を年間に300から400、29年度は400、今は300万ちょっとぐらいの事業で全島でやっておられるわけですが、やはりこれが、一般公共事業として発注すれば、かなりの金額になります。だから、こういうことも含めて、予算の財政も厳しい折ですから、やはり地域と行政とマネージャーさんも入って一緒になってしていくのが、私はこれからの将来ある対馬になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺も踏まえて、なぜ私がこの質問をしたかという、なかなか現市長、比田勝市長になってから、あまり出なかったものですから、元市長のときには、この事業が一番メインだったんじゃないかなというふうに、私も、ずっと古くから議事録をめくって見てみますと、そういうような感じが見受けられましたので質問をしたわけで、これを忘れることなく、やはり職員の皆さんも大変でしょうけど、一緒になって、地域と一緒にやっていく、これこそがやはり島づくりじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺は忘れることなく一生懸命取り組んでいただきたい。

そしてまた、地域の皆さんもこれに賛同して、一緒になって自分の地域をつくり上げていく、これが大事じゃないかなというふうに思いますので、そこら辺も踏まえて、一生懸命なる御努力をいただいて地域が活性化するようによろしく願いをしておきます。

1点目を終わります。

それでは、次に、教育行政についてお伺いをいたします。

先ほど教育長のほうから答弁がございました1点目でございます。対馬で初になることも園は、非常に建設が終わって開園したときには、すばらしい建物であったんですが、最近の豪雨によっ

て大きな被害が出ているというようなところも見受けられます。

先ほど教育長のほうから答弁ありました、山側に大型土のうを積んでやっているんだということでございます。非常にそういうことで、土砂が毎回、5回ですかね、28年度から5回の土砂の流入があったということで、保護者、あるいは職員、近隣の方々が一緒になってのけている、この写真が提示されているというふうに思いますが、こういうような感じで、私も5回は行っていませんが、3回は一緒に行って、現地に行ってやりました。非常に協力をしてくれる皆さん方は本当にありがたいなというふうに思ったところでございます。

先ほど、補正予算で186万円やったですかね、予算はついておりますが、その予算の使途として、私が言うまでもないんですが、今写真に出ています1ページ目ですね、そのフェンスの周りに土のうが積んでありますね、この土のうのところを止水壁、先ほど言われました止水壁ですね、土留め工、そこを民間とこの市有地の境界になるんでしょうけど、そこをかき上げすれば、その部分の対処はできるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、この排水溝がすぐあるんですが、排出のところにも問題はあるかというふうに思いますが、あまりにも小さ過ぎる、少しの土砂で、ここは真砂土ですから、グラウンドですから真砂土敷いてあると思いますが、真砂土が流れ込んで、すぐ詰まるような、15センチぐらいの、内径15センチの側溝だというふうに思います。このことも少し考えをさせていただいて、取り換える、ちょっと大きいものに取り換える、こどもたちも小さいですから、大きいものに取り換えて、やっぱりコンクリートむき出しということになれば、大変な事故にもなりますので、そこら辺も考慮しながら、こどもたちに優しい環境づくりでやっていただきたいなというふうに思っております。

これ側溝は15センチでは、本当に距離もありますし流れませんから、ここは替えて取水壁をすれば、もう園庭への流入はなくなるというふうに思います。そういうふうなことでやっていただきたい。

この、見てもらえば分かるんですが、2ページ目も見てもらってわかりますが、この土砂がきれいに片づけられないんですよ。真砂土と流入してきた土砂が一緒になって、もう片づけることができない状況ですので、やはりここも消毒とか、そういうものはきちんとしていかなければ使うことはできないんじゃないかなと思いますので、そこら辺も指導なり何なりをされて、消毒剤を配布したり、そういうものをきちんとして対処していただきたいなというふうに私は感じたところでございます。

ここは、そういうふうなことで、止水壁と側溝を扱えば対処できると、私のほうも、素人ですが思いますので、よろしく願いしておきます。そのトン袋、土のう袋、大きい土のう袋を積んであるんですが、そこら辺も、今、もういっぱいちょうなっていますよ。1段でいっぱいにな

っていますので、それが2年でいっぱいになりますので、そうすれば、だんだんだんだん上へ積み上げていかなければいけない。下は古くなって土のうが破損する、そういうことの繰り返しになってはいけませんので、やはり思い切った予算で駐車場、市が買い求めた部分と山側との境界はあるんでしょから、そこにもきちんとしたものをしていかなければ、いつまでたっても、小さい金額ですが、それが積み重ねれば何千万もなりますので、そうすれば、もう工事ができるわけですから、そこら辺も計画を立てられてやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど私が質問の中でありました道路の排水の問題ですね。道路には大きな排水が、今度1メートルか1メートル50ぐらいの大きな排水溝を県のほうで入れるということが決まったということに聞いております。だから、そこら辺が対処できますが、そこにできたからといって、山を止めなければ横にどンドンどンドン流れてたまるわけですから、たまったら坂本議員がさっき質問をしましたように、開けて取ることはできないわけですよ。もう人力ではできませんから、大きな側溝ですからね。そこら辺も考えれば、やはり山側に土留め工が要るんじゃないかな。これも相手がおることですから地主さんとの協議も必要となりましょうが、そこをやっぱりよくよく説明をされて、何としても、この土留め工をやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。そこはどうでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 私たちも今、議員から御指摘のように考えているところです。

まず、今年度、第一運動場、園庭への流水の流れ込み、これをまず防ごう、それを優先をして、その後に、あの山が非常に崩れやすい性質の山ですので私たちも苦慮しているわけですが、大型の土のうだけでは、いつまででもは持たないと思いますので、次の計画としては、議員御指摘のような方向で進みたいなというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） そのように教育長が考えてあるようにありますので、計画を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。全島社会体育施設の利用状況について。利用状況は、非常にその町によって、町単位によって利用の人数は違いますが、一番多いのは、体育館で見えますと、厳原体育館が1万6,468人ですね、30年度。それから美津島が1万7,682人、美津島が一番多いんですが。次に、豊玉が7,652人、峰が7,773人、上県が2,835人、上対馬が6,467人というふうになっております。町単位で見えますと、人口の比率かなというふうにも思われますし、そのように広くこどもから高齢者まで使われているというところもあるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、体育館について、ひとつ教育長にお尋ねをいたします。

この体育館も先ほど言いましたように、施設が各町に点在しております。その中で一番問題点が屋根、雨漏りですね。雨漏りが非常にしていないのが、今、峰のシャインドーム。峰のシャインドームは、何年か前に屋根を扱いましたので、それで今のところは雨漏りはしていないと。あとの施設については、大小なり雨漏りをしていますということで、やはり風向きとか大雨とか、そういうときに違ってくるというふうには思うんですが、やっぱり先ほど答弁にもありましたが、多少なりの修繕をしていきたいというようなことで、予算がないので修繕、修繕をしていくわけですが、修繕をしたところが接手がまた修繕、そこから漏れてくる、また修繕をしなければいけない。終わってしまったらまた最初からやり直し、そういうふうなやっぱり状況になってくると思うんですね。

それと、施設も老朽化してきます。ほとんど鉄骨ですから、結構耐震には強いとは思いますが、揺れもひどいと思います。揺れることで天井雨漏り、専門の方がいらっしゃいますが、そういうふうなところになってくるんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり先ほど申し上げましたように、中長期的な計画を立てられて、どこが一番利用価値があるのか、利用されているのか、これからも利用の増が見込めるのか、そういうところも精査されて、大々的に予算を使うところはここ、ここというふうな感じで扱っていただかなければ、もう9施設を全部一緒に扱うことは、まず無理ですからですね。そこら辺も住民の方も分かるというふうに思いますので、そこら辺も説明をよくしながら精査されて、雨漏りを直していかなければいけないんじゃないかなと思います。これも利用促進にもつながっていつているんじゃないかなと思うんですね。

体育館ということで「雨が降ったけ体育館で何か競技をしようか」、「いや、あそこ漏るよ」、「漏るなら行かれんな、されんな」、そういうふうになってきます。あとはまた、学校関係でも学校教育施設について使うところはありますが、なかなか子どもたちの教育施設の場を大人が使って、またしていくというのも、あまりにも社会体育施設というのがあるんですから、そこら辺の見極めをきちんとしておかないと、やはりできないんじゃないかなというふうに思いますので、教育長、今の体育館の雨漏りについて、全体育館が雨漏りをしていますので、そこら辺の先をどのように考えてあるのか、さっき答弁をされましたが。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 社会体育施設に限らず、学校体育施設も、体育館の雨漏りというのは、かなりあっております。全ての施設を一度には改修できませんので、雨漏りのひどいところから徐々に改修をしていっているところですよ。

先ほど答弁の中でも言いましたけれども、社会体育施設、体育館だけではなくて、例えば野球場にしても、旧町時代のまま現在も維持補修をやってきております。この体育施設が造られた時

代には、ある意味、今よりも若者が多くて、もっと社会体育、スポーツ関係も盛んでした。

しかし、今後の対馬市を考えたときに、若者は今も減少していておりますし、高齢化が進んでいくと思います。そういうことも見据えながら、いろんな社会体育施設等についての統廃合について検討してみなければいけないんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（小川 廣康君） 4番、春田新一君。

○議員（4番 春田 新一君） 教育長も私と同じような考えを持ってあるんじゃないかなというふうに思います。私もこの実績等見て、現地も回りますと、やはりそのような、今教育長が言われるように、町時代の造りであって、また、町のときには人口も多かったんで利用価値もあって、いろんなことができたんですが、今はそのような縮小もしていきながら計画を立てていくということですから、そこはそこでそのようにしていただければいいのかなというふうに思います。

運動公園の話もありました。今度、次に運動公園に行きます。

運動公園も、非常に多目的広場というのがある運動公園が多く利用されているわけでございます。巖原が14万473人、1万4,000ですね、1万4,473人、美津島が7,833人、豊玉が1万4,973人、峰が野球場と陸上競技場合わせて6,584人、上県がテニスコート、プールを含めて3,600人、上対馬の多目的広場が7,843人、テニスコートが2,577人というような状況でございます。これ、今私が報告をしました豊玉の野球場について、かなり利用されています。これは全島でのグランドゴルフ愛好者の全島大会等々があっているあれで、このように利用が増えているんじゃないかなというふうに思います。

そこで、非常に、先ほども朝一番の質問にもありましたように、大部議員の質問にありましたトイレ、ここではトイレの問題が出てきます。やはりトイレが非常に詰まったりとか、あるいは使いづらかったりとか、そういうのが各利用者のほうから苦情なり要望なり出ております。そういうところも踏まえて、まだまだ検討して、利用者のニーズにこたえられるような施設にしたい。これも予算が絡むことですから、なかなか先に進まないんでしょうが、そこら辺をきちんと、やはり職員でも行って、どのような状況でどうなっているのかというような状況も見てもらって、各センターがありましようから、そこら辺でやっぱりみんなで協議をしながらやっていく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

やはり各センターには、利用の申し込みも行かれるわけですから、その人方が何かは言われるんですよ。あそこのフェンスと壊れとったよ、あそこのトイレの扉が閉まらんよとか、そういうのをやっぱり集約して、そして全体協議をしていくというようにならないと、予算が小さくて済む事業も、もう膨らんでしまいますよ。長く置いとったら風で扉をあおって壊れる、破損する、そういうような状況も出てきますので、そこら辺をよく精査をされて、協議を十分された上でやっていって、利用者のニーズにこたえていただきたいというように、せつかくの施設ですから、

そこら辺はもっともっと協議をされてやっていくべきじゃなからうかなというふうに思います。

中長期的な計画ということで、先ほど答弁がございました。まだそこまでは至っておりませんということでございます。教育長にしてみれば、大変、教育施設から体育施設、非常に大きな建物、あるいは住民の皆さんに利用していただけるこの施設を管理運営をしていくわけですから、大変厳しいところはあるでしょうけど、やはり先ほど言いましたように、各センターで窓口、あるいは管理をしているわけですから、そこと実際に協議をいろいろしながら、「悪いところどっかないね」、「どっか何か苦情はなかったね」、そういうようなことをきちんと協議をしてもらえば、おのずと分かってくるし、ああ、あの人が言うてあるということも、そのセンターがありますから分かるわけですから、やはりそういうところはきちんと今から計画を立てて、改修なり修繕なりをしていただきたいと思います。

私の地元の上対馬浜久須にある運動公園に少し入りますが、この運動公園は、野球場が、ベンチのフェンスがもう腐食して壊れておりました。やっと昨日ですかね、昨日、きれいに取り付いております。本当に、非常にありがたいことでございます。

しかしながら、そこの観覧席の上は鉄骨でございますので、非常に老朽化もあろうし、また、塗装がもう赤さびが多いような感じでございます。もともとは緑色の鉄柱でしたが、鉄柱、屋根、結構鉄骨の本数はありますが、それがほとんど赤さびで赤色になっている状況でございます。これがやっぱり全体の教育施設、体育施設、そういうところで見ますと、やはり、「うわあ、何もしてないっちゃな」というようなところになってきますので、我々もそうですし、やっぱり行政側も一緒のようなことも言われますので、やはりそこはそこで我々もカバーはしますけど、カバーがし切れない部分が、住民の皆さんが目に見えて言われるところはカバーできませんので、そこら辺も十分に注意をされながらやっていただかなければ、いい対馬の教育にはなりませんので、そこら辺を十分踏まえた上で今後も検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それから、浜久須の運動公園は、ちょっと公園から上に行くと、またもう一つ公園があります。遊具がついた公園なんです。非常に今は利用価値は、もうほとんどあってません。最近、補修で遊具の補修があったような気がいたしております。私はそこには上っていませんけど、あったようにあります。そこはパークゴルフとか遊具とか、トイレもありますけど、トイレはもう使用禁止ということになっております。それでも、それはそれでいいんじゃないかなというふうに思いますので、そこでなぜトイレが使われないのということを窓口で聞かれたときに、その説明ができるようにしとかなないと、また苦情が我々に来るんですよね。だから、同じようなことの繰り返しですから、そこをやっぱりきちんと連携をとっていただきたいと思いますというふうに思っております。

そこも遊具の腐食とか、あるいはロープの切れとか、そういうものを今直したというようには

聞いております。しかし、そこで遊ぶ子どもたち、幼児、幼稚園児、あるいは小学生が、土日連休あたりに遊ぶんじゃないかなと思いますが、やはりそこは少し山で、小高い山ですので、鹿とかそういうものが入ってきている。鹿が遊ぶところじゃないんですけど、鹿が入ってきていますので、そこをきちんと閉鎖しなければ、子どもたちもそこに寝そべることができない、芝生があっても、そこに座ることもできない、遊具で遊んで尻餅もつけないようなところになっているんじゃないかなというふうに思います。糞が多いというふうにも聞きますので、そこら辺も対処できるなら対処する、そして、もうそこはあまりにも予算がかかり過ぎて利用価値がないんだということであれば閉めればいいんですから。そういうようなことも計画的に、地域のセンターとよく話されてやっていくことも大事じゃないかなというふうに思います。

その利用しないところを、いつまでたっても置いておく必要はないんですから、利用はないんですから。だから、そこら辺をきちんと煮詰めて、計画を立てて、外すところは外す、きれいに扱うところはきれいに扱う、新規でいるところは新規でやっていくというよなきちんとしたものを、ぴしゃっとした姿勢を見せていただかなければ、住民の皆さんも非常に悪いよねということになりますので、やはりそこは、きちんと今後、精査されて取り組んでいただきたいというふうに思います。

そういうことで、これは久田の総合運動公園も鹿が侵入をしているというような話も聞いていますので、そこら辺もグラウンドゴルフの愛好者の皆さんが片づけはしてあるということですが、そこら辺も、どこから入っているのか、どうしたらいいのかということも、きちんとこの生涯センターと話をされて、できるものならしていく、そういうものに、ちょこっとなら、愛好者の皆さんに、地域マネージャー事業でどうでしょうかとか、そういうものもやっていけるわけですから、そこら辺も踏まえられて、もっともっと利活用ができるように、そしてまた、安くて修繕修理ができるように取り組んでいかなければいけないというふうに思いますので、今後、その体育施設、教育施設についても、また教育施設は、今度の台風第9号、第10号で大きく屋根もやられて、何億もかかるようなところもございます。非常に大きな災害が今からやってくるわけですから、そこら辺の心構えと準備もきちんとしておかなければ、大きな災害につながってマイナス要因になりますので、そこら辺もきちんと各センターの意見を聞きながらやっていただきたいというふうに思います。

では、以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） これで春田新一君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。明日も定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時49分散会

令和2年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第9日)

令和2年9月16日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和2年9月16日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(18名)

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	6番 吉見 優子君
7番 淵上 清君	9番 小田 昭人君
10番 山本 輝昭君	11番 波田 政和君
12番 小宮 教義君	13番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 大部 初幸君	17番 作元 義文君
18番 上野洋次郎君	19番 小川 廣康君

欠席議員(1名)

8番 黒田 昭雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。黒田昭雄君から欠席の届出があっております。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（小川 廣康君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は2人を予定しております。それでは、届出順に発言を許します。3番、長郷泰

二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） おはようございます。創政の長郷です。本日は、新型コロナウイルス感染症と経済についての関係をお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症ははまだ収束の兆しはありませんが、こういった未曾有の危機において最も重要なことは、現在の生産者の倒産、廃業、失業を何としても食い止め、生産力を守ることではないでしょうか。明確な時期は分かりませんが、いつの日にか収束する時期が訪れることでしょうか。そのとき、人口を含めた生産力が維持できていないと、本市の経済は回復基調に向かえないと考えております。

そこで、本日、第1点目は、感染拡大防止と経済再生を両立していくには、感染に対する不安を客観的に軽減しなければならないと考えております。自分の感染を疑う状況になったら、検査と医療を迅速、確実に受けられると市民が確信できる環境を整え、不安解消することが不可欠だと考えております。

本市においてPCR検査ができる施設機能の整備をするお考えはあるかないか、お伺いいたします。

次に、ステイホームの時代の消費動向が変化しております。現在の流通も大変な時期であります。こういった時代に沿った販売方法の構築、助成等を考えてあるかなしか、お伺いいたします。

次に、こういった状況ですから消費力が落ちております。物流はなかなか思うようにいかないので、各種施策を講じられてその手当等も行われておりますが、国においても様々な融資等を準備されております。事業者における長期的視点の観点から、助成、融資の状況そして考え方を尋ねいたします。

4点目ですが、帰省客特典事業を実施なされておりますが、なぜこのタイミングで実施になったのでしょうか。例えば、お盆の行事の一つであります施餓鬼という行事があります。初盆の家の親戚縁者の方々も帰ってくることを自粛されておるその中に、この事業がスタートいたしました。考え方を尋ねいたします。

それと、市民に対する細やかな周知はどのようになされておるのか。

以上、5点、よろしくお伺いいたします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。長郷議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のPCR検査ができる施設機能の整備についてでございますが、本市においては、これまでに9例の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されております。市民の皆様の中には、コロナウイルスに感染することや感染した場合の検査、医療体制などへの不安もお持ちの方

も少なくないと推察しております。新型コロナウイルス感染症の検査については、長崎県内の検査体制の拡充に伴い、島内の感染症指定医療機関に今年5月に検査機器が整備され、対馬においてもLAMP法による感染確認検査ができる体制となりました。この検査は行政検査と呼ばれ、発熱やせきなどの症状があり、医師が総合的な判断に基づき検査が必要と認めた場合に行われるものでございます。

議員御指摘のように、島外からの来島者全てに感染確認検査ができれば無症状者を早い段階で発見でき、対馬島内での感染拡大防止対策として一定の効果は期待できるものではありますが、対馬市単独で検査を実施するとしても法的拘束力がなく、任意の検査となります。

また、現状では来島者全てに対応できる検査機器の整備、医師等を含む人材の確保も困難な状況でございます。

市といたしましては、国、県の動向を注視し、その対応を研究してまいりますので、引き続き市民の皆様へマスクの着用、手洗い、身体的距離の確保といった感染予防の3つの基本並びに新しい生活様式の実践、また各事業所の皆様には業種ごとのガイドラインに沿った適切な対策を講じていただくようお願いしてまいります。

次に、2点目の時代に沿った販売方法の関係でございますけども。

販売方法の構築に対する助成または新設についてでありますけども、農産物の販売方法は、学校給食への食材提供はもとより、島内において農協の移動販売車による取組が実施されており、過疎化、高齢化が進んでいる地域にとって需要の高い取組であるため、事業継続、拡充への支援や、場所や時間に制限されないインターネット販売等を推進しているところでございます。

水産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で長引く消費の低迷による出荷抑制に加え、魚価下落等が漁業所得において大きな損失を出しているところでございます。

また、新しい生活様式の定着により、外出の減少に反して、インターネットサイトを活用した食材等の購入が増加傾向となるなど、水産物の販売、購入形態も多様化しております。

このような状況の中、今年度設立された一般社団法人離島振興地方創生協会による委託業務により、対馬市、壱岐市、五島市、上五島町の4市町において、島の産品振興プロジェクト事業が開始されております。7月以降、毎月、対馬市に協会員及びバイヤーが来島しており、複数のインターネットサイトの活用による販売展開や海外への販路拡大等について、市内事業者への説明会や事業所訪問、商談等が実施されており、コロナ禍における新規事業展開への活用が期待されるところであります。今後も、引き続き対象事業者の掘り起こしを行ってまいります。

また、対馬の大きな魅力の一つが食でございますが、中でもアナゴ、ノドグロ、マグロといった海産物の魅力は言うに及びません。

そこで、問題となるのが、こうした海産物の島内流通でございます。単価の高い市場へどうし

でも流れがちですが、その数%を島内流通に乗せてどこでもアナゴが食べられる、安くノドグロが食べられるという環境をつくり、対馬の観光の魅力として不動のものにしたいと考えております。

そのための流通体制をつくることを期待されているのが、対馬地域商社です。昨年9月に島内における鮮魚、活魚の流通実態調査を水産課が行っております。その内容を見ても、現在のところ漁業者または定置網漁業者から直接仕入れをされており、島内流通体制への参加希望者数がまだまだ少ない状況ではありますが、既に一部取引が開始されているところでございます。

今後は、関係機関と相談しながら、1次加工品の提供といったサービスも加えながら、さらなる島内流通の充実に向けて環境を少しずつ整えていきたいと思っております。

また、ネット販売については、各事業所が以前から積極的にネット販売サイトを運営されています。コロナ禍のステイホームの御時勢でもあり、その需要は今大きいと思われま

す。観光物産協会も同じく、ホームページから独自のネット販売サイトへリンクを張っており、市内の各事業者も御紹介しているところであります。

対馬製品のオンライン販売のプラットフォームとして、各サイトへも誘導できるような役割が果たせるよう、今後も研究をお願いしたいと考えております。

次に、助成、融資の状況についてでございますけれども、融資事業の実績については、市の中小企業振興資金の融資申請はありませんでしたが、3月から8月末までの半年間でセーフティーネットの申請は144件となっております。融資については、3年間、実質無利子の日本政策金融公庫に申請が集中しており、136件の申請で、融資決定額が約11億円余りとなっております。

一方、新型コロナウイルス感染症に関する助成事業の大きな取組として、対馬市商工業者緊急支援補助金がありますが、これについては435件の事業所に対して上限20万円とする助成、6,257万4,000円を行っております。

この事業により、各業種の減収率を集計したところ、宿泊業が93%、体験事業が79%、飲食業が70%、交通関係が67%と算出されました。この結果を基に、減収率の高い業種に対して現在コロナ感染症対策の取組を強化して観光客を受け入れるための対馬市観光業新型コロナウイルス感染症対策協力金を支給開始しております。事業規模は約9,000万円で、現在4,606万円を支出しております。

また、商店街にぎわい創出支援事業を実施しており、各事業所が連携強化イベントを行うもので、今後の取組が期待されます。

また、おもてなし協議会の取組で各種セミナーを開催しており、事業所の受入体制のレベルアップ、旅館業組合、料飲業組合など各種組織の活性化を図りたいと考えております。

今後も国の地方創生臨時交付金を活用しながら、観光事業者の下支えを図るべく、第2弾の協

力金給付、オンライン事業参入等、切れ目のない支援を行っていきたいと考えます。

次に、帰省客特典事業のタイミングについてでございますが、おかえり！またこんね！！キャンペーンは、7月22日から9月30日までの間に帰省された方々に対馬の特産品をプレゼントする事業です。コロナ感染症第2波と思われる中で、なぜこのような事業をとという御批判があったことも承知しております。

この事業は、ゴールデンウィークに帰省を自粛された方々へのお礼の意味もありますが、そのほかにも3つの理由がございます。

まず、1つ目が、このコロナで対馬の農林水産業も価格の低迷、販売不振などで大きな影響を受けています。そのような1次産業の産品をこの事業で買い上げ、収入につなげていただくというのが1点目の狙いでございます。

2つ目が、その対馬産品を帰省客の家族や仲間、御近所の方々に食べていただき、対馬産品の良さを口コミで広げていくという狙いがございます。

そして、3つ目に、申請の折に集めた帰省客のメールアドレスに対馬の観光情報、イベント情報、物産情報を流し込み、対馬とのつながりを濃いものとし、今後の事業拡大につなげるという狙いがございます。

残念ながら、第2波の影響でかなりの帰省予定者がキャンセルとなってしまったようで、キャンペーンの申請数も9月9日時点で443件と予定の17.7%ほどとなっています。もちろん継続してPR活動を行っていきますけども、お正月の帰省客までその範囲を広げることも視野に入りたいと考えています。この事業の目的につきましては、御理解いただきたいと思えます。

次に、5点目の市民に対する細やかな周知の関係でございますけども、コロナウイルス感染症に関しての市民に対する周知につきましては、中核市以上の自治体は、感染症対策を担う保健所を持つことができますが、対馬保健所は県の機関でございます。そのため、指示命令系統が分かれることで、情報発信の一つを捉えても市の判断だけでは決めることはできません。PCR検査件数、確保病床数などの医療提供体制の情報については、県の責任において、知事の会見の機会や県のホームページ等で県民の皆様へ公表されております。これらの情報については、市のホームページで県のホームページへのリンク貼付けを行い情報発信しているところでございます。

また、CATVの番組内に対馬保健所による新型コロナウイルス感染症を理解するためにというコーナーを設けて、濃厚接触者とは、潜伏期間とは、感染防止対策などについて解説していただき、4月から6月末までの間、繰り返し放映したところでございます。

市といたしましても、感染予防対策についての周知啓発を重点的に市の広報誌、ホームページ、CATV、防災行政無線などを活用して行ってきたところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。

医療提供体制の関係の情報につきましては、公表できるものとできないものがございます。今後におきましては、県、保健所とこれまで以上に連携を深め、公表できる情報については市民目線に立った分かりやすい形で情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

まず、3点目から入っていきたいと思いますが、事業者における助成、融資の考え方の件です。

これは、今、市長から答弁頂いたように、確かにセーフティーネット、国のやつで利用できる分もかなりありますし、無利子になっておりますので利用されている件数もかなり上がっているようです。

ところが、このセーフティーネットにかからない業種があるんです。御存じだと思うんですけども。それについて、もう少し掘り下げていきたいと思いますが。

端的に言いますけど、真珠をなされている方々、ここらについてはセーフティーネットの対象外なんです。借りるすべが今ない。真珠は、御承知のように、12月まで年内入札会がないということで、約1億5,000万の見込んでいた分が全く入ってこないということで、真珠の経営体数は44事業体あるそうですが、そういった方々は今融資先を探しておられる。融資は、全真連とかいろいろ話をされてやっているようですけども、決定をまだ見ていないという状況だそうです。

そこで、これを全部市が融資できるはずもありませんので、可能であれば、利子補給を市で面倒見てはいかかかということなんです。

先ほど答弁にありましたように、国のセーフティーネット、それは4号、5号資金を借り入れれば、実質無利子ですよ。だから、ここら辺は、やっぱり真珠というのは島の一大産業ですから、幾ら最近売上げが減ったと言っても、10億から20億の売上げがあるわけですから、そこに働く人は、労災保険だけでも200人、あとは大企業というか、大手は別にやられているんで、推測するに、これは組合との話で400から超えるんじゃないかという方が従事されている。こういったものを守らないと、今年内収入が入らない、資材代が入らない、賃金が払えない。年が明けて、3月に果たして、1月、2月に入札があるかどうか、中国とアメリカの関係を見れば不安定なところもあるということで、大変危惧されております。

そういった事情を踏まえて、まず1点、組合員の方々が融資を借る場合、利子補給を考えていただけないかどうか、伺いたいします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 議員おっしゃられるように、真珠組合につきましては、今年3月の入札

会中止以降、年内の入札会は中止され、来年1月から3月の入札会も中止の可能性が高いと聞いております。

しかしながら、作業は継続していかざるを得ないというようなことで、このような収入がない状況が長期間継続することになれば、資金繰り等に苦慮するというふうに聞いているところでございます。

そういう状況の中で、市といたしましても、当初、市のほうがこの融資の資金繰りについては市が行っていかうということと動いていたところでございますけれども、対馬の真珠組合のほうが、全真連、要するに全国真珠養殖漁業協同組合連合会のほうに今要望をすると、借入れに対しての要望をすると、それは真珠組合が全真連から一括して借入れをしてから組合員に真珠を担保として貸し出す予定ということを知っております。このことにつきましても、私のほうにも政府に対しての要望等でバックアップ、協力をしてくださいというような文書も頂いているところでございますので、そちらについても一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますし、市は市で独自の利子補給の関係をできるよう、その実施に向けて取り組んでまいる所存であります。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 御回答ありがとうございます。

ここに資料があるんですけど、これは市から提供された新型コロナウイルス対策の中に、国が第2次補正予算で示したもののの中に、37ページですけど、もしよければ見てください。

2次補正事例集の活用の中ではありますが、そこの中に書いてあるんです。金利、保証料などの金融面での支援事業、日本政策金融公庫等の他の支援等の対象とならない、または超える部分について、利子補給や保証料の助成など金融面での支援を行うに必要な経費に充当ということとちゃんと明記されているんですが、今回の補正にも上がっていないし、先月の補正にも探すことができませんでした。

こういったものは検討なされての今の御答弁でよろしいですか、確認します。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 言うように、対馬の真珠組合のほうはまだまだ全真連への一括借入れの要求をするという前に、市のほうも対馬の真珠組合のほうに市としてのその利子補給等として協力することは可能でありますというようなことで御相談を申し上げていた次第であります。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 真珠組合の私も事務所で伺って、事情は一応、市長のおっしゃるように全真連のほうに申し込むと。ただし、これはまだ決定じゃないんです。最終決定じゃないんです。できるかできないかというのは、今から市も県も力を貸していただかないとやれないな

という組合関係者のお話です。だから、今おっしゃられたように、そちらにも努力していただいて、なおかつ利子補給のほうについても十分御検討いただけるという理解をしてよろしいですね。ありがとうございます。

それと、もう一点なんですけど、同じ真珠なんだけど、ここに対馬アコヤ貝種苗購入補助金というのがありますよね。1つの貝に1円助成しましょうと。今これももらっているということで組合の方から聞いているんですが。

ここで、これ検討してもらいたいですけど、対象が対馬栽培漁業振興公社が取り扱ったものしか対象になっていないんです。これができたのが、改正が平成28年、当初は平成16年につくられた要綱です。この時代はそうだったかもしれないけど、今は真珠をやられている個人の方も採苗をやられて、種苗を作られている民間の事業所もあります。この要綱改正を少し検討していただきたいんですが、検討していただけますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 真珠のアコヤ貝の種苗につきましては、対馬の栽培公社のほうで収益事業として種苗生産を行っているところでございます。今年度は例年度よりも多くの稚貝を売却したというようなことも報告を受けております。

そうした中で、今、議員おっしゃられるように、民間の漁業者の方の分についても市の稚貝購入の補助にできないかということでございますが、このことにつきましては、やはりこの対馬栽培漁業公社のほうの理事会とか今の栽培公社の経営状態を考えると、ちょっとなかなか厳しいのかなと、私自身今ここでは思っておはおりますけども、再度、これは持ち帰りまして、理事会等のほうでも検討をさせていただこうかなというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ありがとうございます。

理事長は、それは市長じゃなかったですか、公社の理事長は。そう考えると、構成されている状況を見ると、公社の理事会を開いていただきたいと思います。

栽培公社は、県との共有で基金持っていますよね。10億でしたっけ、今どのくらいあるか知りませんが。今議会にも報告書が出て、種苗はかなり死んだということで、漁業者の方も困ってありましたけど。そのおかげで、公社の採苗事業が今年は数が予定以上に伸びていると、いいことなんですけども。そういうような事情もありますので、これはぜひ理事会の中でも現状を把握していただいて、そういった業種の方もおられるわけですから、玉だけじゃなくて貝も作っている業種もいると、母貝をやっている方もおるといってそういうものを網羅した中で、ひとつ御検討をお願いしておきます。これは、お願いでとどめておきます。

真珠関係については、今おっしゃられたようになかなか難しい部分もあるかと思いますが、

そういった今2点、御検討いただくということで、これでその事業は終わらせていただきます。

次に、1点目のPCR検査なんですけど、市長も答弁いただいたように、今、行政検査ですよ。これは、医療的見地からの行政検査だと思うんです、今やっているのは。だから、あくまでも医療ということで全て考えがちなんですけど、確かに検査そのものは医療じゃないんです。治療するのは医療行為かもしれませんが。

だから、本市にはありませんけど、民間の会社がPCR検査を行っていますよね。金額は様々な会社によって違います。

私が今回お話をしたいのは、医療検査じゃなくて、俗に言う行政検査じゃなくて生活検査をしてもらいたいんです。生活を維持するがための検査、これは別に医療機関でなくてもできるわけですから。市のほうがその気になれば、機材、人材を確保できれば、施設そのものをちょっと改造すればできない話ではないわけです。先ほどの説明で、行政検査の説明だったから、あえて言いませんけど、生活検査という視点に立って、もう一度検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、1点目、この新型コロナウイルス関係につきましては、県の役割と対馬市の役割がございます。そういった中で、この感染予防対応については県も市も同一でございますけども、検査、治療対応等につきましては、県の役割というようになっております。

また、今現在、確かにおっしゃられるように、今後の取組、要するに政府が発表した今後の取組の中では、本人等の希望による検査ニーズに対応できる環境整備などの抜本的な方針が示されておりますけども、対馬の中ではまだその医師の確保とか機器の整備等、こういったところがなかなか脆弱であるというような観点から難しいのではないかなというふうに思っておりますし。この生活検査と申しますか、議員おっしゃられるように、これについては、今、全国のほうでも県においてかかりつけの医療機関のほうでもできるようにということで進められていると聞いていますところではございますけども、まだ対馬のほうではそこは公表はされていないということも聞いておりますし、なかなかこのことについては市独自の判断では難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） それは、市長、あなたは行政のトップなんです。あなたの判断でできる行為なんです、これは。医療的には、確かにおっしゃったように、医療機関、医師、その役割は県になっておるかもしれませんが、生活検査という視点に行けば、医師は要らないんです。相当の知識を持った検査技師さん等があつて、機器があつて、部屋をちゃんと確保できればでき

るわけです。ドライブスルーは時々テレビで放映されておりましたけども、あれは医師がやっているかどうかというのは定かではありませんが、見る限り医師だと思っております。そういった方法も取れるわけです。

だから、市の施設の中で、極端に言うたら、診療所のどっかを改良すればそういった施設は確保できるはずですよ。医師じゃなくてもいいんですから、採取するだけ。今、医療で唾液でも十分できるわけですから、そういった機器は整備できるんじゃないですか、2次補正の中で。新型コロナウイルス感染症に対する対応の医療提供体制の整備等というのが書かれておりますが、その詳細はここに書かれている分しか見ることはできませんが、この中に13ページに書いてあります。行政検査以外の検査の実施とあって、院内感染防止に必要なそういった機器整備等はできますよという書き方がされております。行政検査以外の検査の実施と書かれているんです、明確に。これは、例ですけど。

であれば、別に、先ほど、今取り決めがあっているルールは、対馬市として申し入れれば可能じゃないかと考えますが。そうしないと、うちは離島ですから、経済が疲弊してしまいます。今の状況、幾ら交付金とか補助金出しても、これは一時のカンフル剤ですから、国は経済対策と言っていますけども、そういう要因もあるんでしょうが、これは臨時的措置なんです。これは、恒久的にこの経済対策が続くとは思えません。

そうなったときに、いかに市民の方が安心して市中に出回ることができるか、飲食に向かうことができるのか、そういった行動ができるんじゃないですか。今回の補正予算でサーモグラフィなんかを要求されて、体育行事ですか、そういったものに使うというような説明がありました。その一端じゃないかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、唾液検査等ができるということにはなってはおりますけども、その陽性であるか陰性であるかというようなことは、今現在、この対馬市の中では指定医療機関であります対馬病院のほうでその判断をするということになっているようでございますし、もしも検査をしたとなっても、その件数がかなり絞られるというような話も聞いております。

そして、またこの地方創生臨時交付金でできないかということでございますが、地方創生の臨時交付金は使うこと自体は私は可能だというふうに思いますけども、ただ市のほうがそこまでやれるかということについては、また県ほうとも御相談等、ちょっと申し上げなくちゃならないかなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） この議論は尽きないようですので、時間がもったいないのでそろそろ打ち切りますが。

これは、市長、あなたの決断一つなんです。今、人口が、この1月から8月末まで約800人近く減少していますよね。さっき言ったような経済状態ですので、それは十分認識いただいているわけですが。そうなったときに、この検査さえ行えれば、市民はもっと経済活動に動けるんじゃないかと思うんですが。

そこで、1つ提案をしておきます。

機材等については買えるんじゃないかというお話でしたけども、今、厚生省が8月3日、日本のメーカーを認定するという事で許可出していますよね。これは、フランスで検査したやつを、日本の国内の企業がフランスで認定されて、それを逆輸入みたいな感じで、日本が、厚生省が認定しました。そういう会社があるんです。そこの会社の方と直接話をしてみたんですが、別に医師免許が要るわけじゃないし、施設さえちゃんと確保でき、スタッフが確保できればできますよ、そんな時間かかりませんよという話なんです。できた検体が多くて困るという話は、その後の話なんです。医療の話なんです。

だから、このデータによりますと、よく覚えてあるのが、長崎港に船が入ったときに長崎大学がやりましたよね、行政検査。そのときの会社はもう一つあるんですけど、この会社の話ですと、10分単位でできるそうです、検体そのものは、ただし、全体の準備から入れると、最短で40分、できるそうです。だから、水際対策の一つとして考えられるんじゃないかなと思っています。

それで、フランスで採用して、先ほどいいました厚生省が8月3日に認定したこの会社があるんですけども、ここについては、唾液検査は2時間もあれば結果出ますよということなんです。

金額を参考までに聞いておりますので言いますが、大体、2つありまして、鼻、喉用は、約3時間かかって800万程度、850万ですね、彼らの話からすると、もう一つの2時間程度でできる唾液検査は、参考値ですけど、1,250万で買えるんです。このくらいの金額で買える機材が、国内にもう既に認定されておるわけですから、もう少しこちら辺を調べていただいて、先ほどから言いますように、市民の方が安心して経済行為、日常生活ができるように保っていけば、対馬市が先進的自治体として、あなたの名声上がるんじゃないですか。もう少し、こちら辺は島であるがゆえにできる話であることも考えてほしい。

島外からの観光客についても、島で来られれば唾液を協力いただくという方向でやっていって、いろいろな障害が、陽性の方が出た場合は、もちろん保健所に相談ですけども、そんなに頻繁に出るとも考えにくい。

だから、先ほど言いました検査側の体制の問題、数の問題というお話でしたけど、それは言っちゃいけないんじゃないですか。行政の都合でしょう、その答えは。これは、国会等でもよく話になっていますが、こちら辺はもう少し考えを改めていただきたいと思います。

これは平行線になりますので、これについては県と協議をしてみようという答えを頂きましたので、これで終わらせていただきます。

次の2点目の販売方法の構築なんですけども、これは予算もう出ましたので、ここで改めて深くは追求しませんが、こんなのがあるのを御存じですよ。対馬市水産物販売促進支援事業補助金、平成22年。ところが、この補助金は、24年改正があっっていますが、対象期間がもう既に過ぎているんですよ。平成28年度までしか対象になっていないんです。この補助金は生きているんです。対象経費が、水産物及び水産物加工品のインターネット販売並びに市業務提携による販売に係る輸送経費等のうち市長が特に認めたものについてを対象としますよという条文があります。これは、私が以前からお願いしていますインターネット経費を見たらいかがですかという部分がこういったものを根拠に今まで探ってきているわけなんですけど、まだ対応がしていただけないということですが、こういう要綱がありますが、この要綱をもっと活用されて、このネット販売については先ほどいろいろおっしゃいましたけれども、あまり対馬のネット販売についてそんなに効果があるとは思えませんが、ネット販売による販売額がもしまかまれてあるなら、金額をお聞かせください。そして、この水産物の販売、水産物とかかわらずに対馬産品というタイトルに変更されて、全ての業種に適用できるように御検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ちょっと今のそれについては、条例関係で調べてきておりません。それで言うように、このインターネット関係につきましても、水産関係だけじゃなくて、冒頭説明させていただきましたように、観光物産協会のほうともリンクしながらここは今充実をさせております。そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

先ほどの条例の関係については、後でまた御報告させていただければというふうに思います。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ちょっとがっかりしましたね。水産担当部署では、こういったものは十分精査された上でいろいろ御回答いただけるものと期待しておりましたが、もう少しそこから辺の研究は一般質問で通告しているわけですから、どういう関連が出てくるのは想定できると私は経験上思います。この要綱は後から調べてください。

もう時間がないので、最後に1つだけ確認をさせてください。

最後の市民への周知なんですけど、感染が2回出まして、市長がメッセージを寄せられましたよね、市民に対して。そのメッセージの中に確かな情報に基づいてという言葉が使われているんですね、2回とも。これたぶん、県も使っていました。確かな情報に。この確かな情報は誰がどういうふうに提供しているんですか。そこをお聞かせください。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私自身がこのことについては考えておりますのが、要は、市民の間でこの間違った情報によって風評被害が発生をしている状況が見受けられるというようなことから、正確な情報、例えば、県のホームページ、市のホームページ等で確認をされてから、そういう情報は他の方へはお話くださいというようなことだというふうに私自身は考えております。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） それでは、さっきからホームページ、ホームページとおっしゃいますが、うちのインターネット、パソコンの普及率はどのぐらいですか、市内の。どういう方法でそういった持たない人たちはそういった情報を得ることができるんですか。

○議長（小川 廣康君） 時間がまいりました。これで長郷泰二君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 暫時休憩いたします。再開を11時5分からいたします。

午前10時51分休憩

午前11時03分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 清風会の大浦でございます。このたびの一般質問をする前に、私は、2つの事柄に大きな衝撃をいたしました。1つは、新聞紙上で、同僚議員の小宮議員が一般質問されたんですが、アカムツの洋上放棄と、投棄といいますか、このことが長崎新聞の紙面の中で、底引き網が大量のアカムツを引き揚げた形、その網の中に満載されたアカムツが紙面に載っておった。そして、漁民の方がその放棄のチェックをされておる姿を見たときに、沖合の現実が非情な形で私は衝撃を受けました。このことがいわゆる漁民の一番最大の、言葉でいえば、どうにもならない沿岸住民の心が痛む、これをいかにどうするか。このことが今回の一般質問の、じゃあ、対馬海洋保護区しまうみの管理計画とは何ぞやと、ここを本日は問うてみたいとかように思っております。

それともう1つは、去る7月20日、観光物産協会中対馬支部の主催により、城山にあります金田城、このいわゆる頂上目指す登山道の、要は、台風、大雨による、そういう道普請、要は、道路整備をいたし、約20名の方が参加されました。

この折に、私も会員でございますから参加したんですが、蔵ノ内の登山道から、これちょうど県道から車で登山道入り口まで行かれるわけですが、それから徒歩でございます。そこから約10分もかかるか、かからんか。ここに名称では南門という言葉があつて、そして黒瀬方面の湾

に、黒瀬湾に下っていく石垣、要は、石垣の積み上げたそういうふうな、何と申しますかね、構造物がございます。何とここの石垣が無残に崩壊して、残念なことに結構規模の大きい崩落でございました。これは、国の指定する特別史跡金田城、この資料を看板の、入り口に看板がございますが、よく確認したら、西暦六百数十年という数字が書いております。そして、現在、2020年に何年この経過がしたかと。これを計算しますと、1350年近くがこの歳月を費やしておる。そうすると、その石垣が、私の記憶では、約50年前に初めてこの山に上がったときには石垣はしっかりしておったと思います。そうでない、この現実の中で、文化財課のほうでこの現場の管理はしておりますが、国の文化庁、そして県の教育委員会、そして当時、美津島町、昭和57年に指定がなされ、看板がそういうふうにかかれております。これをなぜ放置しておるのか、1350年の重みがどこにあるのか、ここら辺りをね、しっかり私は教育長に聞いてみたいとかように思っています。どうかひとつよろしく願います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大浦議員の質問にお答えします。

海洋保護区管理計画についてでございますが、対馬における海洋保護区の設定推進につきましては、平成30年度に基本計画であるしまみ管理計画を策定し、令和元年度より、実行計画である磯資源管理計画、対馬沿岸藻場再生計画に基づき活動を実施しております。

実行計画については、まずは沿岸域である共同漁業権海域から実施することとしており、令和元年度は島内12漁協の第一種共同漁業権行使規則に記載されている22種の水揚げデータを毎月収集し、漁協間の情報共有を図りつつ、磯資源の動向を整理しております。

海洋保護区の設定に向けた具体的な取組については2つの実行計画に基づき、磯資源作業部会、藻場再生部会を設立し、磯資源の状況を継続して把握しつつ、かつて対馬の主要資源であった貝類、藻類の再生に向けて取組を実施しております。

その取組として、国の補助事業である離島漁業再生支援交付金及び水産多面的機能発揮対策事業により、食害生物であるイスズミ、アイゴ等の魚類及びガンガゼ等の駆除を行い、併せてヒジキ等海藻の増殖にも取り組んでおります。

また、周辺海域の水域環境モニタリング調査を行い、大学等の研究機関と連携した磯焼けの原因究明や変化する水域環境に適応した取組内容等について地元への提案を行っております。

まずは、現在の藻場状況を把握するため、補助事業を有効活用しながら地先を熟知した漁業者の知見、経験と研究機関における学識の融合により藻場マップの作成に取り組んでおります。

補助事業において駆除された食害魚及び定置網等で漁獲された未利用魚の有効活用についても高付加価値化を目指した食材への活用、養殖餌料への転換により低コストで効率のよい活用策の具体化を図ります。

また、8月18日付けの長崎新聞にて報道されたアカムツの漁獲問題につきましては、海洋保護区設定の目標としている12海里沖合までの範囲拡大と密接に関連する問題であり、市外のまき網漁業者や底引き網漁業者との利用調整に基づく操業秩序の構築が必須であると考えております。

海洋保護区の基本理念は、法的な拘束力を有しないことから、まき網、底引き網の操業禁止や排除ではなく、資源の持続的利用のために関係者が協議して共に管理していく協定を結ぶ区域であるとしておりまして、その実現に向けては地元漁協による資源管理計画に基づく実行の意識醸成が必要であり、資源管理に真剣に取り組む姿勢をもって他団体に取組を広く周知、共有することから始めていく必要があると考えております。

海洋保護区は漁業者の相互理解の下に成り立つものであり、簡単に実現できる問題とは考えておりませんが、一つ一つできることから確実に実行し、対馬の豊かな水産資源が未来の希望へとつながるよう尽力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 大浦議員の質問にお答えします。

国指定特別史跡金田城跡の石塁崩壊箇所修復についてでございますが、金田城はまだ日本が倭と呼ばれていた西暦667年に築かれ、1350年余り経過しております。国内には記録が残っていないものも含め、22か所の古代山城が存在し、その多くは北部九州と瀬戸内海に面した中国・四国地方に分布しております。

さて、議員御承知のとおり、金田城は平成29年4月に続日本100名城に認定され、令和元年9月にはNHK総合で放映された第4弾日本最強の城に選ばれたことで知名度が高まり、来訪者が増加しました。

御指摘の石塁は城の南部に位置し、登山道を10分ほど歩くと到着します。石塁の東側に黒瀬湾が広がる風景は本史跡を代表する景観として知られております。石塁の崩落は、少なくとも数百年は経過していると思われまます。

金田城の第1期整備事業は昭和60年度から平成30年度までの33年間継続してまいりました。その間、石塁を含む解体、積み直しを2か所行っております。石塁や城戸の修理基準は、崩落の危険性が高く、整備・活用を計画している箇所を実施しております。城域全体に崩落している箇所が見られますが、築上年数を考えると自然の摂理ともいえます。

第1期整備の期間中、特別史跡金田城跡整備委員会において、御指摘の石塁も含め修理について対応を審議しておりますが、崩落箇所の積み直しは実施しておりません。ただし、補強策として隣接する現存石塁の前面2か所にふとんかごを置き、備えております。予算面も大きな理由の

一つですが、崩落箇所の解体、積み直しをすると、左右に残っている現存部分にも影響が懸念されることも要因の一つです。

また、現存する部分が崩落の危険性がとても高いと判断された場合は修理をしております。城域の東に位置する二ノ城戸は発掘調査、解体、積み直し、整備を実施し、御指摘の箇所近くに現存する石塁の解体、積み直しも終えております。全ての石塁は急傾斜地に積まれており、安定感に欠けております。崩落を未然に防ぐために定期的な巡視を継続する必要性があり、石塁の保存に悪影響を及ぼす樹木の伐採も計画的に実行することが求められております。

本市の文化財事業は現在も複数実施中であり、それぞれ目的をもって遂行しております。全事業の優先順位、中長期的計画を立て、計画的に各事業を進めております。金田城は、未発掘調査地、未整備箇所も残っており、活用を図る上で環境整備を整える必要性にも迫られております。近い将来、第2期整備事業を着手する必要性があると認識をしております。その中で、石塁の修理基準、整備計画の方針が打ち出されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 前後いたしますが、今教育長の答弁をお聞きしまして、少し確認したいことがございます。

文化財課という職種の中で、大雨、台風がそういうふうに乗ってきた場合、対馬島に、必ず金田城の周りの史跡の被害、被災状況をチェックするというのを私は耳にしております。そうしますと、先ほどの報告では、非常に過去にあの石垣が崩れたんだという言い方をされましたが、私は、昭和45年に見たときにあそこまでの被害はありませんでした。だから、それはちょっと私はね、確認をしてみたいんですよ。そこは争う必要ないんですが、石垣というのは、一角が崩れれば、これは続いていきますからね。これをあの状態、例えば、僅かながら崩れた箇所が最初あったかもしれん、昔。しかし、それを放置しておれば、ドミノ式に石垣が崩れる。これを少々取扱いが簡単ではなかったか、このような懸念がしますが、先ほどの教育長の答弁では、あの南東角石塁という言葉になろうかと思えますね。黒瀬湾に下る防御上のね、鉄砲や矢を受けることを石塁で止めるという意味でしょうからね、その部分はあの状態で以前からあったというふうには記憶に私はないです。だから、文化財課として、いつ頃から調査されて、そのことを確認しとるかちゅうのをちょっと確認、ここで確認して、担当おりませんのでね。歴史は浅いと思うんですよ、文化財課のチェックは。その辺のことの何といたしますか、今教育長の申された、いつ頃から崩れたというには少し何といたしますかね、見解の相違というか、記憶の中でそんなはずなかったという思いがあるんですが、ちょっとその辺、もう一回、何年前という発言ですか。先ほど書こうとしたらね、物すごい昔の話をされたから、以前、もっと古い時期に石垣が崩れておった

んだというふうな御答弁であったんですが、その辺は、もう一回、その時期を尋ねます。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 大雨であったり、台風であったり、こういうものがあつたときには、必ず文化財課の職員が現地を確認をしております。石垣の崩落につきましては、いつ崩れたという記録はない。議員は50年前にはしっかりと石垣があつたと言われますけれども、担当者によるとそういう状況は確認をされておられません。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 文化財課がいつ頃からそういうことにタッチされたかというのは、かなり浅いんですよ。物すごい時間がたっておりませんよね。文化財課が教育委員会の中で金田城を基本とした場合。要は、美津島町時代、町村合併時代の頃ですよ、始まりは、多分。そのころに、たしか、新しくそういうふうな係をつくつたというふうなことは僕も記憶になるんですが、その時点で、あそこまでのことが既にあつたとかいう話でいけばおかしなことになるんですけどね。私は、そこについては放置しておるといふふうなことの言い方は悪いかもしれませんが、あのままでいいのかというふうに言い方を変えましょうかね。そのほうがいいと思います。そこ争えばいろいろありますから。だから、もうそれは先に進みましてね。

先ほど教育長、最後のほうに、そういう石垣の修復もかねて、そういう検討云々というふうなことでありましたからね、ちょっと望みをつないでおるんですが。

実は、昨日、おととい、県の学芸文化課に連絡入れました。担当。そしたら、県庁跡の石垣が江戸時代のやつが出たもんだから、そこに行っておりますということでありまして、遅くに電話があつたんですが、金がかかりますよという言い方やった、最初の言い方がね、石垣を積みば。

もう1つ、「駄目なんですか」と言いましたら、駄目ということは言わなかったです。文化庁、長崎県教育委員会、対馬市とこの三者が協議をすることによって今後の展開が生まれますという言い方をされたんですよ。私は、過去のことはいいんですが、話し合いが、1300年たった、350年を過ぎてなおきちんとしておつたということをやはり基本に考えたら、どうにか復元するというふうなことは非常に大切なことだと思います。

そして、もう1ついえば、先ほど教育長、NHKの山城の、日本版の山城、これの一番最優先に選択された放送経緯があつたということで、これは、観光商工部のほうも、このことの国内的な対馬にやってくる一つの何と申しますか、大きなポイントとして取り上げまして、城山観光を中心とした一つのそういうふうな国内客の誘致・誘導を図りたいというふうな格好で、今後、それが大きく進展することを望むようなことを昨日の何と申しますか、全員協議会の資料の説明にでもあって、私は的は当たるといふふうなことで十分それでいいと思うんですが、登山口

からね、10分、私は10分足らずで行ったんですが、一番最初に史跡に、具体的な場所にあるところですよ、あそこは。はっきりいえば、あそこだけがきちんとしておきたいというふうな思いのある場所ですよ。私はね、昨日、朝早朝に、測り行ったとですよ。口先じゃいかんから、どこがどれだけ破れとるかを。最初の手前からが20メートル、約20メートル。下に五、六メートルの高さですよ、五、六メートル。次が約10メートル。その次のね、飛んで。それから裏のほうもやられておりましたね。裏のほう、もう少しその先に行けば。だから、最初21です。39メートル、約40メートルが被災、いや、崩落といいますかね、石垣が崩れ落ちて無残な格好であります。そして、教育長の答弁の中に、過去、基礎地盤をふとんかご工によって保護して倒れんようなことをしておりましたから、それもひとつ買うんですけどね、いいことだなと。しかし、その前後はやられとるわけですよ。これを1回でも文化庁と長崎県教育委員会と協議したことがないのか、復元について。これをひとつお尋ねしますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 先ほど答弁でも申しましたけれども、第1期の整備事業を昭和60年度から平成30年度までの33年間にわたってやっております。この整備事業を行うに当たっては、専門家を委員とする整備委員会、これを立ち上げて、この委員会の中には県の学芸文化課の担当であるとか、文化庁からも参加をします。そういう中において、発掘調査であるとか、解体で、解体、積み直しの計画であるとかそういうことに関する指導を受けながら金田城の保存整備をやってきております。その整備委員会の中でも、あそこの積み直しを行うかどうかも議題になったようではございますけれども、現状のままで行こうというふうな審議結果を受けて、あのままの状態になっております。あのままの状態にすることで現存している石塁自体も、1350年余りをたって現存しているということ自体もすごいことなんですけれども、あの崩れた、崩壊した石塁にも、あれを見るとやはりそこには1350年余りの歴史を感じることができるんじゃないかなと。そういうことから現状のままでいって、まだほかに発掘とか整備しなければならない場所もありますので、そういうところを優先的に今やってきているところです。だから、答弁で申しましたように、近々、近々といいますか、第2期の整備委員会を立ち上げる予定をしておりますので、その中でまた石塁の積み直し等についても提起をしてみたいというふうには考えております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 過去のあったことにつきましては、今の話で十分分かりましたが、あそこの重みが、やはり、今後、日本で一番行きたいところというね、言い方、ものの言い方されていますよ。そして、その最強の城が金田城という書き方を昨日の観光商工部のね、つくられた資料の中には、そして、今後、そこを固めてね、対馬の一つの大きな観光エリアとしてひ

とつ生かしたいと、かなり強い思いでそういうふうな計画を将来つくりたいということですから、状況は大きくやはり変化しておりますので、あの石垣も今言いますように、崩れたままがいいという言い方もありますが、例えば、四、五十年前まではちゃんとしとったけれども、その一部をこういうふうに積み上げて復元したということもまた、私は双方あってよろしんじゃないかと。崩れたものというのは、それはもったいないなと思いますよ。それは、そこの学者さんの考え方の差があったかもしれませんね。しかし、新しい一つの対馬の代表する観光地とすれば、私は石垣を、金が要ればぼつぼつでいいですよ、一遍に修復せんでもいいですから。そういうふうな何か思いで、ぜひとも第2次の整備計画といいますかね、これに教育長、ひとつのせてほしい、取り組んでほしいというお願いを私はこの場でするしかないんですが、その辺、いつ頃ですか、第2次は。その辺のところをちょっと聞かせてください。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） いつからかという期日はまだ定かではありません。今ほかの整備事業も進めておりますので、金田城に対して何年度からやるよというのはまだ決めておりません。でも、整備事業第2期を立ち上げる必要性はあるというふうに考えておりますので、その中でまた石垣の積み直しも検討をしていただこうと思いますし、観光に向けても活用して行けるような方策を模索してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 教育長、今のことと関連なんですけど、これは災害過年債ということやらありまじょうが、災害適用法に復元があるのか、あるいは全く国費と県費と市費でやらんにゃいかんのか、そこら辺りの検討といいますか、今日の通告に対してこんなこと言いやすいかというふうなことで確認は取っていませんか。普通、金が要るところはやっぱりそうなるんですよ。三者割じやたらんけん、災害復旧適用に持っていけないかんということでどうかならんのかなと思うんですが、その辺は、教育長、チェックはされていませんか。そこ大事な話なんですけど。

○議長（小川 廣康君） 教育長、永留和博君。

○教育長（永留 和博君） 例えば、今年の台風10号であれが崩れたとはっきりしていれば、災害復旧の事業にのせられると思いますけれども、そういう崩落がいつ起こったか分かりませんし、災害復旧では無理だろうということで文化庁または県と連携をしながら今後は進めたいというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） やり取りしても進みませんからね、私は、あの場所は、ちょう

ど城山登山の鏡ですよ。それがいきなりひっくり返ったちゅう、私はあれを見たことはなかったですよ。それをいうてもさっきね、堂々巡りになりますから、これをどうしようということは何、教育長、最近山に登ったことはございますか。現場は、見ました。そんなら結構です。そういうことでひとつ前向きな、私は対応をお願いしたいということでこの場は一応終わります。

次に、しまみ保護区の管理計画、このことについて、市長から先ほど答弁をいただきました。対馬市役所の水産課内に海洋保全室を立ち上げたのは、平成26年4月1日ということで記憶しておりますが、よろしいですか。そして、その前に設定推進協議会、これを設けられまして22名の構成の中で12漁協長、そして九州大学の水産関係の一人者でしょう。それから長崎大学、それと最後は、島内、県内の漁業関係者の構成、このように聞いておりますが、その中で、26年の4月1日から水産課の中に室長1名、兼務されたいわゆる職員、担当を1名、半分ということになりますけれどもね。それで平成30年の年までそういうふうな計画を経過したというふうなことが形はなります。そして、30年の後半だと思いますが、議会の全員協議会にこの管理計画の中身はカラーで資料が7ページほどつくっておりますね、7ページ、圧縮された状態で。これで報告を受けたわけですが、当時、市長が副市長だったと思います。つくられて完成したのは、市長であると。私は、これを見たときに、資料内容は別として時間がかかり過ぎじゃないですか、5年間。5年間に担当、いわゆる室長を置いて、係を置いて、私は時間がかかり過ぎておる、少しこのところ問題じゃないかなと、もっと早くやってもいいんじゃないかと。資料の中身からいえば、2年ぐらいでたたき上げてもおかしくないなと思ったんですが、その辺は、市長、何かあったんでしょうか。5年でなきゃならん。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 時間がかかり過ぎたということで、私自身も、確かに、ここが時間がかかったというふうに認識しております。

ただ、もともとこの海洋保護区の関係につきましては、もともとの考え方がこの収奪的な漁業関係を少しでも取りやめていただいて、この対馬の豊かな海を持続可能な海としようということで取り組んでまいりましたけれども、やはりそこは法的な拘束力等もなく、なかなか難しいというようなことから、まずはできることから始めていこうというようなことで、この沿岸域の第一種漁業権の行使規則に規定された共同漁業権回避から始めていくというようなことで、途中いろいろな協議の中でそういったことがありましたので、そのことで遅れたというふうに私自身は認識をしているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 分かりました。この資料から見れば、もちろん沿岸、根付漁業的存在においては、現在、磯焼け、藻場がないというふうなこと、これを水産課のほうの担当

に聞いたらまず五島がやられたと、五島、磯焼けが、それから壱岐もやられたと、対馬が西海岸を最初にやられて、東海岸の南から北に上がったと、こういうふうな話で、最後には、現在、ヒジキが上対馬町北部の鰐浦が加工生産地の恐らくトップじゃなかったろうかというようにいい方されますが、そこまでやられたと、これは認識しておりますか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 議員おっしゃられるように、この対馬の最北部であります鰐浦地域は、これまでもこのヒジキだけではなくて、アワビ、サザエのこの根付資源についてもかなりの豊富な地域であったということを私自身も当時担当もしておりましたので認識しておりますし、ただこれらのヒジキとか海藻類がこの今、魚類、特にここでしておりますイスズミ等の大群によってたちまちのうちに食べられてしまったというようなことをこの鰐浦地域の方から聞いております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） この管理計画の中で藻場とか、金になる海藻の復元に力を入れていく方向でというふうなことであります。

その中で、私、ひとつ取り組んでおられる現場を情報として賀谷の鎌田さんという方が資料をつくっておられてそれを見たことがございます。カジメやらヒジキやらの種苗を海にそういうふうな設定して生育はしよると。しかし、その後の大きくなることの過程について私も最後の確認は取っておりませんが、どうやらそこで駆除されておるんじゃないかと思うんですが、そちらの方向の取組と。

もう1つは、この海水温の上昇で海の中のものがこの対馬の海域では今までの対馬の在来種ではもたないんだと、もしそういうようなことになれば、九州の南の海岸の、例えば、鹿児島方面にそういうふうの類似しておる植生の、植生といいますか、海藻のそこらを引っ張って来るとかいうふうなことをしない限り、同じことの繰り返しで全くいかなとなれば、私はその決算の中で栽培漁業振興公社の放流というアワビのね、藻場がないのにアワビを放流しても魚の餌ですよ。これを今から、今からは藻場をどうつくるかの栽培漁業の中で取り組む一つの大きな課題であると。ですから、従来のカジメやヒジキやその他の金になる海藻、これはこれでやっていかにかいかなでしょう。しかし、水温が30度を超すような中で、夏場、これで耐えられる海藻を南方系の、南方系というけれども、九州南端というふうなことでいいですけどもね、そこらの研究を並行してやるべきじゃないでしょうか。私はそうしないと時間を重ねても失敗策は進みませんから、藻が入るといふようなことがあれば、ウニとアワビは何とかなるじゃないですか、基本的に。ですから、そこらを大きな湾を仕切って、入り口は魚も入らんように金を投入しましてね、栽培試験をすることが、私は女護島の漁業栽培公社の一つの役目じゃないかと思いますが、市長、そこら辺り、今後の生き方というのは切り替えないかんじゃないかなと思うんですが、どうでしょ

うか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大変ありがたい御提言だというふうを受け止めております。私のほうも大学の先生から、人工衛星から撮られた温度を比較する資料等をもらいましたけれども、かなり二、三十年と比べますと、温度が変わってきているというような状況を確認いたしました。

そこで、ただ海藻等は今、対馬の現状の中では海藻は生えるんだけれども、食害魚によって食べつくされてしまうというようなことが今課題になっているような状況でありますので、議員おっしゃられるように、ある程度小さい湾を閉め切って、その中で海藻を育てると、そういう取組は、もう実際、島内あちらこちらで取り組んではおられますけれども、これをまた今後は大々的にそのような形でできるように進めてまいりたいというふうに私自身も考えております。

○議長（小川 廣康君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 時間が少なくなりました。沖合の保護区の設定につきましては、非常に底引きとまき網の世界ですから、これにいろんな束縛を簡単にできるもんじゃない、あそこは当然だと思いますよ。ただね、市、漁業、12組合の漁協の皆さんも取り組んでおられたことは、現に、既に勝ち取っておる品ありますよね。例えば、豆殿の南側のシイラの、要は、漁業を壱岐と対馬がやっ取るそうですが、これの5月から1か月間ぐらい、操業を大中まき網停止してくれという協定を結んでいますよね。僕はこういうことだと思うんですよ、今言います沖合の問題は。市が掲げておるけれども、競り合うもんですから、簡単にいえば役所を出ていかれんような話の世界ですよ、極端に言えば。ですから、役所がそういうふうな方向性の中で、そういう漁協とか今、漁業者、地元の、そして相手方の、例えば、底引きの世界がありますよね、山口県とか鳥取に。そこの綱渡し的な存在にならないかんと思うんですよ。話の中の。そして、まき網がこれが一番難しいと私は思います。まき網というのは、全魚種を捕っていいということになっておりますから、操業の中で魚種の制限はございませんからね、まずは、ここの、しかし、勝ち取っ取るのがあるんですよ。昼間の操業をやめて夜間を5か月間やるとか、そういうふうなことで勝ち取っ取るのもありますよ、現に。全くなしじゃなくてね。

先ほどのアカムツの件は、この新聞読みますとね、小さな養魚をかようにして捕ったというようなことやらね、聞きますよ。ですから、組合長会としては、その最後の絞り上げる網の大きさを小型魚が逃げるようにしてくれんかという要請・要望をすると、そして1月間、コースの期間を延ばしてくれという要望をしたいと。

もう1つは、最後に、今佐須沖の80平方キロメートルをもっと北側に、北側にそういうふうな漁獲場所があるじゃないですか、上県沖もしくは水崎沖、そこらのことを協定を結ばないかん課題があるわけですね、今後、これを生かすならば。だから、その中の市が先頭に立ってじゃな

くて、そこの仲介をして将来性を見定めて、ひとつ一緒にやりましょうということでこの管理計画はまとめないかんと思うんです。あと1分ですから、もう答弁はいりませんが、そこらのことを役所方じゃなくてね、生産者方の中に入り込むというふうなね、担当の仕組み、これを指導されたい。そして、悪いことは書いていませんが、少し簡単にはいかんよというふうな感じがしますよ。しかしね、長崎新聞の紙面を見たら、黄金の宝ですよ、それをごっそりね、そして漁師の方が腕を組んで残念に見とる姿を見たときにね、ああ、これは本当いかんぞと思いますね。

最後に、現在の漁民の年齢が平均して60歳以上が75%の数字ですよ。そうしますと、10年過ぎたら、大きな何といいますか、もう終わりますけどね。次にまた機会を持ちましょう。それしか言いようがないですね。

○議長（小川 廣康君） これで大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 以上で本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午前11時54分散会

令和2年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第11日)

令和2年9月18日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和2年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第62号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議案第73号 対馬市立博物館条例
- 日程第3 議案第75号 対馬市犯罪被害者等支援条例
- 日程第4 陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第5 議案第80号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第81号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて(貝鮒海岸)
- 日程第7 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第83号 財産取得契約の締結について
- 日程第9 議案第84号 財産の無償貸付について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第62号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議案第73号 対馬市立博物館条例
- 日程第3 議案第75号 対馬市犯罪被害者等支援条例
- 日程第4 陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第5 議案第80号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第81号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて(貝鮒海岸)
- 日程第7 議案第82号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第83号 財産取得契約の締結について

日程第9 議案第84号 財産の無償貸付について

日程第10 委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急
激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

出席議員（17名）

1番 坂本 充弘君	2番 伊原 徹君
3番 長郷 泰二君	4番 春田 新一君
5番 小島 徳重君	7番 渕上 清君
9番 小田 昭人君	10番 山本 輝昭君
11番 波田 政和君	12番 小宮 教義君
13番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 大部 初幸君
17番 作元 義文君	18番 上野洋次郎君
19番 小川 廣康君	

欠席議員（2名）

6番 吉見 優子君	8番 黒田 昭雄君
-----------	-----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君

観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。吉見優子君並びに黒田昭雄君から欠席の届出があっております。

ただいまから、議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第62号

日程第2. 議案第73号

日程第3. 議案第75号

○議長（小川 廣康君） 日程第1、議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）から日程第3、議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例までの3件を一括議題とします。

議案第62号は各常任委員会に分割付託、議案第73号は産業建設常任委員会、議案第75号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員会の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第62号及び議案第75号の2件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、9月11日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会に係る歳入は、11款地方交付税で、普通交付税の追加、15款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症対策補助金の追加、16款県支出金で、輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付金の計上、21世紀まちづくり推進総合支援事業補助金の追加、19款繰入金で、合併振興基金繰入金の減、20款繰越金で、前年度剰余金の追加が主な補正であります。

次に、歳出は、2款総務費で、被災地支援旅費、航空事業者経営支援負担金、交通事業者事業継続等支援事業奨励金及び対馬の水産加工品を海外へ輸出するため、HACCP対応の施設設備を行う事業者へ費用の一部を補助する飲料産業・6次産業化交付金の計上、CATV設定業務委託料及び住んでよし・訪れてよしのまちづくり応援事業補助金の追加、4款衛生費で、テレビ会議システム構築委託料及び新型コロナウイルス感染症の軽症者等の搬送用車両購入費の計上、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る消耗品費及びサーモグラフィーカメラ購入に係る備品購入費の追加、10款教育費で、対馬ギターフェスティバル開催事業委託料の計上、学校浄化槽フロア等修繕料及び小荷物専用昇降機修繕工事のための工事請負費の追加、対馬藩関連遺産群保存整備事業見直しによる委託料の減が主な補正であります。

次に、議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例について、近年、様々な犯罪等が後を絶たず、被害に遭われた方やその家族・遺族の方の多くは、十分な支援が受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、本市においても、犯罪被害者等の方々への支援を総合的に推進していくため、対馬市犯罪被害者等支援条例を制定しようとするものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第62号及び議案第75号の2件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 厚生常任委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第62号の1件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、9月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、個人番号カード交付事業補助金の追加、住民基本台帳システム等の改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上、生活保護関係システム及び医療レセプトシステムの改修・保守に係る生活保護適正化事業補助金の追加、16款県支出金で、介護職員初任者研修事業に係る地域医療介護総合確保基金事業補助金の計上などが主なものであります。

歳出は、2款総務費で、滞納整理システムの動作環境の強化及び令和3年度からの税制改正に対応するためのシステム改修委託料の追加、国外でのマイナンバーカードや公的個人認証（電子証明書）の利用対応に係るシステム改修としてマイナンバー制度対応システム整備委託料の計上、3款民生費で、障害者自立支援給付における審査支払等のシステム改修及び生活保護法の改正に伴う委託事務費等の計算機能追加に係る生活保護電算システム改修委託料の計上、上対馬町芦見のデイサービスセンター合歓の木園及び上対馬町玖須のデイサービスセンターなるたき園の浄化槽の補修に係る修繕料の計上、4款衛生費で、乳児を対象としたロタウイルスワクチンの定期予防接種に係る委託料の追加などが、今回の補正の主な内容であります。

以上、本委員会に付託されました議案第62号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第62号及び議案第73号の2件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、9月10日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、大部委員は欠席でしたが、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会に係る歳入については、15款国庫支出金で、1項4目災害復旧費国庫負担金の追加、16款県支出金で、2項4目農林水産業費県補助金の有害鳥獣被害防止対策事業補助金の追加、同項9目災害復旧費

県補助金の計上、17款財産収入で、市有林の立木売却収入の追加、22款市債で、厳原港国際ターミナルビル建設に伴う土木債及び災害復旧債の追加、サイクリングイベント事業債及び博物館建設事業債の減額が主な補正であります。

歳出につきましては、農林水産部関係で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営の安定を図る措置として農林業体験型施設運営継続助成金、しいたけ生産活動継続支援補助金の計上、有害鳥獣被害防止対策としてツシマジカ4,100頭、イノシシ3,000頭分の捕獲補助金の追加、出荷が停滞しているマグロ養殖経営者に飼料代金の一部を助成するマグロ養殖出荷調整支援事業、アナゴ、マグロを学校給食に提供する学校給食水産物提供事業、7月の梅雨前線豪雨により被災した農林水産施設の復旧工事費の計上が主なものであります。

建設部関係では、厳原港新国内ターミナルの落成に伴う管理経費、厳原港国際ターミナルビル建設事業の1期工事費、7月・8月の豪雨により被災した道路、河川の復旧工事費の計上が主なものであります。

観光交流商工部関係では、金田城を核とした観光づくり事業としての歴史資産活用事業委託料、行っ得長崎のしまクーポン券と行っ得つしまクーポン券を組み合わせる新たに行うしま旅滞在促進事業負担金の計上、朝鮮通信使資料館のアスベスト除去工事費の追加、サイクリングイベントの中止に伴う補助金の減額、旧長崎県対馬歴史民俗資料館の解体に伴い、アスベストの含有調査と除去工事が必要となり、令和2年度内の工事完成が見込めないため、博物館建設事業の工期延長に伴う建設工事費の減額が主なものであります。

議案第73号、対馬市立博物館条例については、現行の対馬市立博物館設置条例の全部を改正するものであり、題名を対馬市立博物館条例に改め、趣旨、博物館の位置、実施する事業に関する規定に加え、博物館の運営に必要な基本的事項を規定しようとするものであります。

最後に、本委員会としましては、学校給食水産物提供事業、農林業体験型施設運営継続助成金等の農林水産物の流通に関する取扱いについては、今後の市内の流通システムへの影響を考慮し、より詳細に検討する必要があるため、所管事務調査を行うことといたしました。

以上、本委員会に付託されました議案第62号及び議案第73号の2件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから、委員会報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 何点かお尋ねをさせていただきます。

博物館の第2工区についてですが、全協でもお話がございましたけれども、このアスベストが含まれているということで、調査、除去関係で、工期が約1年延びるということでございます。

まず、3点、これはお尋ねいたします。

私どもが頂いているこの工程表があるんですが、これからしますと、今が9月ですから、もう解体がほぼ半ばぐらいだと思うんですが、今回の石綿調査関係が出たということは、この時点において、当然お金がかかることですから、契約変更がなされた後に工事されたと思うんですけども、まず、契約変更がなされたのか。そして、その財源はどのような形で確保されたのかということ。もし、審査をしてあれば、お願いをしたいと思います。

そして、2点目は、この工期なんですが、これで見えますと、この新築工事に係る工事が6か月です。そして、変更後を見えますと、14か月かかっているわけですが、約倍以上の日数を要しているんですけども、もし、これについて審査をされたならば、お答えを頂けてはと思います。

先に、その2点を。

○議長（小川 廣康君） 産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、アスベストの件ですけども、全員協議会の中でも詳細な説明がありましたので、改めてここで申し上げることはないと思いますが、まず、アスベストの件につきましては、県からの施設の引渡し時点において、アスベストの含有はありませんという条件の下で引渡しを受けられているということがあって、事前調査をすることが必要ないという判断がなされております。

これは、その後に、現在のようなアスベスト関係の工事が必要という状態に陥ったわけで、この委員会の中における審査においては特段問題としてはおりません。

続きまして、契約変更とその財源ですけども、契約変更についての説明は、詳細な説明は受けておりません。

工期の延期につきましては、アスベスト関係のみならず、追加工事としてキャノピーの設置を予定されております。このキャノピーは、当初の計画では入っておったんですけども、委員御承知のとおり、不落の状態が発生したという状態がありました。そこで、設計の中身を再度見直し

たということで、その段階で、今回追加工事のあっているキャノピーの設置を落として事業費で落札されておるとい経過があります。

そういうことですから、アスベストの問題も確かに除去の工期、そしてキャノピーの設置工事等が追加になったということで、工期の延長と伺っております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 2点については詳しく審査をしていないということですが、これが、一般的な考えからすると、今は9月議会ですから、この観点からすると、もう既に4月から石綿の調査、除去をされておるんですよね。そして、9月の間には、6月の議会もあるわけですし、その中において、このような説明がなされるべきなんですけども、その辺の委員会ではお話をされていないようにございますが、それが一般的ですし、そして、事前に変更はなされている、財源の内訳がなかなか分からないんですが、一般的には、工事をする前に、工事の契約変更をして、それからかかるわけですよね。

今回このような形で予算が計上されておるといことは、事前に契約もせずに財源の確保もできずに工事を着工しておるといふうな形になります。審査されていないということですから、それは一般的な考えですよ。

事前に分かるものは、事前に皆様に説明をできるように、これならば6月議会には、もう既に着工しているんですから、予算づけなしで着工している可能性もあるんですよ。そういうことがないように、6月議会が中にあるんだから、ぴしゃっと説明をして、これこれしかじかだといふうなことをしなければいけないと思いますよ。これはもう、委員長に言っても一緒ですけどね、ということです。

以上。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから3件について討論、採決を行います。

まず、議案第62号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第8号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する各常任委員長の審査報告はいずれも可決であります。議案第62号、令和2年度

対馬市一般会計補正予算（第8号）は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、対馬市立博物館条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、対馬市犯罪被害者等支援条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 陳情第2号

○議長（小川 廣康君） 日程第4、陳情第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） 総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました陳情第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、9月11日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、慎重に審査いたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでない厳しいものになると予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保を国に求める陳情の趣旨は、十分理解できるものであります。

採決の結果、陳情第2号は、賛成多数により採択すべきものを決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

日程第5. 議案第80号

○議長（小川 廣康君） 日程第5、議案第80号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第80号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第9号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、去る9月2日から3日にかけて、また、6日から7日にかけて、本市に接近しました台風第9号及び第10号により発生した被害に対する災害復旧費の計上が主なものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,070万9,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359億8,744万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものものとさせていただきます。

第2条地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの「第2表地方債補正」によることとし、その限度額を38億350万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税1億2,614万9,000円を追加しております。

15款国庫支出金は、漁港施設災害復旧事業負担金7,240万円の追加、文教施設災害復旧事業負担金1億5,756万円の計上でございます。

21款諸収入は、雑入3,100万円を計上しております。これは、台風により断線した有線テレビの光ケーブルに係る災害共済金を計上するものでございます。

22款市債は、災害復旧事業債4億3,360万円を追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

11款災害復旧費でございますが、1項農林水産施設災害復旧費に1億3,420万9,000円を、2項公共土木施設災害復旧費に1,385万円を、3項文教施設災害復旧費に2億4,056万5,000円を、14ページをお願いいたします、4項その他の災害復旧費に4億208万5,000円をそれぞれ追加しております。

なお、災害復旧費につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

また、14款予備費において、7月豪雨、今回の台風第9号・第10号と相次ぐ災害の発生により、その多くを応急措置費用などに充用しておりますので、今後の事故、災害発生等に備えまして、3,000万円を増額しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第80号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第9号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第81号

○議長（小川 廣康君） 日程第6、議案第81号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎海岸）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、波田安徳君。

○中対馬振興部長（波田 安徳君） ただいま議題となりました議案第81号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎海岸）の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いします。

本議案は、長崎県が事業主体で整備を進めております貝鮎海岸老朽化対策工事に伴う公有水面埋立免許出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

埋立ての必要性については、議案書6ページから8ページの埋立て必要理由書のとおりで、施設の老朽化に伴い、既設護岸の内部にコンクリートを詰め、前面は腹付けコンクリートにより補強し、護岸改良を行い、国土保全を図るとともに、地元の要請に応えようとするものでございます。

埋立面積は、議案書9ページの位置図、10ページの求積平面図の赤色で塗り潰している部分1,169.32平方メートルでございます。

なお、公有水面埋立法第3条第1項に基づき、埋立免許願書の縦覧期間が昨日の9月17日までとなっていることから、今回は追加議案に上程させていただきましたことを申し添えます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第81号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎海岸）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第82号

○議長（小川 廣康君） 日程第7、議案第82号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） ただいま議題となりました議案第82号、工事請負契約の締結について、瀬漁港水産生産基盤整備工事（2工区）の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

追加議案書の11ページをお願いいたします。

本議案は、瀬漁港水産生産基盤整備工事（2工区）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、去る9月8日に19社による一般競争入札を実施した結果、対馬市巖原町下原407の1、株式会社榮建設、代表取締役木村一彦氏が、1億3,054万9,000円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した1億4,360万3,900円で、去る9月10日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、12ページを御覧ください。沖防波堤31.5メートル、消波工31.5メートルを施工するものでございます。

工事箇所につきましては、13ページから15ページの図面の赤色で着色した部分でございます。

なお、工期につきましては、令和3年3月末を予定いたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第82号、工事請負契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第83号

○議長（小川 廣康君） 日程第8、議案第83号、財産取得契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、乙成一也君。

○市民生活部長（乙成 一也君） ただいま議題となりました議案第83号について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本議案は、財産取得契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本来、議会初日に上程し御審議頂くべきところではありますが、導入機器の選定につきまして、取扱業者、機器の性能など、本市の導入目的に沿った機器の市場調査に時間を要したことにより

まして、本日となりましたこととお詫びいたしますとともに、御理解をお願い申し上げます。

議案内容につきまして、追加議案書の17ページをお願いいたします。参考資料を18ページに添付しておりますので、御参照願います。

本案は、世界的に問題となっております海岸漂着物対策について、環境省が定めるプラスチック資源循環戦略に適切で持続可能なリサイクルの推進を図るとたわれており、本市におきましても、対馬市海岸漂着物対策推進協議会において、処分費の削減はもとより、エネルギーなどの資源としてのリサイクル推進を図るため、新たなリサイクル機器導入の提言がなされ、それに基づきまして発泡スチロール減容機及びペレット製造機を対馬クリーンセンター中部中継所に設置するものでございます。

機器の選定に当たりまして調査を行いましたところ、北海道札幌市にございます株式会社エルコムが製造する機器以外に、今回導入目的の海岸に漂着するブイなどの大型発泡スチロールに対応できる機器がありませんでしたので、同社の機器を基本仕様とし、随意契約により、去る9月4日に見積り入札の結果、同株式会社エルコム代表取締役相馬督氏が、2,060万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した2,266万円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を9月10日に締結いたしております。

ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今部長のほうから説明があったんですけども、海岸漂着物の処理については、大変取組をしなきゃいけないということで、私も今まで一般質問で取り上げたり、あるいは委員会でもお尋ねしたこともありますけども、今回、発泡スチロールについて限定して処理をする機械を入れるということですが、まず確認したいのが、大型の発泡スチロールも処理できるということですけど、この大きさは、どれぐらいまで機械の中に入れることができるのかということが1点です。

それから、2点目は、今までの油化装置の例とか、あるいは今まで私どもが知り得る範囲で、発泡スチロールの減容化とか処理をする場合には、いわゆる付着物ですね、海岸に漂着しているものが多いから、付着物とか、あるいは土がついたり汚れがついていますよね。これの処理は、機械の中にもそのまま入れることができるのか。それとも、処理するには事前に付着物を洗い流すとか、あるいは今までの例でいくと、油化装置の場合なんかはそぎ落としてしまって、きれいになった分だけを処理していましたけど、その辺りの手順はどうなるのかというのが2点目で

す。

3点目は、これペレット化して活用するという事ですから、そこについては大変いいことだと思いますし、対馬市がこれから取り組もうとするSDGsの中にもそういうことが大きな柱になってくるように聞いていますけども、活用のめどとといいますか、どのような場所でどのような活用ができるのかということを確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、乙成一也君。

○市民生活部長（乙成 一也君） 小島議員の質問にお答えいたします。

3点でございますけども、まず最初、大型の発泡スチロールの大きさはどのくらいかということでございますけども、50センチと聞いております。

次に、その油化装置が、発泡に付着物とか汚れがついていた場合にどのような処理を行うかということでございますけども、これは、機械の中に汚れたまま入れるということではできないようになっておまして、人力によりまして表面をそぎ落とすような形できれいにしてから機器に投入するという形でございます。

3番目の、ペレットの今後の活用でございますけども、農林水産部が、木質バイオマス導入の計画をしておりますので、そこら辺と調整をしながら、本ペレットを使ったボイラー等が対応できる施設等を検討していきたいと思っております。施設については、温泉施設、病院、老人ホームなどでまた検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） まず、1点目なんですけど、やっぱりこの大きさというのは、結構発泡スチロール、漂着したものの中には、いわゆるいかだ類の浮揚に使う、タンポと普通は呼ばれていますかね、あの大きいものが大多数を占めているし、あるいは、ほかにも結構発泡スチロールは大きいものを漂着物として集めているようにありますので、そういうことからすると、結構大きさもある程度切らないと入れないということが1点。

2番目の一番大きいことは、付着物の処理には結構手がかかっているみたいですね、今油化装置の場合も。そうすると、人的にこれ処理する場合に、どれぐらいの人数かかって処理してこの機械に入れるのかということがよく分かりません。

それから、活用について。これも一番大きな点なんですけど、今木質バイオマスを対馬市は進めようとしている中で、木質バイオマスと併用できるのか。併用できなくて、この発泡をペレット化したものだけを単独で使うなら、そのどこに使えるかというめどがないと、いわゆる活用ということになっていかないんで、ペレット化したのをどうするのか。埋めるのか。そういう辺りを

もっとはっきり分かりやすくした上で導入すべきじゃなかったのかなというふうに思います。

だから、いわゆる機械に入れるまでの手間がどれくらいかかるのかということと、それから活用についてのことを、もう少し説明をしてほしいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、乙成一也君。

○市民生活部長（乙成 一也君） 発泡を表面をきれいにするためにどれくらいの手間がかかるかということでございますけども、一応10月から、会計年度任用職員2人によりまして、その平成28年度分からの発泡を中部中継所のほうにストックしておりますので、まず導入に向けて、それをペレット化するというので、10月から2人を予定して、まずその過去3年分を整理したいと考えております。

農林水産部の木質バイオマス導入計画、そこら辺が、もう少し詰めた機器の購入をするべきではなかったかということでございますけども、この本機器の導入におきまして、まず協議会のほうからも提言がっておりますけども、処分費の削減ということがまずありまして、処分費が年間、現在残っている過去のもので2,270立米ございまして、その処分単価が8,800円ございまして、それで乗じまして1,997万6,000円、約2,000万円の処分費の削減ということもございまして、そこら辺も最初の目的でございますので、今後は、木質バイオマスボイラーの導入計画と協議をしていきながら、早急に導入する施設等を定めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 3回目ですので、質疑ですから3回で終わりますが、やはり今部長答弁いただいたんですけども、部長今年市民生活部に移られましたよね。それで、やはりその前の段階から、このことはずっと委員会とかでも取り上げられてきたし、今回やはり機器購入するに当たっては、この機器、私が聞いたところによると耐用年数は7年とかというふうに聞いています。

そういう中でこれを、人件費もいりますよね。今聞いたら、前処理の段階で人件費もかかるということです。やっぱりこれだけのことを動かすには、機器のその性能と、それからペレット化した後のそれを活用するということについても、今の部長答弁では、私十分に納得できないところがあるんですけど。

そういうことからすると、やはりこれは、委員会に付託して慎重に審議すべき事項じゃなかったかと思います。

今、俵副市長がおられますけど、俵副市長が市民生活部長のときにも、このことは十分御存じだと思っておりますけど、その辺り、市全体として、農林水産部のその木質バイオマスとの関連もあ

りますから、十分に庁内で検討されたのかどうか、その辺り、副市長か市長か、よかったら御答弁いただけたらと思います。

○議長（小川 廣康君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） 当時、昨年度まで私市民生活部長をしていましたので、導入に当たっての方向性等を協議をしまりましたので、私のほうから話をしたいと思います。

まず、このペレット化の導入に当たっては、協議会がありまして、その中で全国的な見地を持ってある方等の意見を参考にしながら、ペレット化をしていこうということでまず決まって、その機種選定に当たっては、3台か4台見積もってもらって協議をする中で、この今該当しているペレットの機種についておおよその決定を見て、現地の視察を行って決定をしたという経緯でございます。

この前処理に当たっては、どうしても貝殻とか付着物等については、同時に処理するような施設、機械等はありませんでした。それで、どうしても前処理は必要だという認識のもと、ペレット化のその機械を導入したわけですが、どうしても人的な作業が必要だと。機械的なものではなかなかできないので、油化装置のときもそうでしたけども、人的に処理するしかない。人力でやっっていこうということで決定をしております。

利活用については、この専用の小型のバイオマスボイラーというか、そういったものも検討はしたんですけども、農林のほうは今現在木質バイオマスをやっていますので、そちらのほうと同じような進み方をしていたので、2つあるということはおかしいということで、そちらのほうと協議ができないか。進んでいるバイオマス木質ボイラーのほうと、うちのほうのこのペレットボイラーとの協議ができないかということで、協議を進めていたというところまでが昨年であります。

本年度話を聞いたときには、やはりその正式な農林水産部のほうの、今湯多里ランドに計画をしておりますが、その後温泉施設等の導入計画もあって、その中で導入ができれば、ペレットもバイオマスボイラーのほうがいいということであれば、そちらのほうの導入も考えているということで、農林水産部のほうとは協議を進めながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議員（5番 小島 徳重君） 議長、もう1回いいですか。

○議長（小川 廣康君） どうぞ。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今副市長からも御説明いただいたんですけど、やはり今から農林水産部とも活用については協議したりするという答弁があったんですけど、もろもろの今までの答弁聞いたときに、やはりこれは、本会議に直接かけるんじゃないかと、やはり委員会審議を経て、丁寧な分かりやすい説明をしていただいて、皆さんが納得できるような中で本会議に提案すべき

だったということを要望しておきます。

同じようなことが、このことについて基本的なことは私は賛成です。漂着物の処理について、これはもう対馬市にとっては永遠的な課題ですから、そういう意味では同意できるんですけど、やはり機器購入して人件費かけてやるという意味では、もっと慎重に取り扱うべきじゃなかったかということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） 確認させてもらいたいんですけど、そのペレット化はいいんですけど、農林水産部長にお尋ねしたいんですけど、その木質バイオマスの運営する会社、市から手が離れておるわけですけども、ここら辺との協議をまだされていないような受け取り方をしたんですけど、まずそこを農林水産部長のほうから、どういったその相談、会社に対する申入れというか、そういったことはなされたかどうか確認したいと思います。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） ペレット化の導入について農林水産部と協議がされたかということでございますが、今回、地元の会社ということで、エネルギーエージェンシーつしまという会社がESCO事業で実施するわけですけども、その導入に至るまで、木質バイオマスと併せてそのペレットを、その同じ木質バイオマスの中で燃焼できないかというような協議はしましたけども、それは無理があるということで、湯多里ランドについては木質バイオマスでいきますと。

また、次の温泉施設についても、農林水産部としては木質バイオマスで考えておりまして、ペレット化については、農林水産部は農林水産部で木質バイオマス、ペレットのほうはペレットのほうで、別の施設の熱源にするように検討しているところでございます。

○議長（小川 廣康君） 3番、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） そこら辺の連携がもう少し必要かなという気はしますが、仮に、木質と発泡と全然違いますから、性質が。その化学製品を燃やすわけですから、例えば端的に考えたら中部中継所でも燃やしていますよね、小型の燃焼炉で。多分800度近く出ると思いますが、これは発泡を燃やしているわけです。時々行ってみるんですが、すごい燃焼炉の煙が出ています。性能そのものはちょっと分かりませんが、要するに黒い煙、石油製品ですから出るわけですね。

それを、その温泉施設の熱源として使おうというのは、相当な機械じゃないと対応が難しいかなと。2次燃焼が必要になりますよね、当然。発泡を燃やして、その煙をもう一度燃やすわけですから。そうすると、よく言われるCO₂との関係を少し懸念する部分があつて、民間会社としては投資経費が多額なものになっていくんじゃないかなと。だから、発泡は処理したとしても、

後々のランニングコストからするとなかなか難しい話かなという気がしております。

私は、それよりも、この契約は契約ですが、いつも言うように、海岸漂着物のありようについては、油化装置をもう少し性能のいいものがあれば、先にそれを導入して、発泡はこちらで処理すべきじゃないかと。塩分は含んでいる、砂等が含んでいる、貝殻が付着している。除去するには、これは粉碎して分別するしかないわけですから、そういった大型機械を逆に入れたほうが、この発泡については処理できるんじゃないかなと。

燃やすことと削ることだけ考えて今対応しているが、まず大型粉碎機を入れて重量による分別をして、発泡は発泡、そういったものは、砂とか貝殻とか付着物は別に分離できるという方法を考えられたほうが、今後いいんじゃないかという気はしております。

油化装置ももう耐用年数が来て、できた油の利用もできない。小型の燃焼施設についてももう耐用年数来て、メンテナンスをやっておられますが、これについてもそろそろ限界がある。

そういったことからすると、もっとトータル的な海岸漂着物の処理のありようを再度検討いただいて、前回も言いましたように、伊藤忠商事もおられるし、これを燃料としてじゃなくて資源として使う方法もあるわけですから、市全体として、そういう方向で検討された上でこれが必要だというなら分かりますが、どうも今までの機械の導入が端的に、ポイントポイントの話になっているんですね。

そこら辺の今後の海岸漂着物の処理に関する考え方をどのようにお持ちか伺いたします。

それと、この建屋はいらぬんですか。今中部中継所に機械が入るような建屋はちょっと見当たらないような気がするんだけど、これは野外で十分対応できるのかどうか確認します。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、乙成一也君。

○市民生活部長（乙成 一也君） 長郷議員の質問にお答えいたします。

なぜ発泡スチロールのペレットなのか、今ある油化装置をすればいいんじゃないかというお話でございますが、この発泡スチロールブイの圧縮ペレット装置の導入に当たりましては、先ほど副市長も申しましたように、対馬市海岸漂着物対策推進協議会において平成30年度に4回ほど協議が行われまして、海岸漂着プラスチック類のリサイクル機器の種類等について議論、討論がされております。

3社によるプレゼンテーションがございまして、そのうちの1つの油化装置もございました。そして、あと2番目に、今言う発泡スチロールブイの圧縮ペレット装置。それから、3番目に漁網、ロープの破碎装置とボイラー装置と、この3点につきまして、その協議会のほうでいろいろ検討された結果、経済性、作業の容易性、利便性、今後の埋立て利用の削減、信頼性の5点の観点から、この発泡スチロールブイの圧縮ペレット化装置に決定されて、市に提言がなされたので、そちらのほうを採用させていただいております。

それと、施設を置く場所でございますけれども、今あります油化装置の空いたスペースに設置できるということを予定しております。

以上です。

○議員（3番 長郷 泰二君） いいです。

○議長（小川 廣康君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論、採決を行います。

議案第83号、財産取得契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時25分からいたします。

午前11時10分休憩

午前11時23分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第9. 議案第84号

○議長（小川 廣康君） 日程第9、議案第84号、財産の無償貸付についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） ただいま議題となりました議案第84号、財産の無償貸付についてにつきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

追加議案書19ページをお願いします。

次のとおり、建物及び土地を無償で貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

無償貸付する財産でございますが、建物は、名称、旧対馬市立佐護小学校。所在、対馬市上県町佐護北里993番地。構造、鉄筋コンクリート2階建て。面積、1,738平米。

土地は、所在、対馬市上県町佐護北里995番地及び994番の一部。地目、学校用地。面積、1,952平米でございます。

無償貸付の相手方は、所在、対馬市上県町佐護北里767番地。名称、株式会社対馬地球大学で、無償貸付の期間は、令和2年12月1日から令和7年11月30日までの5年間でございます。

旧佐護小学校校舎とその敷地を貸し付けるものでございますが、貸付者の決定に当たっては、公募の上、対馬市学校跡地利活用検討審査委員会での候補者審査の結果を踏まえまして決定いたしております。

その貸付料につきまして、提出された利活用計画から、無償貸付としたいと考えておりますが、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定には該当いたしませんので、地方自治法第96条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

無償とする理由でございますが、1点目が、貸付者は株式会社であり営利企業であるものの、取締役及び相談役は地域の住民のみであること。

2点目が、定款において、利益は株主への配当は行わず、地域へ還元すると規定している非営利型の株式会社であること。

3点目が、交流人口の拡大はもとより、地場産業の振興、地域の雇用創出、多世代交流の促進、健康づくりの推進と地域の活性化に寄与するものであること。

以上の3点によりまして、公共的団体である地域による利用とみなして無償の貸付とするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論、採決を行います。議案第84号、財産の無償貸付について討論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第10. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（小川 廣康君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

決算審査特別委員会、3常任委員会において、審査中の事件であります認定第1号、令和元年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、令和元年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの8件について、配付しておりますとおり継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。8件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議事運営の都合により、暫時休憩いたします。着席のまましばらくお待ちください。

午前11時29分休憩

.....
午前11時29分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

お諮りします。ただいま坂本充弘君外から発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第1号

○議長（小川 廣康君） 追加日程第1、発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地

方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） ただいま議題となりました発議第1号につきまして提案理由を説明いたします。

発議第1号、令和2年9月18日、対馬市議会議長小川廣康様、提出者、対馬市議会議員坂本充弘、賛成者、対馬市議会議員伊原徹、同じく長郷泰二。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは、意見書（案）を読み上げて提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度、地方財政対策及び地方税改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直

しは土地・家屋・償却資産を問わず断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月18日、長崎県対馬市議会。提出先、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、内閣官房長官様、総務大臣様、財務大臣様、経済産業大臣様、経済再生担当大臣様、まち・ひと・しごと創生担当大臣様。

以上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定いたしました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 第3回対馬市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

台風第9号に続き、9月6日から翌7日にかけて襲来した台風第10号は、特別警報級の勢力で接近するとの情報から、今まで避難されたことのない市民の方も早めに避難行動を取られ、市内52か所に設置した避難所には、コロナ禍の中、過去最大となる777世帯、1,500人の方々が避難されました。

その際、避難所の運営において浮き彫りとなった課題もあり、運営体制についての検証のため、当日の避難所運営に従事した職員の出席を求め、9月16日に庁内防災担当者会議を開催いたしました。

会議では、各担当から、対応状況や問題点、避難所における備品確保及び改善点等の報告と意見交換を行い、今後の避難所運営について情報を共有したところでございます。

また、台風第9号及び第10号の暴風の影響により、CATVの光ファイバーの断線や設備機器の障害が市内広範囲にわたり発生しており、復旧作業も思うように進まず、障害が発生した地域の皆様には御不便をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

障害発生件数491件に対し、本日現在、一部の仮復旧を除けば、復旧未了を15件残しておりますが、台風通過後、指定管理者において休日返上で復旧作業に全力で取り組んでおりますので、もうしばらくお時間をいただくことを御了承願います。

また、台風第9号及び第10号の影響は市内各地に及び、多くの被害が発生しているところでございます。

このような状況から、復旧に係る支援をお願いするため、本市としては初めて、ふるさと納税制度における災害復旧支援寄付金サイトをふるさとチョイス等に開設いたしました。頂いた寄付金の使途といたしましては、災害廃棄物の処理や復旧事業の一部として活用する予定としておりますので、議員の皆様におかれましては、災害復旧に係る寄付の御相談等がございましたら、本制度につきまして御紹介方をよろしくお願いいたします。

次に、職員人事についてでございます。

文化交流・自然共生課の町田一仁主幹を、10月1日付人事異動により、対馬博物館長に任命いたします。町田主幹は、中央大学文学部史学科卒業後、昭和54年下関市役所に奉職し、下関市立長府博物館長、下関市立考古博物館長、文化財保護課長、教育部次長を歴任し、定年退職後は、下関市立歴史博物館長を経て、平成31年4月から対馬市職員として主に朝鮮通信使縁地連絡協議会ユネスコ連絡部会に関する業務を担当しております。

朝鮮通信使に関する著作や論稿も多く、朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本学術委員会副委員長として、「朝鮮通信使に関する記録」のユネスコ世界記憶遺産登録に御尽力いただいたことは記憶に新しいところでございます。

また、長年にわたる博物館運営の経験とノウハウ、そしてその人脈や朝鮮通信使研究の第一人

者としての実績は初代対馬博物館長の任にふさわしく、その手腕を大いに発揮していただけることを確信しております。

本定例会におきましては、9月8日から11日間にわたり慎重に御審議いただき、御提案申し上げました全ての議案について御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

最後になりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、対馬市におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の予算が整い、対馬市の経済行為を継続するため、感染症対策事業を実施されている真ただ中で、御苦労されていることと察します。

新型コロナウイルスの収束は見えない状況であり、新型コロナ感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、警戒を継続しつつ、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等を活用し、新しい生活様式を取り入れた社会経済活動を力強く推進していくことが必要かと思われま

す。

新型コロナウイルスとの共生が求められるこれからの社会において、議会、行政が知恵を出し合い、市民の暮らしの安心・安全確保、市民生活の支援、地域産業への支援・活性化に向け、スクラムを組み、新型コロナウイルスという見えない敵に立ち向かっていこうではありませんか。

次に、令和2年第3回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下市幹部の方々の御協力に対し心からお礼を申し上げます。

審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待をいたします。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。これもちまして、令和2年第3回対馬市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小川 廣康

署名議員 小島 徳重

署名議員 吉見 優子